

令和 7 年度

第 1 回 山口地方最低賃金審議会山口県鉄鋼業、非鉄金属製
錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業
最低賃金専門部会

令和 7 年 9 月 3 日 (水) 9 時 30 分から
山口地方合同庁舎 2 号館 5 階共用会議室

議 題

- 1 部会長、部会長代理の選任
- 2 特定最低賃金について
- 3 改正決定の必要性の審議について
- 4 その他

資 料

- 1 令和7年度 山口県特定最低賃金専門部会委員名簿
- 2 山口県の最低賃金の改正決定について（答申）写し
- 3 地方最低賃金審議会委員説明資料〈地域別最低賃金編〉
- 4 地方最低賃金審議会委員説明資料〈特定最低賃金編〉
- 5 目安答申後の地方最低賃金審議会における流れ
- 6 特定（産業別）最低賃金の決定について
- 7 申出書（特定最低賃金改正（鉄鋼））
- 8 特定最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
- 9 経済関係資料
 - （1）山口県金融経済情勢（2025年8月）【日本銀行下関支店】
 - （2）山口県企業短期経済観測調査（2025年6月）結果の概要【日本銀行下関支店】
 - （3）日本銀行下関支店の景気表現【日本銀行下関支店】
 - （4）法人企業景気予測調査結果（令和7年4～6月期調査）
【財務省中国財務局山口財務事務所】
 - （5）山口県内の経済情勢（令和7年7月29日）【財務省中国財務局山口財務事務所】
- 10 令和7年春季賃上げ要求・妥結状況
 - （1）令和7年春季賃上げ要求・妥結状況について（最終集計結果令和7年6月末現在）【山口県産業労働部労働政策課】
 - （2）2025春季生活闘争 賃金改善回答集計＜最終＞【連合山口】
- 11 特定最低賃金時間額とそのアップ率の推移（鉄鋼）
- 12 最低賃金基礎調査結果（鉄鋼）
- 13 都道府県別「鉄鋼」の特定最低賃金
- 14 山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会運営規程

※この資料は次回以降もご持参ください。

令和7年度山口県特定最低賃金専門部会委員名簿

50音順・敬称略

山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金専門部会

公益代表委員		労働者代表委員		使用者代表委員	
氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職
今崎 光智	弁護士	西村 徳浩	日本基幹産業労働組合連合会 山口県本部 副委員長 神戸製鋼所労働組合 長府支部 執行委員長	荒瀬 慎太郎	山口県経営者協会 理事事務局長
藏田 典子	公立大学法人山口県立大学 国際文化学部講師	藤田 英二	日本基幹産業労働組合連合会 山口県本部 事務局長 日本製鉄山口労働組合 副組合長	大澤 真司	東洋鋼板株式会社 下松事業所 人事部 人事グループリーダー
小林 友則	国立大学法人山口大学 経済学部 准教授	横山 崇	日本労働組合総連合会 山口県連合会 副事務局長 三菱重工グループ労働組合連合会 下関地区本部 特別役員	片山 雄佑	日本製鉄(株) 山口製鉄所 総務部労政人事室長

山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

公益代表委員		労働者代表委員		使用者代表委員	
氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職
今崎 光智	弁護士	篠澤 勇介	グローバルウェア・ハズ・ジャパン 労働組合 執行委員	坂本 竜生	山口県中小企業団体中央会 専務理事
神保 和之	元山口朝日放送株式会社 常勤監査役	松岡 伸一	NJコンポーネント労働組合 執行委員長	濱野 英昭	NGKエレクトロデバイス(株) 業務統括部総務部長
難波 利光	周南公立大学 人間健康科学部教授	横山 崇	日本労働組合総連合会 山口県連合会 副事務局長 三菱重工グループ労働組合連合会 下関地区本部 特別役員	三隅 和則	株式会社ティーユーエレクトロニクス 取締役総務部長

山口県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

公益代表委員		労働者代表委員		使用者代表委員	
氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職
今崎 光智	弁護士	井上 薫	三菱重工グループ労連下関地区本部 副執行委員長兼書記長	嶋本 健児	下関商工会議所専務理事(兼) 山口県商工会議所連合会専務理事
藏田 典子	公立大学法人山口県立大学 国際文化学部講師	大塚 修志	マツダ労働組合 山口県本部 第6組織部長	杉山 克彦	ダイキョーニシカフ株式会社 製造統括部 防府管理課・課長
難波 利光	周南公立大学 人間健康科学 部教授	港 圭介	連合山口副事務局長 連合山口県央地域協議会 事務局長	前原 崇志	株式会社新笠戸ドック 総務勤労グループリーダー

山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金専門部会

公益代表委員		労働者代表委員		使用者代表委員	
氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職
小林 友則	国立大学法人山口大学 経済学部 准教授	大原 敬典	UAゼンセン山口県支部 常任	勝本 忍	株式会社イズミ ゆめタウン山口店 支配人
神保 和之	元山口朝日放送株式会社 常勤監査役	倉重 里加	日本労働組合総連合会 山口県連合会 副事務局長	藏藤 共存	山口県商工会連合会 専務理事
難波 利光	周南公立大学 人間健康科学部 教授	下川 桂	大丸松坂屋百貨店労働組合 下関支部 支部執行委員長	下村 智	株式会社大丸松坂屋百貨店 大丸下関店

令和7年8月19日

山口労働局長

鈴木 輝美 殿

山口地方最低賃金審議会

会長 小林 友



山口県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月14日付け山口労発基 0714 第8号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねたが、労使の意見がまとまらず結論を見出せなかった。このため、公益委員見解を示し、採決を行った結果、賛成多数により別紙1のとおりとするとの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、令和6年10月1日改正発効の山口県最低賃金（時間額979円）は令和5年度の山口県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会の要望事項及び山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の審議状況を明らかにするため、別紙3の「山口県最低賃金の改正決定に関する報告書」を添付する。

山口県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山口県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 4 3 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 1 0 月 1 6 日

山口県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山口県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 979 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,171 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 か月換算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注） 1 か月換算額

979 円（山口県最低賃金）×173.8（1 か月平均法定労働時間数）
×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）＝137,311 円

令和7年8月19日

山口地方最低賃金審議会

会長 小林 友則 殿

山口地方最低賃金審議会

山口県最低賃金専門部会

部会長 難波 利光

山口県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月14日、山口地方最低賃金審議会において付託された山口県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

審議における、労使代表委員の主な意見は次のとおり。

【労働者代表委員の主な意見】

「労働者の生計費」については、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準である連合リビングウェイジでは、山口県は生活に必要な時間額は1,130円であり、段階的に早期引き上げが必要。

山口市の本年5月の消費者物価指数（総合）については、前年同月と比べると上昇となっているが、とりわけ食料品の物価上昇が6.4%となっているとともに、エンゲル係数の推移についても近年上昇傾向にある。さらに、令和7年1月からの実質賃金が4か月連続でマイナスとなっており、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状態が継続されており、さらに、今後も物価上昇が続くことも予想される。

「賃金」について、山口県においても今年の春闘が昨年に引き続き5%を超えたことに加え、中小企業の賃金改定も昨年と同様の上昇傾向となっており、その結果を広く、確実に波及させる必要がある。

「通常の事業の賃金支払能力」については、法人企業統計によると全国中小企業の経常利益は25.4兆円と過去最高を更新しており2010年度の2.4倍、2020年度の2.2倍となっており、利益を拡大させている。加えて、山口県の求人募集賃金の平均は、民間サイトで1,097円であり、現在働いているパートタイムの方の時給の平均が毎勤統計で1,213円となっており、この金額を見ても支払能力は担保されていると認識している。

最低賃金近傍で働く労働者の生活はさらに苦しくなっていくことが予想され、中央の公益委員見解同様、山口県においても労働者の生計費を重視することが重要である。

これまで結審した他県の状況に鑑みると、多くの県が3要素＋地域間格差を意識した目

安額以上の引上げが行われており、更なる地域間の格差が拡大している。来年以降も引き続き地域間額差の縮小に向けた検討が必要。

【使用者代表委員の主な意見】

山口県の最低賃金の3要素、特に、山口県の中小・小規模事業所データに基づいて決定すべき。

「労働者の生計費」については、山口市消費者物価指数「持家の帰属家賃を除く総合」の前年同月比は、直近の令和7年6月は3.2%と昨年同期より低く、「食料」に係る山口市の数値は、昨年同月比より+6.6%となっているものの、ウェイトは消費支出全体の25%しかなく、生計費全体の状況を表したものではない。

「賃金」の状況は、山口県の春闘結果は、労働組合が組織されている企業のデータであることに留意が必要。

「毎月勤労統計調査」では、5月期の事業所規模5人以上の事業者の「決まって支給する給与」の対前年同月比は+4.0%、実質賃金は+0.3%となっている。

「通常の事業の賃金支払能力」については、山口財務事務所「法人景気予測調査(4～6月期)」では、令和7年度の経常利益見込みは中小企業全体で▲22.9%と見込んでおり、日銀下関支店の6月短観でも減益の見込み。

中央会が毎月実施している景況調査では、「収益状況」のDI値は、▲26.2とマイナスが続いている。原材料費の高騰や人手不足による人件費・外注費の増加等により、収益面では厳しい状況が続いている。中央会が7月に実施した調査では、原材料費、人件費の増加分を販売・受注価格に転嫁できたとする事業所は5割程度であり、価格転嫁が十分にできていない。

使用者側としては、物価高騰への対応を重視するとともに、現状における中小企業の支払い能力も重視すべきと考えている。

今年の最低賃金としては、消費者物価＝生計費の上昇と賃金の上昇を踏まえると、一定程度の引上げは必要であるが、中小企業・小規模事業者の支払い能力としては、収益の悪化により大変厳しいことから、大幅な引き上げは困難。

法に基づいた3要素に関する議論とは抜きに、地域間格差の観点については、法に基づく審議というものが少し横に置かれていると考えざるを得ない。また政府の方針として2020年代に1,500円や、目安を上回った場合には補助金等の重点支援を行うという考えを示されることに対しては、地方審議会における法に基づいた適切な審議を妨げるものではないかと考える。

以上のとおり、労使の意見の隔たりは大きく、公労使それぞれの立場を尊重した審議に努めたが、意見がまとまらず結論を見いだせなかった。このため、【公益委員見解】を別紙2のとおり示し、採決を行った結果、今回の結論に至ったものである。

審議経過の詳細については、別紙3のとおりである。

また、発効日について専門部会において検討したが、労働者代表委員から「労働者に対して1日でも早い反映をと考えている。」との意見が出た一方、使用者代表委員からは、

「中小・小規模事業者には影響が極めて大きく、発効日を少しでも遅らせることにより、経営者の引上げに伴う準備期間を設け、106万円の壁の就業調整に伴う人手不足の回避という意味で、1月1日を発効日とする考え方ができないものか。」等議論がなされたが、この点については、来年度の継続検討課題となった。

なお、別紙4のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の答申「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月1日発効の山口県最低賃金（時間額979円）は山口県の生活保護水準を上回っていたことを申し添える。

公労使代表委員共通の政府への要望は、次のとおり。

政府においては、中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるために取り組む政策対応として、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において示された、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を着実に実行するよう要望する。

また、山口県においては、企業を取り巻く環境が厳しい状況にあり、生産性向上の支援が不可欠である。各種の助成金支給も含め、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が活用できるよう、支給要件の緩和や助成額の加算等の制度充実を行った上で、県内の企業・事業者に対し十分な周知を行うことを要望する。そして、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望するとともに、さらなる周知徹底を要望する。

さらに、山口県の中小企業・小規模事業者については、価格転嫁が十分に進んでいない現状に鑑み、労務費・原材料費等のコスト上昇分の適切な価格転嫁を一層促進するため、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の施行に向けて、十分な周知に加え、公正取引委員会、中小企業庁及び業所管省庁が連携体制を早期に構築し、執行体制の抜本強化を図るよう要望する。

加えて、パートナーシップ構築宣言について、各企業や団体に宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加算措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。

また、価格転嫁については、官公需における対策等を徹底するとともに、企業間取引のみならず消費者に対しても転嫁に理解を求めていくよう要望する。

いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進及び制度改善を図るとともに、賃上げや社会保障費の増加に伴い、特に中小企業・小規模事業者の負担が増大しており、これらを軽減するための社会保障制度並びに税制度の改正も含めさらなる解決のための抜本的施策の検討を要望する。

また、社会保障費の国民負担率の増加は、労働者が受け取る実質的な所得低下の一因となっており、この点についても改善のための抜本的施策の検討を要望する。

本件審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

部 会 長

部会長代理

難 波 利 光

今 崎 光 智

神 保 和 之

(労働者代表委員)

大 塚 修 志

大 原 敬 典

横 山 崇

(使用者代表委員)

藏 藤 共 存

坂 本 竜 生

宮 本 道 浩

(五十音順)

山口県最低賃金

1 適用する地域

山口県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,043 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 10 月 16 日

令和7年度山口地方最低賃金審議会 山口県最低賃金専門部会公益委員見解

山口県最低賃金は、時間額 1,043 円、引上げ額 64 円、引上げ率 6.5%とする。
発効日は、令和7年10月16日とする。

山口県最低賃金専門部会は、今年度の改正審議に当たって、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素（「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」）のデータに基づき、中央最低賃金審議会で示された目安を十分に参酌しつつ、山口県の経済・雇用の実態を十分に目配りし、改正額が合理的で納得感があるものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、次のとおり、上記のほか地域間格差及び発効日についても検討を行った。

1 中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解

今年度の中央最低賃金審議会の目安審議に当たっては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮し審議が行われた。

労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均 3.9%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までの9か月平均が、4.2%から6.7%の高い水準となっているとされた。

賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と33年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても5%台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率は2.5%で、昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっているとされた。

通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にあるとされたが、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあるとともに、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性があるとされ、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業（使用者）に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があるとされた。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定しており、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資すること等にも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては全国加重平均 6.0% (63 円) を基準として検討することが適当であるとされた。

各ランクの目安額については、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であり、A ランク 63 円 (5.6%)、B ランク 63 円 (6.3%)、C ランク 64 円 (6.7%) とすることが適当とされた。

地方最低賃金審議会への期待として、審議に際し、①目安を十分参酌し、地域データを見極めた上での自主性発揮、②今年度の目安額が、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることへの配意、③引上げ額とともに発効日についての十分な議論、等を要望するとされている。

2 山口県最低賃金専門部会公益委員見解判断理由

本専門部会においては、中央最低賃金審議会から示された目安、労働者代表委員・使用者代表委員の意見及び以下の理由を十分に参酌して総合的に勘案した結果、今回の改定金額を提示することとした。

労働者の生計費については、本年は、最低賃金に近い賃金水準の労働者に影響を及ぼす消費者物価指数「食料」「光熱・水道」など生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を勘案する必要があるところ、山口市消費者物価指数「持家の帰属家賃を除く総合」が令和7年1月から令和7年6月までの平均が 4.1% (昨年同時期 2.9%)、「食料」においては、同時期平均が 6.9% (昨年同時期 5.3%)、であり、「光熱・水道」においては同時期平均 6.7% (昨年同時期マイナス 4.3%) と、昨年よりさらに上昇し高水準となっている。

また、山口県「毎月勤労統計地方調査結果」(事業所規模5人以上)では、決まって支給する給与の実質賃金指数の前年同月比が、令和4年から6年までマイナスとなり、令和7年1月から4月まではマイナスが続いている。

さらに、上記消費者物価指数について、総務省の「消費者物価地域差指数」(令和7年6月27日:2024年結果:全国の物価水準を100とした場合の各地域の物価水準を指数値で示したもの)によると、10大費目別消費者物価地域差指数のうち、高い順で、全国のうち山口県は「総合」で13位、「家賃を除く総合」で10位、「食料」で10位、「光熱・水道」で7位、都道府県庁所在地及び政令指定都市(全52カ所)順位で、山口市は「総合」で13位、「家賃を除く総合」で8位、「食料」で3位と相対的に指数が高い中、令和6年度の最低賃金の順位は全国29位となっている。

これらのことから、山口県において最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっている者もいると考えられる状況も踏まえ、本年1月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、統計資料にもある主要な生活必需

品である、「食料」「光熱・水道」の消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

賃金については、山口県が調査した「令和7年春季賃上げ要求・妥結状況（最終集計結果）」によると、賃上げ率は全国平均よりも高く、県内全体で5.19%と昨年度に引き続き5%台の高水準となっている。

連合山口の2025年春季生活闘争賃金改善回答集計をみると、山口県内の賃金上昇率は5.08%であり、昨年を引き続き高水準となっている。

また、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は（Bランク）2.9%であり、昨年（2.4%）を上回る高水準である。継続労働者に限定した第4表③では（Bランク）3.4%となっており、これも昨年の結果（2.9%）を上回った。

これら高水準での賃金上昇傾向は十分に考慮する必要がある。

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されるところ、本専門部会においては、経済情勢に係る各種統計資料のほか、県内の中小企業・小規模事業者の現況把握に努めた。

日本銀行下関支店の「山口県金融経済情勢」によると、令和7年8月の概況は「輸出は前年を下回った。」「住宅投資は弱めの動き」となる一方、「個人消費は着実に持ち直し」「設備投資は増加」「生産は持ち直しの動き」「雇用者所得は改善」とされ、「県内景気は、緩やかに回復している。」となっている。

同じく、日本銀行下関支店の「企業短期経済観測調査結果＝山口県＝」（令和7年7月1日）によると、業況判断DIは、全産業で令和6年12月が20（全国平均15）、令和7年3月は「最近」18（全国平均15）、6月が「最近」15（全国平均15）と、全国平均を上回っている若しくは並んでいる。

財務省中国財務局「法人企業景気予測調査結果（令和7年6月）」によると、令和7年度の経常利益は全体で前年度比マイナス1.2%の減益見込みとなっているものの、令和7年度の売上高は前年度比4.5%の増収見込みとなっており、また、設備投資計画についても前年度比4.1%の増加見込みとなっている。

山口県の企業倒産件数（東京商工リサーチTSR情報）については、令和6年は70件（前年72件）、負債総額は88億7千万円（前年130億7千5百万円）で、前年より件数で2.8%、負債総額で32.2%減少している。また、令和7年についても、1月から6月までの上半期において、倒産件数は30件（前年同期40件）、負債総額は35億4千4百万円（前年同期40億7千万円）で、件数で25%、負債総額で12.9%減少している。

厚生労働省職業安定統計によると、令和7年6月の山口県内のパートタイム労働者の1求人あたりの募集金額下限額は平均1,123円と1,100円を超える水準で推移している。

一方で、価格転嫁については、目安に関する公益委員見解において、「価格転嫁の状況は改善はしているが二極分離の状況」とあるが、山口県中小企業団体中央会が会員組合傘下の中小企業に対し令和7年7月1日調査時点で行った「価格転嫁及び賃上げに関する調査結果について」では、原材料費、人件費（賃金等）を転嫁した企業は46%と令和6年度調査より減少し、価格転嫁ができたとする事業所においても、8割以上の事業者が転嫁割合は50%未満となっている。また、価格転嫁ができたとする事業所にあっても「人件費引上げ分」は、転嫁割合が10%未満とする事業者が6割以上あり、特に価格転嫁が進んでいない。

以上のとおり、県内の景気は緩やかな回復傾向にあると考えられるが、県内中小企業・小規模事業者の経常利益や価格転嫁等の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると考えられる。

地域間格差については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であるとされているところ、平成 20 年度に東京都の最低賃金との差が 98 円であったのが、令和 5 年度には 185 円まで拡大し、令和 6 年に 184 円と 1 円縮まったものの、最低賃金面での格差問題は解消されていない状況にある。逆に、ここ数年で C ランク県との差が急激に縮まっており、平成 30 年度に最低賃金が最下位であった県との差が 41 円であったのが、令和 6 年度では 28 円差となっている状況である。

山口県においては、若者の都市部への流出もあり人口減少が続き、総務省統計局の人口推計（令和 6 年 10 月 1 日現在）でも、令和 5 年と比較した令和 6 年の増減率がマイナス 1.26%と、全国で 10 番目に高い減少率（令和 7 年 7 月前後の推計人口と、令和 2 年の法定人口を比較した増減率は、マイナス 5.72%で全国で 8 番目に高い減少率）となっており、最低賃金層で働く若年者等の労働環境の改善は喫緊の課題となっている。

なお、地域間格差の解消については、県内の各団体からも、審議会に対し意見が寄せられているところである。

3 発効日

発効日については、専門部会において議論され、労働者代表委員から、「労働者の賃金にできるだけ早く反映させ、以て労働者の生計費の一部とすべきであり、これまでどおり答申日より最短で発効させるべき。」との意見が出された一方で、使用者代表委員からは「引上げ率が高く、企業には準備期間が必要であることや最低賃金上がることによる年末の就業調整等を考慮すべきであり、最短での発効は見直し、適切な時期での指定日発効とすべき。」との意見が出され、意見の一致を見なかった。公益代表委員としては、この点につき、本年度既に答申のあった他地域の本年度発効予定日の多くと同様、これまでどおりの最短発効日とするが、来年度以降、山口地方最低賃金審議会の場で継続課題として議論を行うこととしたい。

以上

地域別最低賃金額改正に関する専門部会の経過報告

●はじめに

令和7年度の地域別最低賃金額改正については、本年6月13日付けで閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意した審議を行った。

5回の専門部会の中で、労働者側、使用者側から、最低賃金近傍の労働者や厳しい経営環境の中にある中小企業・小規模事業者の状況等を踏まえた改正額について真摯な議論がされるなど、審議を尽くしたところである。

第1回専門部会においては、生活保護費と最低賃金の比較について、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき比較したところ、令和6年10月1日発効の山口県最低賃金・時間額979円は、山口県の生活保護費を下回っていなかったことが確認された。

●労働者側主張

第2回専門部会では、

- 1 連合は「誰もが時給1,000円」を目標に地域別最低賃金の引き上げに尽力し、2024年度の改定で16都道府県が1,000円に到達した。山口県においては未だ到達していないが、今年度、その達成が射程に入ったと認識する。加えて、一昨年より「中期的に一般労働者の賃金中央値の6割」という相対的貧困の物差しによる目標設定を確立しており、これを念頭に今年も、そして来年以降も継続的な水準引上げを実現する必要がある。
- 2 連合リビングウェッジについては、連合本部が4年に一度作成する指標であるが、昨今の急激な物価上昇を反映するため、毎年簡易改定された金額であり、より実態にそったものとなっている。山口県はBランクで、生活に必要な時間額は1,130円と示されており、昨年1,050円に対し、80円引きあがっている。
- 3 現在の山口県の最低賃金が979円であり、時間額で151円足りないこととなり、これを月の給与に換算すると約2万5千円足りないこととなる。更には、自動車を保有する場合は時

間額 1,440 円と示されており、山口県は自動車保有数が約 107 万台で、県民 1.2 人に 1 台となっており未成年やお年寄りを除くと、大半の方々が自動車を保有している現状に鑑みると、更なる時間額引上げが必要となることも認識いただける。

- 4 消費者物価指数については、5 月現在、総合で 112.5、前年同月と比べると 3.6%の上昇となっており、生鮮食品を除く総合については 112.2、前年同月比 3.8%の上昇となっている。
- 5 目安では 63 円が示されたが、まずはリビングウェイジで示された時間額 1,130 円を早期に到達しなくてはならない。加えて、目安で示された 63 円は影響率が 31.6%となっており、近年では、過去最高の影響率となる。
- 6 最低賃金 1,500 円の早期実現についてですが、急激な金額の引き上げは、県内の中小企業、零細企業に与える影響が大きく、労働者委員としても、段階的に引き上げていくことが、現実的であると認識している。早期に時間額 1,130 円の実現を目指すためにも、今年度の目安を尊重することに加え、更なる地域間格差の縮小に努めるためにも、目安以上の引き上げを求めて参りたい。
- 7 本日の提示額としては、目安 63 円+42 円の 105 円の引上げ額を提示する。これは政府が掲げる 1,500 円に 5 年間かけて近づけてまいりたい思いからの表明。影響率も含めた高い数字であるが、歩み寄ったところであり、次回以降議論したい。
との主張がされました。

第 3 回専門部会では、

- 1 前回の専門部会で引き上げ額 105 円を提示したが、その後歩み寄りとしてリビングウェイジ 1,130 円の早期到達として 2 年がかりで 151 円の引き上げをしていきたいとして、今年度はこの 151 円を 2 年間で割り、75.5 円、76 円の引き上げが必要と考えて、目安 63 円+13 円の 76 円 1,054 円の提示とさせていただいた。

この根拠として 3 要素に照らし合わせて説明させていただくと、まず労働者の賃金について今年の春闘が過去最高の昨年をも上回る結果となったことに加え、中小企業の賃金改定も昨年と同様の上昇傾向となっており、その結果を広く、確実に波及させる必要がある。また、実質賃金が 4 か月連続でマイナスとなっており、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状態が継続されており、今後も物価上昇が続くことも予想され、昨年以上の賃金引き上げが必要と考えている。

次に労働者の生計費について、消費者物価指数が昨年と比較して 3.3%の上昇となって

おり、とりわけ食料品の物価上昇が平均 6.4%となっている。またエンゲル係数の推移についても近年上昇傾向であることに加え、日銀の経済物価上昇の展望では 2026 年度も消費者物価が 2%程度の上昇率を予測しており、価格転嫁がさらに進む現状に鑑みまして、最低賃金近傍で働く労働者の生活はさらに苦しくなっていくことが予想される。

次に通常の事業の支払能力について、通常の事業の支払能力とは、個々の企業の支払能力ではないと認識している。法人企業統計によると全国中小企業の経常利益は 25.4 兆円と過去最高を更新しており 2010 年度の 2.4 倍、2020 年度の 2.2 倍となっており、物価高やこれまでの最低賃金引き上げを経てもなお、中小企業も利益も拡大させている。加えて、配付資料にあるように山口県の求人募集賃金の平均が民間サイトで 1,097 円、ハローワークと民間サイトでも 1,090 円となっている。加えて現在働いているパートタイムの方の時給の平均が 1,213 円となっており、この金額を見ても支払能力は担保されていると認識している。

以上のことに加え、中央の公益委員見解において、「昨年度に引き続き消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した」、とあるように山口県においても労働者の生計費を重視することが重要であると考えている。

2 労側として歩み寄りを何度か行ったところであるが、また 12 日に深い議論を行いたい。

金額提示としては目安 63 円＋5 円の 68 円を提示したい。

との主張がなされました。

第 4 回専門部会では、

1 労働者側としては前回、目安 63 円＋5 円の 68 円を提示し、本日も 3 要素に基づき議論を行ってきたが進展には至らなかった。

なお、発効日については当初から一貫して主張しているが、労働者に対して 1 日でも早い反映をと考えている。他県では指定発効日を利用しているところもあると聞いている。発効日については今すぐの議論にはならないと感じている。来年以降、発効日を遅らせることによって労働者の賃金はどうなるのかということについてしっかり議論しながら、来年以降の検討課題にしていきたいと考えている。

との主張がなされました。

第 5 回専門部会では、

1 労働者側としては、5 回にわたる専門部会において、リビングウェッジ 1,130 円の早期達成に向け、様々主張を行った。また、山口県春闘結果や近隣県への人材流出、更には地域間額差の縮小にもこだわり、目安以上の引上げを求めたところである。

そのような中、公益委員見解として目安額+1 円の 64 円が示されたところであり、労働者側としては、引上げ額 68 円にこだわりたいところではあるが、64 円は目安額以上の金額であるとともに過去最高の引上げ額となり、一定の理解を示したいと考える。

しかしながら、現時点で結審した他県の状況に鑑みると、多くの県が 3 要素+地域間格差を意識した目安額以上の引上げが行われており、更なる地域間の格差が拡大していることをご理解いただき、来年以降も引き続き地域間額差の縮小に向け主張していきたいので、引き続きのご理解をお願いします。

との主張がなされました。

●使用者側主張

第2回専門部会では、

- 1 地域別最低賃金は、最低賃金法第9条に基づく3要素（「労働者の賃金」、「労働者の生計費」、「通常の事業の賃金支払能力」）について、山口県のデータに基づいて決定されるべきものであり、丁寧に議論を重ねていかなければならない。山口県のデータとは、中小企業・小規模事業者の現状を重視すべきと考えており、資料「山口県における中小企業の現状」の「中小企業の割合等」と整理している。本県の事業所数の9割以上、従事者数の8割以上が中小・小規模事業所及びその従事者であり、最低賃金引き上げの影響は、中小・小規模事業所への影響が大きいことから、大企業を含む全体より、可能な限り中小企業に係るデータを重視すべきと考える。中小・小規模事業所の労働組合の組織率は低く、特に中小・小規模事業者にあつてはほとんど組織されていないことから、中小・小規模事業者全体の状況を表していないことに留意する必要がある。
- 2 3要素のうち、まず、「労働者の生計費」については、山口市消費者物価指数によると、「持家の帰属家賃を除く総合」の前年同月比は、直近の令和6年6月は3.2%と、昨年同期の3.4%より低い。一方、昨年10月から今年6月までの平均は、3.87%であり、昨年同期の2.8%より高い。「食料」に係る山口市の数値は、昨年同月比より+6.6%となっている。ただし、食料のウェイトは消費支出全体の25%しかなく、また、その大幅な増加理由は、穀類(コメ)の上昇と思われ、生計費(消費支出)全体の状況を表したものではないと考える。
- 3 次に「賃金」の状況は、県の春季賃上げ要求・妥結状況によると、7年度の賃上げ率は、300人未満の中小企業は4.64%と昨年(3.94%)より高い。また、連合山口の春季闘争賃金改善回答集計では、300人未満が4.79%と昨年(4.54%)より高い。なお、これらはいずれも、労働組合が組織されているごく一部の中小企業のデータであることに留意が必要。

県が公表している「毎月勤労統計調査」では、5月期の事業所規模5人以上の事業者の「決まって支給する給与」の対前年同月比は+4.0%、実質賃金は+0.3%となっている。中央会が7月に実施した「労働事情実態調査」によれば、今年の1月から6月の間に「賃金を引き上げた」事業所は昨年度とほぼ同じ57%、平均昇給率は昨年(3.31%)より高い4.04%となっている。

- 4 次に「通常の事業の賃金支払能力」について、山口財務事務所の「法人景気予測調査(4~6月期)」では、7年度の経常利益見込みは中小企業全体で▲22.9%と見込んでおり、日銀下関支店の6月短観では、経常利益の25年度計画は、対前年度▲16.9%と、いずれも減益の見込み。中央会が毎月実施している景況調査では、「収益状況」のDI値は、▲26.2とマイナスが続いている。原材料費の高騰や人手不足による人件費・外注費の増加等により、収益面では厳しい状況が続いている。

収益が悪化している主な原因として、中小企業においては、価格転嫁が十分にできていないことがある。

中央会が7月に実施した調査では、原材料費、人件費の増加分を販売・受注価格に転嫁できたとする事業所は5割程度であり、転嫁できた割合も5割未満となっている。特に、「人件費の引上げ分」や「利益確保分の転嫁」は10%未満とする事業社が6割以上あるなど、ほとんど価格転嫁できていない。

- 5 今年の最低賃金としては、消費者物価＝生計費の上昇と賃金の上昇を踏まえると、一定程度の引上げは必要であるが、中小企業・小規模事業者の支払い能力としては、収益の悪化により大変厳しいことから、大幅な引き上げは困難。具体的には、消費者物価が、昨年10月以降3.87%上昇し、中小企業の賃金は、平均では4%程度上昇という各種データを踏まえると、消費者物価の上昇を若干上回る4%程度が最低賃金引上げの妥当な水準ではないかと考える。

中賃が参考値として示した目安額+63円引き上げた場合は、1,042円、+6.4%となるが、この数値は、本県の3要素の状況からみてあまりに高く、賃金支払い原資である収益の確保が困難な本県中小企業にとって、許容できない数値と考えられるが、3要素の認識等を議論していく中で、参考にすべきとされた目安額との乖離については、議論していくものとする。

- 6 使用者側としては、物価高騰への対応を重視するとともに、現状における中小企業の支払い能力も重視すべきと考えている。

国等における賃上げ支援は必要であり、期待するものであるが、支援を拡大することを前提として引き上げという考え方は、法の趣旨にそぐわないのではないかと考える。

- 7 金額提示について、3要素にもとづき、消費者物価指数、妥結状況、毎勤統計、その他企業

予測調査等を踏まえれば、厳しい状況にあり、４％の引上げ＋39 円の 1,018 円を提示とするが、その後労働者側からの歩み寄りの話もあるので、今日事務局へ依頼した追加資料を踏まえて今後の議論をしていきたい。

との主張がされました。

第3回専門部会では、

- 1 当初４％程度の引上げということで、39 円引上げ、1,018 円の数字を示したところであるが、その後労働者側からの真摯なご検討を受け、私どもとしても検討し、骨太の方針で「物価上昇を１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルムとして」とあることを踏まえ、山口市県における消費者物価指数の昨年 10 月からの前年比の平均値 3.87％に＋１％の伸びを加え、4.87％の 48 円、1,027 円を提示したい。

その後幾度かの調整を行ったが、私どもとしてはこの 48 円の引き上げというものは、現在の先行きの経営見通しを踏まえれば中小企業にとっては限度だろうと考えている。

一方で、公益委員の方から地域間格差を配慮して目安に向けた取組が考えられないかとの話があったが、私どもとしては 48 円の引上げ自体が厳しい中で 63 円はなかなか難しい。

ただ一方で 48 円の引上げをする上で、中小・小規模事業者への経営配慮に鑑みれば、発効日についての様々な検討が必要ではないか、配慮ができるのではないかと、提案をさせていただいたところである。引き続き次回の審議をお願いしたい。

との主張がされました。

第4回専門部会では、

- 1 使用者側としては、目安額 63 円というものを下限として使われるのであれば、前回提示の 48 円を適当とする立場からするとなかなか受け入れられない。さらに昨年のように目安プラスアルファの考え方があるのであれば、なぜその額になるのか、法に基づいた３要素に関する議論とは抜きに、地域間格差の観点が入ってくるのであらうと思われるが、それは法に基づく審議というものが少し横に置かれていると考えざるを得ない。また政府の方針として 2020 年代に 1,500 円や、目安を上回った場合には補助金等の重点支援を行うという考えを示されることに対しては、地方審議会における法に基づいた適切な審議を妨げるものではないかと地方審議会として物申すべきではないかということを意見した。
- 2 発効日については、仮に今回の極めて高い目安額の引上げがなされる場合には、中小・小規模事業者には影響が極めて大きいと考えている。賃金引上げのための資金や助成金申

請の準備期間を十分に確保し、また、106 万円の壁の就業調整に伴う人手不足の回避を考慮するならば、1 月 1 日を発効日とする考え方がベストである。いずれにしても、中央最低賃金審議会公益見解では「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する」と示されているように、引上げ額と発効日をセットで考えるのであれば、仮に目安額まで引き上げる場合には発効日について十分考慮すべきであると考えており、そうした前提で歩み寄りもあり得るとの話も行った。

以上を踏まえて、日を改めて議論を行いたい。

との主張がされました。

第 5 回専門部会では、

1 引上げ額及び発効日に関して

使用者側としては、最低賃金が労働者の生活を保障するセーフティーネットであることを踏まえながら、法に規定された 3 要素、労働者の生計費、賃金、そして通常事業の賃金支払能力について、本県の実態を示す各種データ等に基づき検討の上、山口市の消費者物価の上昇率を 1 % 上回る +48 円・4.87 % の引上げが妥当との考えを示し、5 回にわたり議論を尽くしてきた。

4.87% の引上げについては、県内中小企業の「通常の事業の賃金支払能力」からすれば高い数値であるが、生計費（物価高）を重視するとなれば、やむを得ないものと考えている。

さらに、最終的な歩み寄りとして中央最低賃金審議会の公益委員見解で示された引上げ額と発効日をセットで考えるということを踏まえた上で、引上げ額を目安額 63 円、発効日を 11 月 1 日とする案を最終的なものとして提示した。

こうした中で公益委員から示された引上額の案 +64 円は、県内の法定 3 要素からは導かれる数値ではなく、特に事業者の賃金支払能力を踏まえられていないものと言わざるを得ない。

山口財務事務所や日銀下関支店の調査では、中小企業の経常利益見込みは大きくマイナスであり、原材料費や人件費の上昇に価格転嫁が追い付かない中、賃金引上げの原資となる収益環境は非常に厳しい状況である。

特に、賃金の引上げや利益確保のための価格転嫁はほとんどできていない。まさに、収益の確保ができず、賃金支払能力は大幅な賃上げには耐えられない状況である。

また、支払能力を超えて最低賃金額が大幅に引き上げられた場合、例えば、ガソリンスタンドやタクシー業界などのサービス業といった労働集約的な産業の中小・小規模事業者にとっては、企業収益を過度に圧迫し、雇用調整や就業調整、投資の減退を招く恐れがあり、休廃業を検討する事業者がでてくることも大いに予想される。

さらに、税金や社会保険料のいわゆる年収の壁の存在から労働者の働き控えを助長するリスクもある。

この度の引上額の案+64 円の根拠は、中央最低賃金審議会が目安として示した 63 円に、地域間格差の是正を目的として 1 円を上乗せした額である。

そもそも、中央最低賃金審議会が提示した 63 円は、労働者の生計費について、これまで考慮されなかった「食料」や「基礎的支出項目」など、家計の消費支出全体に占める割合が極めて低い指標を突然持ち出し、最終的にはこれらを重視して算出されたものであり、大いに疑問の残る目安額であると考えている。

さらに、地域間格差を考慮しての上乗せは、3 要素とは別の新たな要素を加味することとなり、地域の最低賃金は 3 要素を考慮して定めるとされている法の規定に沿うものとは到底言うことはできない。

また、発効日についても、目安額以上の引上げであり過去最高の引上げ幅となることから、賃上げ資金の確保や国支援制度の申請手続、さらには、いわゆる年収の壁を意識して行われる労働者の就業調整への対応等に十分な時間的余裕が必要不可欠であるとして、1 月 1 日がベスト、少なくとも 11 月 1 日以降の発効日とするよう求めたが、公益委員には、既に答申済の他県の発効予定日等を踏まえ、理解していただけなかったのは非常に残念である。

こうしたことから、公益委員が示された引上げ額+64 円、発効日 10 月 16 日とする公益委員見解の内容については、使用者側としては受け入れ難いものである。

2 政府方針への意見・今後の制度のあり方

併せて申し上げれば、本年度の専門部会の審議は、ある意味、過去に例のない状況の中で行われたと言わざるを得ない。御承知のとおり、政府は、6 月に決定された骨太の方針で、「賃上げこそが成長戦略の要」との考えに立ち、「2020 年代に全国平均 1,500 円」という目標を改めて示したところだが、これにより、本来、地域の実情を踏まえながら審議を行う地方最低賃金審議会はこの目標を意識せざるを得なくなったのではないか。

何より目安を審議する中央最低賃金審議会は言うまでもない。

それだけでなく、総理大臣は、中央最低賃金審議会の答申が行われた直後、「国の目安を超えて最低賃金を引き上げる場合には重点支援を講じる」ことを表明し、さらに、先日の新聞報道によると、政府は、「最低賃金の大幅な引上げを図るため、一部の県に対し政府の支援策を説明して対応を求める」とのことであり、実際、隣県でそのようなことがあったようである。

いうまでもなく、地域別最低賃金は、労働者、使用者及び公益を代表する委員が、いわゆる3要素を考慮しながら審議すべきものと法律に規定されているところ、このたびの様々な政府方針の表明は、法に基づく適切な審議を阻害しかねず、極めて遺憾と言わざるを得ない。

物価上昇と賃上げの好循環の実現によって、成長型経済を実現するという政府の考えに異を唱えることは全く考えていないが、労使の妥結の結果であるいわゆる春闘における賃金の引上げと、法律に基づく賃金決定と強制力を有し、かつ、労働者のセーフティネットである最低賃金の引上げとは全く異なるものであり、両者を同一視しているとも捉えられかねないこれら政府方針は、正直、理解に苦しむところである。

近年においては、人口減少や産業人材の不足などを背景として最低賃金の地域間格差を強く意識し、目安を下限としていくら上乗せするかという議論が行われている状況である。

地方最低賃金法において、3要素に加えて、経済成長や地域活性化の視点も考慮して賃金を定めるよう規定されているのであろうか。法には定められていない役割を地方最低賃金審議会に求められている気がしてならない。

こうした現状を踏まえると、本来あるべき、中央と地方の審議会を核とした最低賃金制度というものは、既に形骸化していることが明らかである。

概ね5年ごとに行われる中央最低賃金審議会での目安制度のあり方に関する協議においては、目安制度だけでなく最低賃金制度のあり方を、法改正の必要性も含めてしっかりと議論していただくことを強く求めるものである。

●意見の不一致

以上のとおり、労働者側・使用者側の主張を踏まえ、公益委員として意見を取りまとめるべく

努めたところであるが、意見が一致せず、公益委員見解を示し、採決を行ったところ、賛成多数で決議された。

山口県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山口県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 979 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,171 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 か月換算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注） 1 か月換算額

$$\begin{aligned} & 979 \text{ 円 (山口県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 か月平均法定労働時間数)} \\ & \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 137,311 \text{ 円} \end{aligned}$$

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等

(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み

(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.4)

地方最低賃金審議会委員説明資料

＜地域別最低賃金編＞

厚生労働省 労働基準局賃金課

令和 7 年 4 月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

最低賃金制度について

1. 制度趣旨

- 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。
- ※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は労働局長の許可に基づき減額して適用することが可能。

2. 地域別最低賃金

- 都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。
- 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。
- ※ 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

改定年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R6
改定額(円)	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055
目安額(円)	示さず※1	3	3	14	15 (12)※2	7~9 (示さず)※1,2	15 (10)※2	6 (2)※2	7 (4)※2	14 (14)※2	16 (16)※2	18	24	25	26	27	示さず※3	28	31	41	50
対前年度引上げ額(円)	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1	28	31	43	51
対前年度引上げ率	0.2%	0.5%	0.7%	2.1%	2.3%	1.4%	2.4%	1.0%	1.6%	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%	4.5%	5.1%

(※1) 「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安を示さない」とした。
(※2) H20年度からH26年度の括弧内は、生活保護との乖離解消のための引上げ額を除いた金額。(H19年最低賃金法改正により、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することとされた。)
(※3) 「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とした。

3. 地域別最低賃金の決定基準

- 最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

4. 罰則

- 最低賃金法 第四十条
第四条第一項※の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。※使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

目安制度

目安制度とは何か

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、47都道府県を4つのランクに分け、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示することとした。
目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではないこととされている。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会について

毎年度の地域別最低賃金改定にあたっては、中央最低賃金審議会より地方最低賃金審議会に対して目安を示すこととしている。この目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、**ランク区分も含めて概ね5年ごとに見直しを行っている**。
平成29年の全員協議会報告では、ランク区分に用いる指標の見直し等について取りまとめ。今後の見直しについては、「5年ごとに見直しを行い、平成34年度（2022年度）以後、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である」としている。
これを受け、**令和3年5月以降、計11回全員協議会を開催し、令和5年4月6日に全員協議会報告をとりまとめた。**（概要は次葉）

中央最低賃金 審議会

※本審は議事・
議事録ともに公開

目安に関する 小委員会

※議事、議事録とも公労使3者が揃って審
議を行う場について公開

目安制度の 在り方に関する 全員協議会

毎年度の地域別最低賃金額改定の目安について調査審議すること。

※昭和53年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るとともに、地賃の円滑な審議に資するよう、中賃が、47都道府県を数ランクに分け、ランク毎に地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地賃へ提示することとした（目安制度：中賃の合意による運用であり、法令上の規定はない）。
※目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではないこととされている。

目安制度の在り方について調査審議すること。

※昭和57年7月の全員協議会設置以降、断続的に検討が進められてきたが、平成7年全員協議会報告において「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年毎に見直しを行っている。

目安制度

目安制度の在り方に関する全員協議会報告(令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承)のポイント

1. 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方

(1)あるべき水準	最低賃金のあるべき水準を定めること及び定める場合の水準については意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。
(2)政府方針への配慮の在り方	目安審議においては、時々の事情として政府方針も勘案されているが、最賃法に基づく3要素(労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力)のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要。
(3)議事の公開	議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、 公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当 との結論に至った。

2. 地方最低賃金審議会における審議に関する事項

(1)目安の位置付け	目安は、地賃の審議において全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、 <u>地賃の審議を拘束するものではない</u> ことを改めて確認した。
(2)ランク制度の在り方(ランク区分の見直しを含む)	○ ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。 ○ 47都道府県の総合指数(※)の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなること等を踏まえ、ランク数は4から3に見直す。 ※ 賃金動向をはじめとする19指標を総合化した指数。各都道府県の経済実態とみなし、従来から各ランクへの振り分けに用いている。 ○ ランクの振り分けについては、特に地域間格差の拡大抑制・ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるよう、 ・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地域は現行のAランクと同じとし、 ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする等の考え方を総合的に勘案し、決定。
(3)発効日	発効日とは審議の結果で決まるものであることや、最賃法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会に周知することが適当。

3. 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料

技術的な見直しを行った。

4. 今後の見直しについて

概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度(2028年度)を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当。

目安制度

令和5年度から適用された目安のランク

ランク	令和5年度～	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡 (28道府県)	44.2%
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (13県)	10.6%

ランク	(参考)平成29年度～令和4年度	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島 (11府県)	20.4%
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡 (14道県)	21.0%
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (16県)	13.5%

※ 平成28年経済センサス活動調査等に基づき算出

令和6年度 地域別最低賃金額改定の目安について

- 令和6年7月25日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われ、「引上げ額の目安については、Aランクにおいて50円、Bランクにおいて50円、Cランクにおいて50円」とし、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。」とされた。

＜ランク別の目安額＞

ランク	都道府県	令和6年度
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

＜参考＞最低賃金の最高額と最低額の比率の推移

改定年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
最高額と最低額の比率	76.4%	76.6%	76.9%	77.3%	78.0%	78.2%	78.8%	79.6%	80.2%	81.8%
最高額－最低額	214円	218円	221円	224円	223円	221円	221円	219円	220円	212円

令和6年度 中央最低賃金審議会における労使の主張等

労働者側

- 本年の春季生活闘争における歴史的な賃上げの成果を、社会全体に広げていくことが必要。
- 昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの平均は5.4%となっている。
- 本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、地域間格差の是正につながる目安を示すべき。

使用者側

- 業況判断DIで大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価DIは依然高い水準にある。
- 今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解するものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られる。
- 賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できない企業が相当数存在することも十分考慮すべきであり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要。

公益委員見解

- 労働者の生計費については、消費者物価指数は昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど昨年に引き続き高い水準であること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も平均で5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、この水準を勧案することが、今年度は適當。
- 賃金については、春期賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準になっており、賃金改定状況調査結果における賃金上昇率は昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。
- 通常の事業の賃金支払能力については、景気や企業の利益において改善の傾向にあるものの、売上高経常利益の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。
- 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要がある。また、下位ランクの目安額が上位ランクを上回るとは理論上あり得るが、各ランクの引き上げ額が同額であった場合でも、地域最低賃金額が相対的に低い地域の引き上げ率がより高くなること、また、引き上げ額が増すほど引き上げ額がより高くなることに留意する必要がある。

令和6年度 地域別最低賃金額一覧

採決状況の凡例：○全会一致 ●使用者側反対 ▲労働者側反対 ▲労働者一部反対 ●使用者一部反対 ■使用者退席、採決不参加

都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	本審 結審状況	発効年月日
北海道	1010（960）	● 使用者側反対	令和6年10月1日
青森	953（898）	● 使用者側反対	令和6年10月5日
岩手	952（893）	● 使用者側反対	令和6年10月27日
宮城	973（923）	▲● 労働者1名 使用者側3名反対	令和6年10月1日
秋田	951（897）	■ 使用者3名退席 2名反対	令和6年10月1日
山形	955（900）	● 使用者側反対	令和6年10月19日
福島	955（900）	● 使用者側反対	令和6年10月5日
茨城	1005（953）	● 使用者側反対	令和6年10月1日
栃木	1004（954）	○ 全会一致	令和6年10月1日
群馬	985（935）	▲ 労働者側反対	令和6年10月4日
埼玉	1078（1028）	○ 全会一致	令和6年10月1日
千葉	1076（1026）	○ 全会一致	令和6年10月1日
東京	1163（1113）	■ 使用者3名採決不参加	令和6年10月1日
神奈川	1162（1112）	○ 全会一致	令和6年10月1日
新潟	985（931）	● 使用者側反対	令和6年10月1日
富山	998（948）	● 使用者側反対	令和6年10月1日
石川	984（933）	● 使用者側2名反対	令和6年10月5日
福井	984（931）	● 使用者側反対	令和6年10月5日
山梨	988（938）	▲● 労働者2名 使用者側2名反対	令和6年10月1日
長野	998（948）	○ 全会一致	令和6年10月1日
岐阜	1001（950）	● 使用者側反対	令和6年10月1日
静岡	1034（984）	● 使用者側反対	令和6年10月1日
愛知	1077（1027）	▲ 労働者側反対	令和6年10月1日
三重	1023（973）	▲ 労働者3名反対	令和6年10月1日

都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	本審 結審状況	発効年月日
滋賀	1017（967）	▲● 労働者2名 使用者側2名反対	令和6年10月1日
京都	1058（1008）	● 使用者側反対	令和6年10月1日
大阪	1114（1064）	○ 全会一致	令和6年10月1日
兵庫	1052（1001）	● 使用者側反対	令和6年10月1日
奈良	986（936）	▲ 労働者側反対	令和6年10月1日
和歌山	980（929）	● 使用者側反対	令和6年10月1日
鳥取	957（900）	● 使用者側反対	令和6年10月5日
島根	962（904）	● 使用者側反対	令和6年10月12日
岡山	982（932）	▲ 労働者側反対	令和6年10月2日
広島	1020（970）	▲ 労働者3名反対	令和6年10月1日
山口	979（928）	● 使用者側反対	令和6年10月1日
徳島	980（896）	▲● 労働者2名 使用者側2名反対	令和6年11月1日
香川	970（918）	○ 全会一致	令和6年10月2日
愛媛	956（897）	○ 全会一致	令和6年10月13日
高知	952（897）	○ 全会一致	令和6年10月9日
福岡	992（941）	● 使用者側反対	令和6年10月5日
佐賀	956（900）	● 使用者側反対	令和6年10月17日
長崎	953（898）	● 使用者側反対	令和6年10月12日
熊本	952（898）	● 使用者側反対	令和6年10月5日
大分	954（899）	● 使用者側反対	令和6年10月5日
宮崎	952（897）	● 使用者側反対	令和6年10月5日
鹿児島	953（897）	● 使用者側反対	令和6年10月5日
沖縄	952（896）	● 使用者側反対	令和6年10月9日
全国 加重平均額	1055（1,004）		

※ 括弧書きは、令和5年度地域別最低賃金額

地域別最低賃金額の改定決定の手順

令和6年
6月25日(火)

大臣から
諮問

調査
審議

令和6年
7月25日(木)

目安
答申

中央最低賃金審議会

- ・6月25日(火) 第1回目安小委
- ・7月10日(水) 第2回目安小委
- ・7月18日(木) 第3回目安小委
- ・7月23日(火) 第4回目安小委
- ・7月24日(水) 第5回目安小委

<中央最低賃金審議会で議論の参考としている各種指標>

名目GDP、完全失業者数・完全失業率、有効求人倍率、消費者物価指数、賃金・労働時間指数の推移、春闘結果、夏期賞与・一時金妥結状況、未満率・影響率の推移、日銀短観による業況判断、中小企業景況調査による業況判断、法人企業統計の労働生産性、最低賃金に関する実態調査結果、県民所得、標準生計費など

※中央最低賃金審議会は、全都道府県をA・B・Cの3つのランクに分けて、改定額の「目安」を提示。地方最低賃金審議会では、この目安を参考に、地域の実情を踏まえて、改定額の詰め審議が行われる。

8月頃

地方最低賃金審議会

地方労働局長
から諮問

調査
審議

改定額
答申

異議申出に係る
調査審議(※)

改定額
決定・
公示

(30日間)

効力
発生

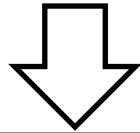
10月1日
以降順次

(※)各地域の労使は答申があった日から15日間異議申出が可。異議申出があった場合に開催。

地方最低賃金審議会での流れ（参考例）

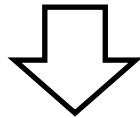
第1回 地方最低賃金審議会（7月上旬～）

- ・労働局長による改正諮問
- ・審議会令第6条第5項の議決（※）の有無
（※専門部会での議決が全会一致で行われた場合に、同議決をもって、本審の決議とみなすという議決。）



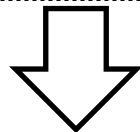
第2回 地方最低賃金審議会（7月下旬頃）

- ・中央最低賃金審議会での目安伝達
- ・労使の主張



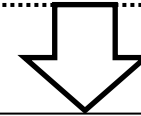
第1回 専門部会（7月下旬頃）

- ・部会長・同代理の選出
- ・事務方からの関連資料の説明
- ・関係労使からの意見聴取の実施の有無（※）
（※法令上、関係労使の意見を聴取する必要があるが、実際に専門部会等の場において、直接聴取を行うかどうかを諮ること）



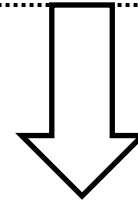
第2回～第4回 専門部会（7月下旬～8月上旬）

- ・金額審議
- ・部会報告の決定



第3回 地方最低賃金審議会（8月上旬）

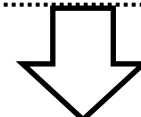
- ・部会報告についての審議
- ・答申文の決定



答申文の公示（15日間）
答申文に意見のある者は、異議申し立てを行うことができる。

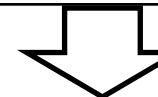
第4回 地方最低賃金審議会（8月下旬）

- ・異議内容についての審議
- ・答申文の決定



労働局長への答申

労働局長による改正決定



官報公示（30日間以上）

発効（効力発生）

令和6年度の最低賃金の政府方針(閣議決定)

経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6(2024)年6月21日閣議決定)(抄)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げの促進

豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。

最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版(令和6(2024)年6月21日閣議決定)(抄)

II. 中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

2. 非正規雇用労働者の処遇改善

(1) 最低賃金の引上げ

昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。

今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会できっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)(抄)

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第1節 日本経済・地方経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

1. 賃上げ環境の整備～足元の賃上げに向けて～

(略)

(1) 最低賃金の引上げ

2024年度の改定後の最低賃金額は全国加重平均で1,055円、引上げ幅51円は2021年以降連続して過去最高額となった。適切な価格転嫁と生産性向上支援によって、最低賃金の引上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。このため、最低賃金の今後の中期的引上げ方針について、早急に政労使の意見交換を開催し、議論を開始する。2025年の春季労使交渉に向けた意見交換も行う。

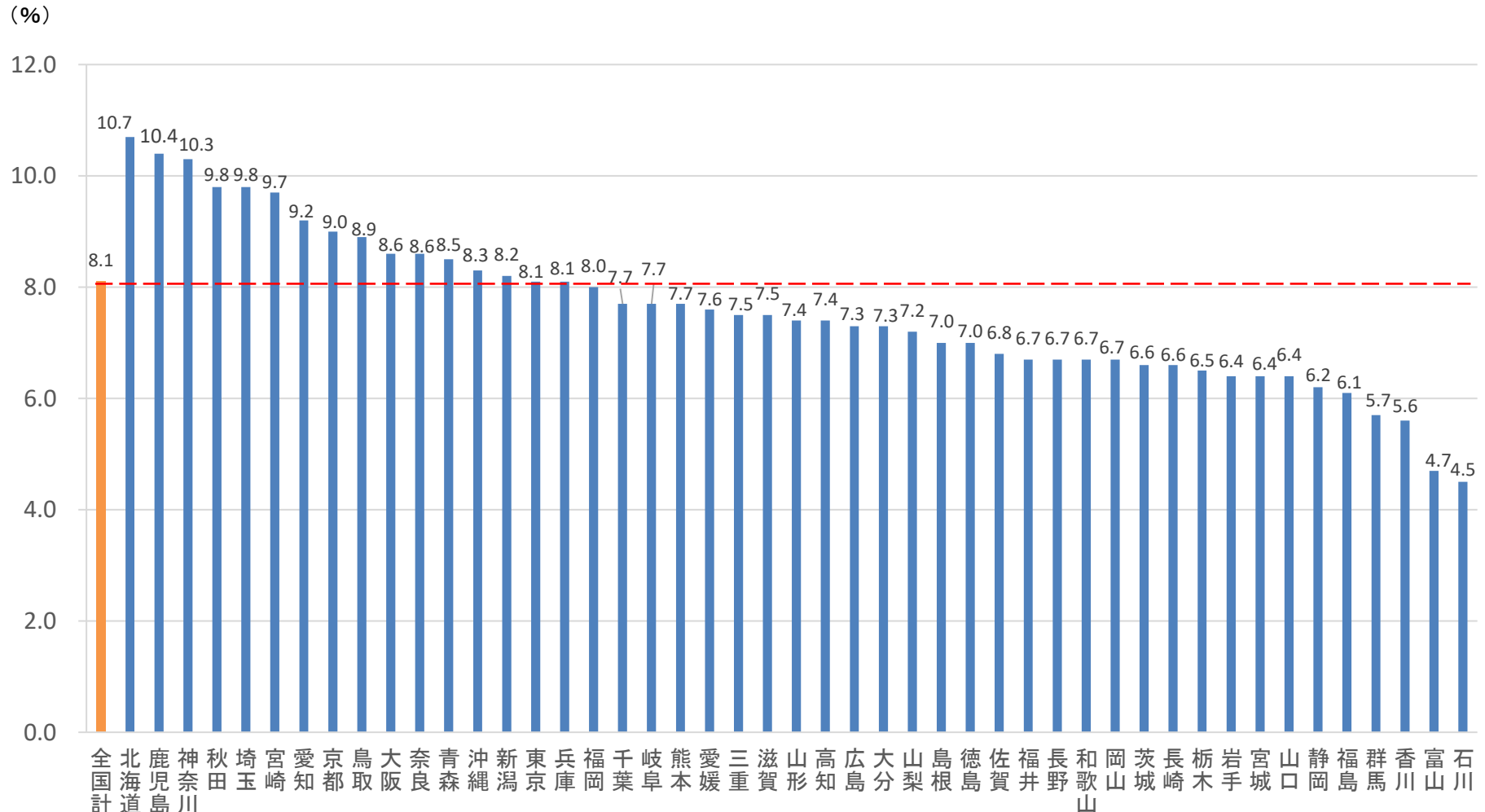
今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

中小企業の業務改善や設備投資に対する支援を充実する。中小企業が最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応を円滑に実施できるよう、相談体制を拡充する。令和6年度税制改正において改正した賃上げ促進税制について、制度詳細の周知広報を徹底する。

こうした取組を含め、持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進、省力化・デジタル化投資の促進、人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備、中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援といった施策を総動員する。

都道府県別の影響率(令和5年)

令和5年の最低賃金の影響率の全国計は8.1%(令和4年6.9%)となっており、令和4年より上昇している。

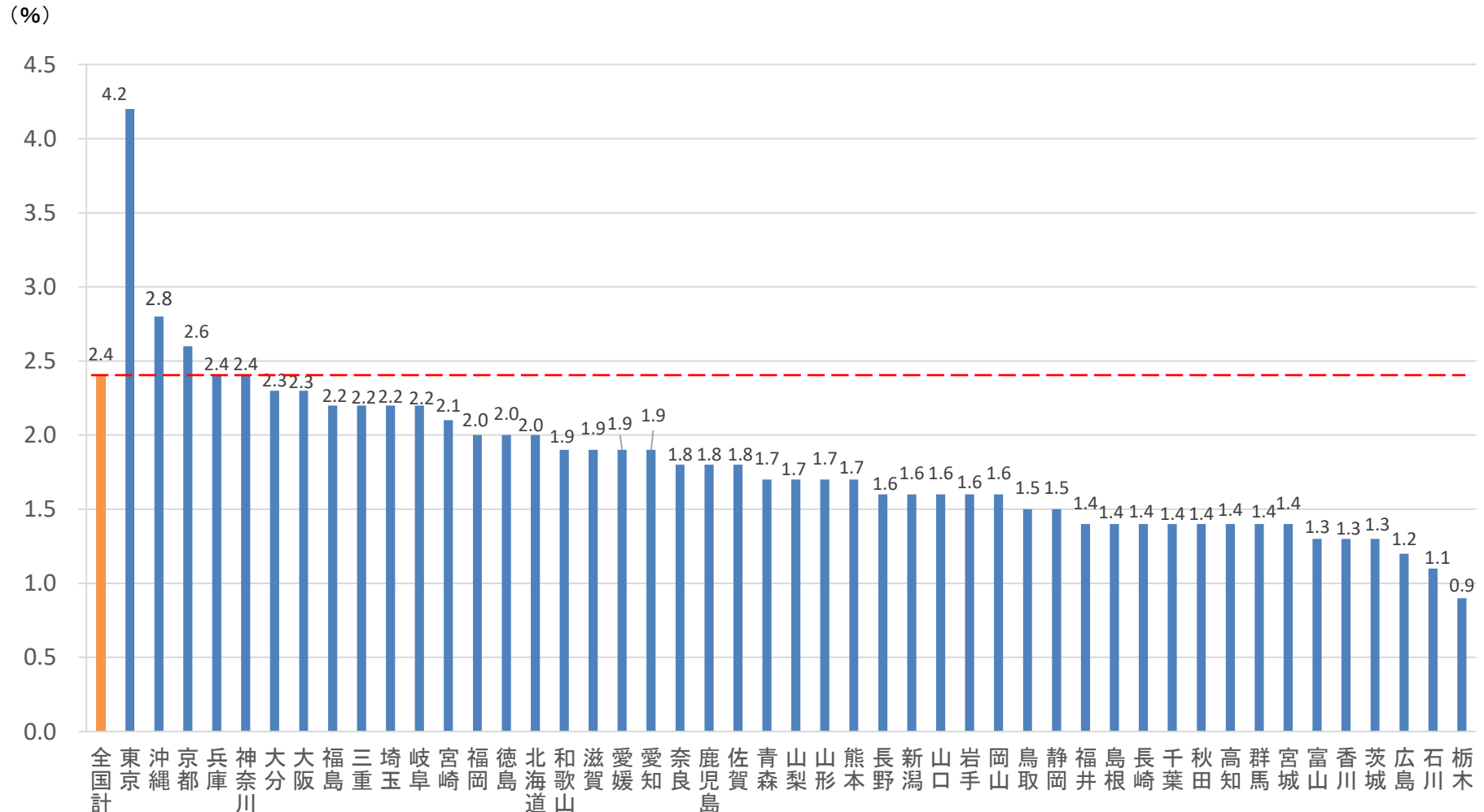


出典「令和5年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(注)賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模5~9人に限る)を調査対象としている。

都道府県別の未満率(令和5年)

令和5年の最低賃金の未満率の全国計は2.4%(令和4年2.3%)となっており、令和4年より上昇している。

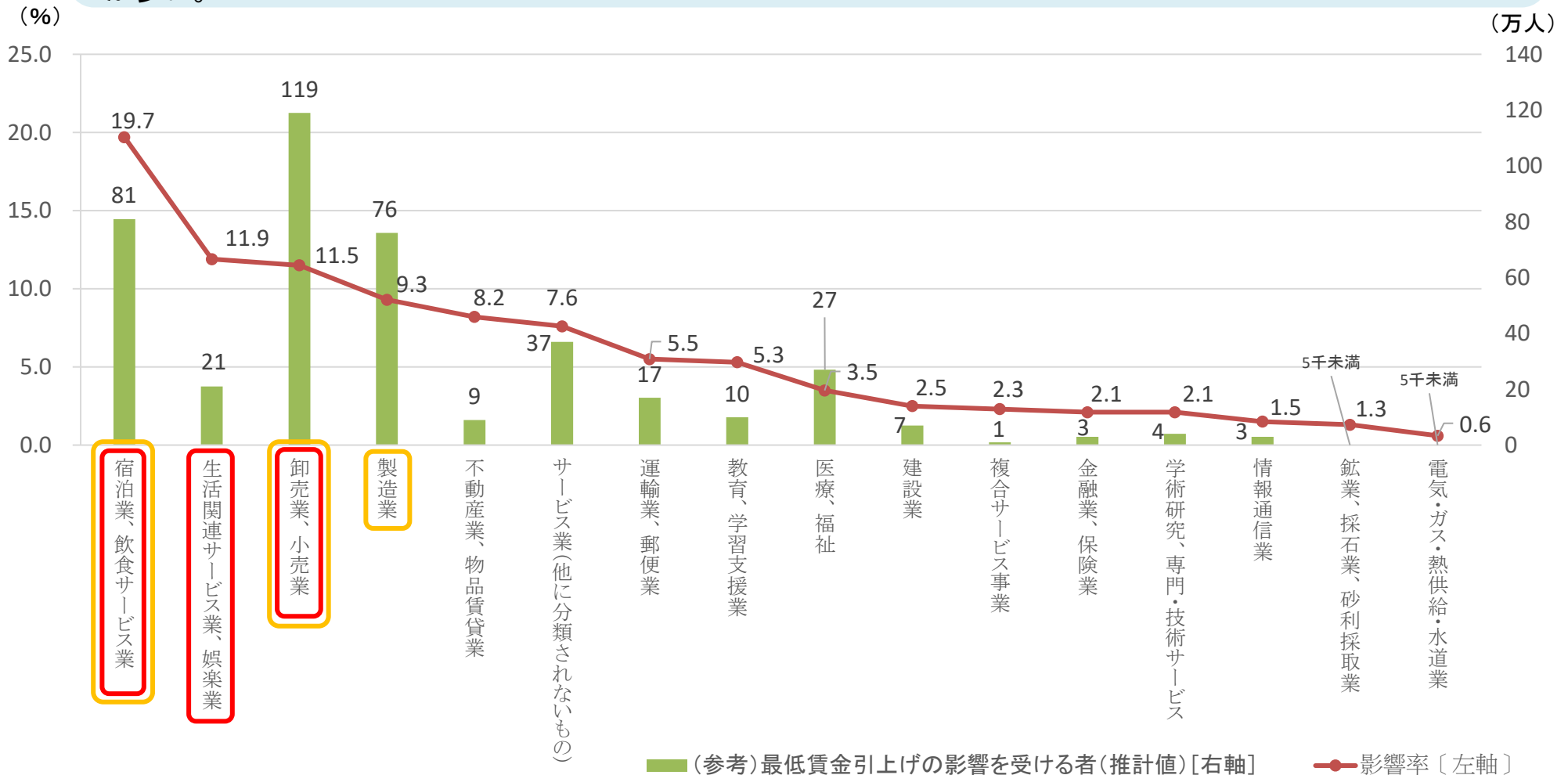


出典「令和5年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(注)賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所(5～9人の事業所については企業規模5～9人に限る)を調査対象としている。

業種別の影響率(令和5年)

- 賃金構造基本統計調査(常用労働者数5人以上)により、業種別に影響率を見ると、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「卸売業、小売業」が高い。
- 最低賃金引上げの影響を受ける者の数(推計)を見ると、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「製造業」が多い。



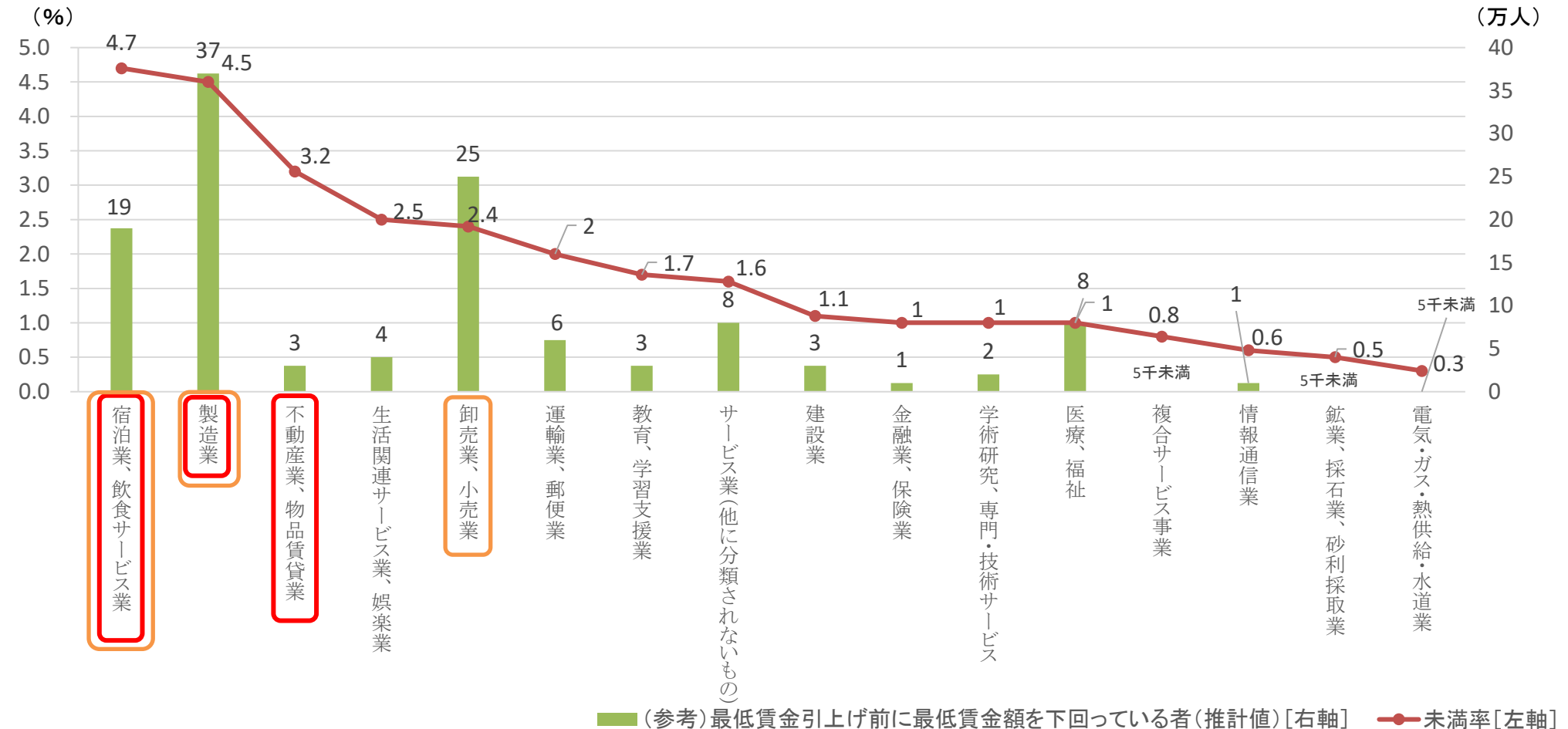
出典「令和5年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(注) 1. 影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。

2. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、総務省「令和3年経済センサス活動調査」による。)

業種別の未満率(令和5年)

- 業種別に未満率を見ると、「宿泊業、飲食サービス業」、「製造業」、「不動産業、物品賃貸業」が高い。
- 最低賃金引上げ前に最低賃金額を下回っている者の数(推計)を見ると、「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」が多い。



出典「令和5年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(注) 1. 未満率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。

2. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、未満率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、総務省「令和3年経済センサス・活動調査」による。)

一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 別 ラ ン ク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年
男 女 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
男	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2
女	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

出典：厚生労働省 最低賃金に関する実態調査「令和6年賃金改定状況調査」第4表①

一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パートタイム別内訳）

(円、%)

就業 形態	産業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年
一般 パート 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一般	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
パート	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

出典：厚生労働省 最低賃金に関する実態調査「令和6年賃金改定状況調査」第4表②

地方最低賃金審議会委員説明資料

＜特定最低賃金編＞

厚生労働省 労働基準局賃金課

令和 7 年 4 月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

◆ 特定最低賃金とは

特定最低賃金（最低賃金法第15条から第19条）

- 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- 産業又は職業ごとに適用
適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
 - ※ 全国で、224件設定されている
 - ※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域（都道府県）の労使の意向により定められる
- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならぬ（法第16条）

＜特定最低賃金の規定例＞

名称：宮城県自動車小売業最低賃金（抄）

適用する使用者：宮城県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（中略）を営む使用者

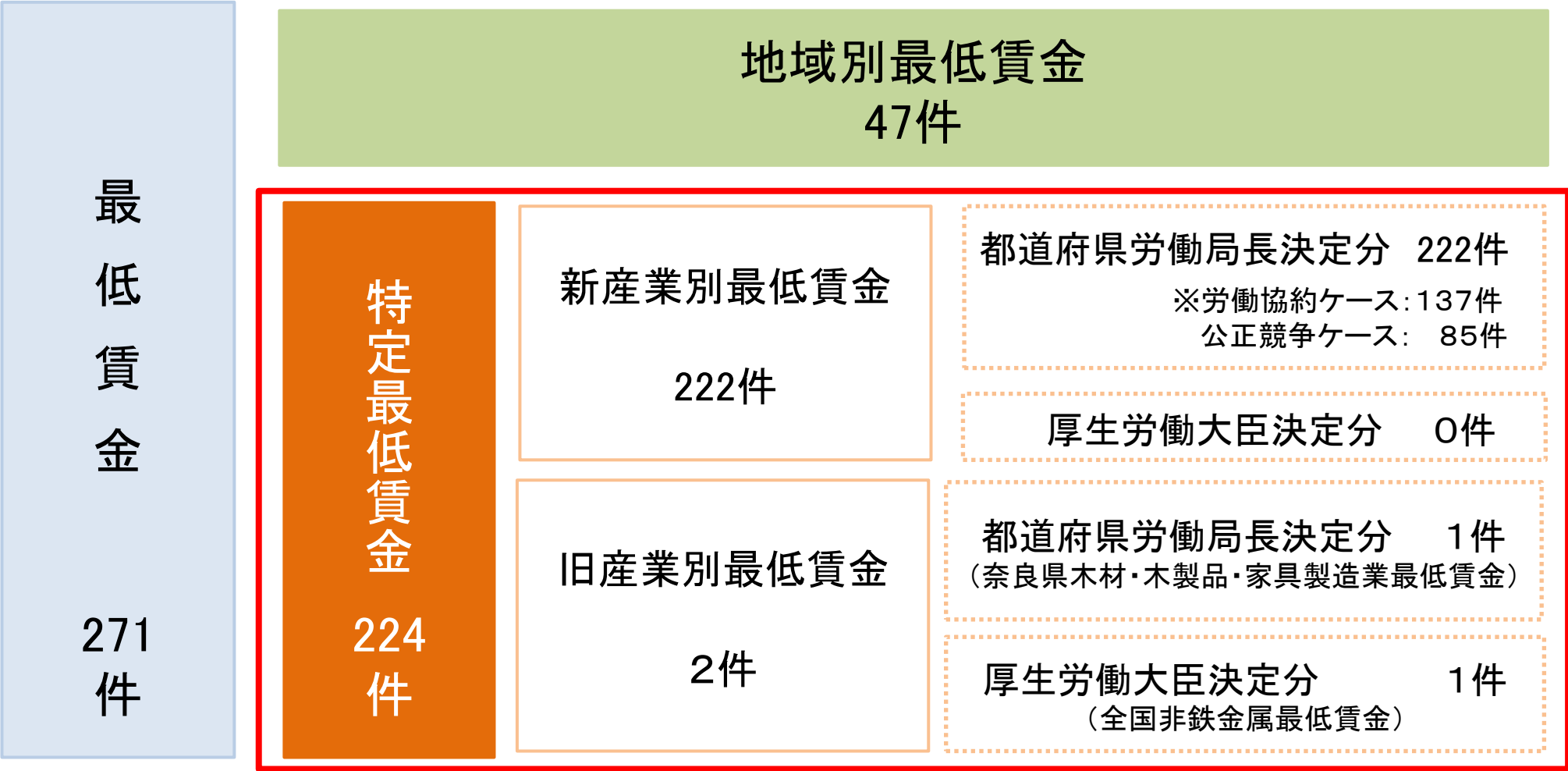
適用する労働者：上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3カ月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額：1時間1,036円（※宮城県地域別最低賃金額973円 令和6年10月1日改定）

◆ 特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ <u>企業内の賃金水準を設定する際の<u>労使の取組を補完するもの</u></u>	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する <u>セーフティネット</u>
適用対象	○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小／細分類ごと ○ <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> ※ 基幹的労働者：当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者（基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。）	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ <u>関係労使の申出により新設、改正又は廃止</u> ○ <u>新設、改廃は労使のイニシアティブによる</u>	○ 行政機関に決定を義務付け （全国各地域について必ず決定されなければならない）
効力	○ <u>刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。</u> ※労働基準法第24条違反（30万円以下の罰金） ○ <u>民事的な効力</u> （ <u>最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効</u> ）	○ 刑事的な効力（50万円以下の罰金） ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 ○ 民事的な効力（同左）

◆最低賃金の決定方式別件数



(注1)労働協約ケース:同種の基幹的労働者の1／2以上に最低賃金に関する労働協約が適用されており、協約締結当事者である労又は使の全部の合意による申出によるもの。
公正競争ケース:事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合であって、当該特定最低賃金が適用される労又は使の全部又は一部を代表するものによる申出によるもの。
(注2)令和7年3月末日現在にて、特定最低賃金額が地域別最低賃金額を下回っているものは89件。

◆ 特定最低賃金と地域別最低賃金の関係

・地域別最低賃金と特定別最低賃金の関係

(最低賃金法第6条第1項及び第16条)

- 労働者が複数の最低賃金の適用を受ける場合、より高い最低賃金が適用される

<具体例>

○労働者X → 時間額900円

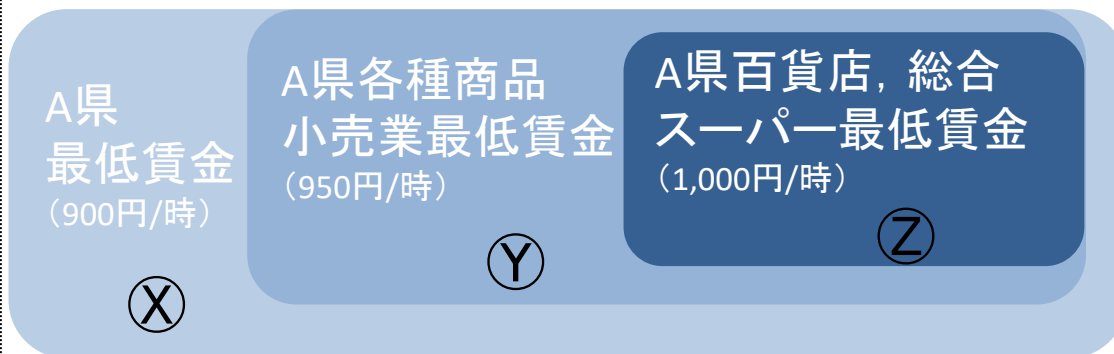
(A県勤務労働者)

○労働者Y → 時間額950円

(A県在勤かつ各種商品小売業に従事する労働者)

○労働者Z → 時間額1,000円

(A県在勤かつ各種商品小売業かつ百貨店、総合スーパーに従事する労働者)



- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定する必要がある

※ 近年、地域別最低賃金改定額の幅が、特定最低賃金額の改定額の幅よりも大きくなり、地域別最低賃金が特定最低賃金を上回っているものがある

→ これらの特定最低賃金は、現状のまま据え置か、地域別最低賃金を上回る額で改正するか、廃止するかを選択することとなる。

(「改正」しなければ、特定最低賃金として存続するが、効力は維持されない。)

→ この特定最低賃金額が地域別最低賃金を下回ることを「埋没」という。

(すなわち、地域別最低賃金額が適用される。)

・派遣労働者に対する最低賃金の適用(最低賃金法第13条及び第18条)

- 派遣労働者には、**派遣先の事業場**が所在する都道府県の最低賃金が適用される

◆ 特定最低賃金に関する、主な答申等

＜昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申＞

関係労使の申出に基づく(特定)最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金(現行の特定最低賃金)の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。

＜平成10年12月10日中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告＞

○ 審議会においては、個々の産業別最低賃金について、次により一層の審議が行われるように努めることとする。

- ・ 審議会での審議に資するため、「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての視点」(別紙1※次頁)及び「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての審議参考資料」を提示するので、これを参考として個々の産業別最低賃金について十分な審議を行うこと。この場合、新分野における産業別最低賃金の設定に関する審議についても同様とすること。

- ・ 産業構造の変化等に的確に対応するため、必要に応じ、適用除外業務及び業種のくくり方について見直しを行うこと。

＜平成14年12月6日中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告＞

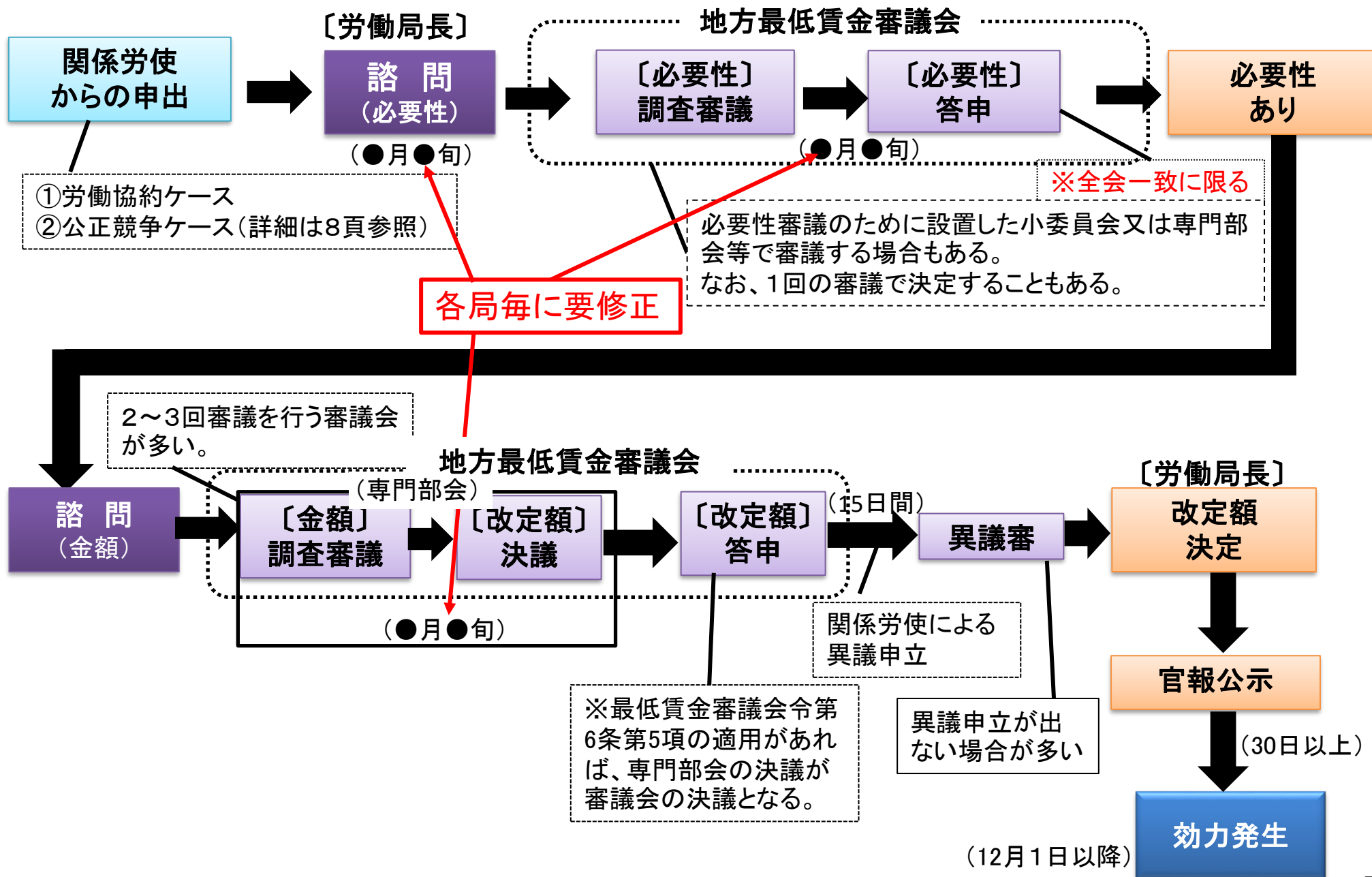
○金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

産業別最低賃金（公正競争ケース）の審議に当たっての視点（別紙1）

- ① 産業別最低賃金適用産業内において事業競争関係にあるか
 - ・産業別最低賃金適用産業の產品、生産態様、サービス等が類似しているか
 - ・産業別最低賃金適用産業の企業間競争はどうか
 - ・産業別最低賃金適用産業の労働市場における需給関係はどうか
- ② 産業別最低賃金適用労働者数及び増減状況等はどうか
- ③ 産業別最低賃金適用産業の企業数、規模別構成、増減状況等はどうか
- ④ 産業別最低賃金適用労働者の企業間、地域間又は組織労働者未組織労働者の間等にどの程度の賃金格差があるか
- ⑤ 産業別最低賃金が廃止された場合に適用労働者間の賃金格差が拡大する可能性があるか

◆ 特定最低賃金の決定・改正までのプロセス



◆ 特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

○関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

○申出の要件は中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース： 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
① <u>基幹的労働者の2分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること ② <u>労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意</u> により行われる申出であること	① <u>基幹的労働者の概ね3分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること ② <u>労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意</u> により行われる申出であること

公正競争ケース： 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)	○ 適用される労働者又は使用者の概ね <u>3分の1以上</u> の合意による申出等

(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1／3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

◆ 特定最低賃金の設定件数・適用使用者数・適用労働者数等(令和7年3月末)

設定件数(件)	適用使用者数(千人)	適用労働者数(千人)
224(※1)	85	2,956

	新設	改正	廃止
平成28年度	0	193	2
平成29年度	1	187	1
平成30年度	0	183	4
令和元年度	0	174	1
令和2年度	0	144	1
令和3年度	0	160	0
令和4年度	0	140	1
令和5年度	0	143	2
令和6年度	0	133	0

(※1) 設定件数には、地域別最低賃金を下回る特定最低賃金も含まれる。

特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数 (地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む)

(令和7年3月末時点)

業 種	件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	5	3	144
織 維 工 業 関 係	5	7	139
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 関 係	1	1	6
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	2	1	84
印 刷 ・ 同 関 連 産 業 関 係	1	3	33
塗 料 製 造 業 関 係	4	1	63
ゴ ム 製 品 製 造 業 関 係	1	1	37
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	4	3	105
鉄 鋼 業 関 係	20	31	1,481
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	9	9	420
金 属 製 品 製 造 業 関 係	4	9	116
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	25	229	5,418
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	7	8	222
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	45	213	8,932
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	33	144	8,636
新 聞 ・ 出 版 業 関 係	1	1	5
各 種 商 品 小 売 業 関 係	30	15	1,693
自 動 車 小 売 業 関 係	23	202	1,967
自 動 車 整 備 業 関 係	1	10	33
道 路 貨 物 自 動 車 運 送 業 関 係	1	3	24
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	4	7
全 国 非 金 属 鉱 業 (厚 生 労 働 大 臣 決 定) 関 係	1	1	4
総 合 計	224	899	29,569

(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用死傷者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計した数値である。
- 3 適用使用者数・適用労働者数は100人未満の数値を四捨五入した人数、ただし、合計が50人未満の場合は1(百人)としている。
- 4 全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係の適用使用者数・適用労働者数については平成元年のもの。

特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数 (地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を除く)

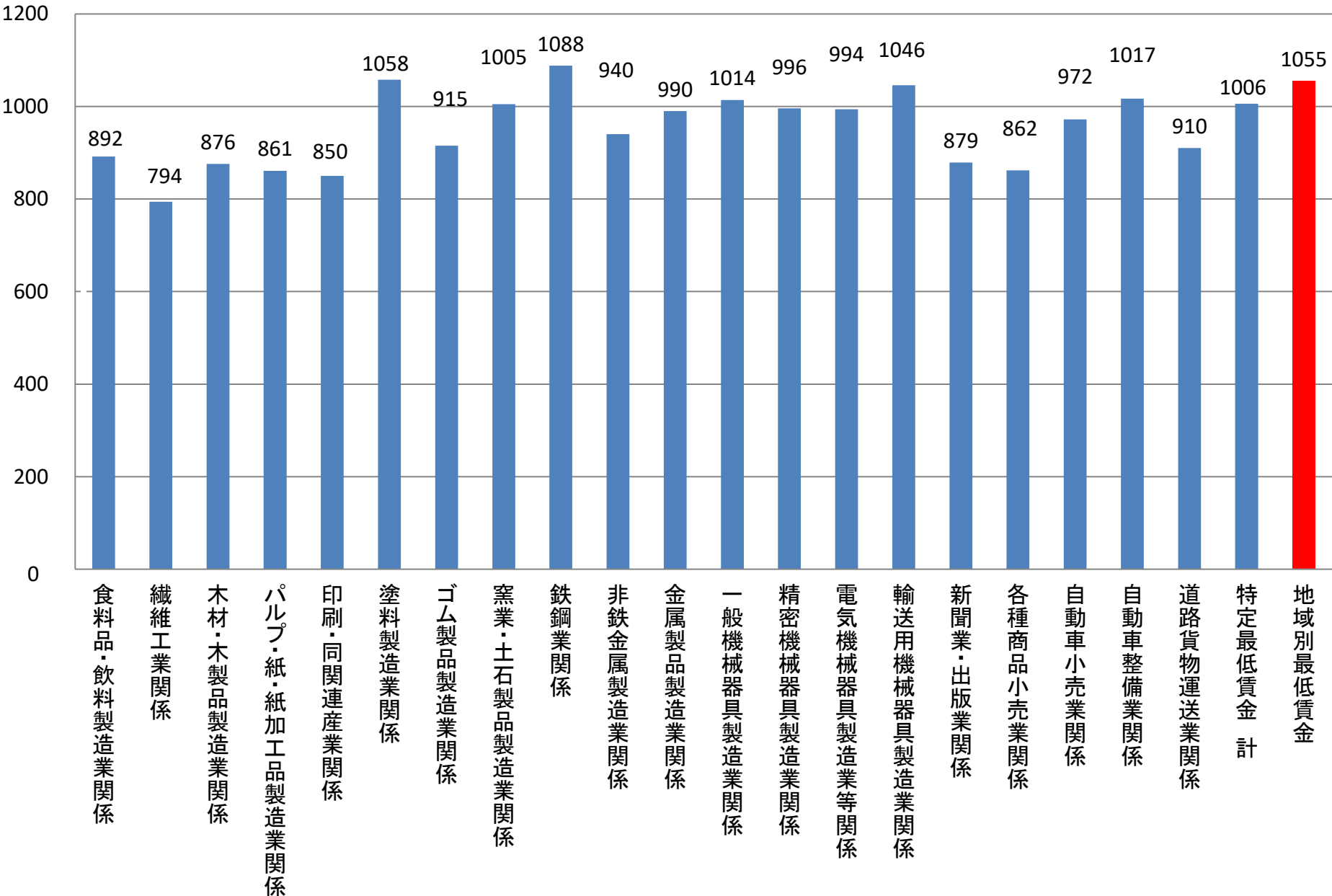
(令和7年3月末時点)

業 種	件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	1	1	50
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	1	1	24
塗 料 製 造 業 関 係	3	1	48
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	3	3	84
鉄 鋼 業 関 係	17	26	1,335
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	6	5	196
金 属 製 品 製 造 業 関 係	1	7	73
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	16	139	3,493
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	4	4	140
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	34	140	6,299
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	30	125	7,649
各 種 商 品 小 売 業 関 係	5	1	169
自 動 車 小 売 業 関 係	12	105	913
自 動 車 整 備 業 関 係	1	10	33
総 合 計	134	568	20,506

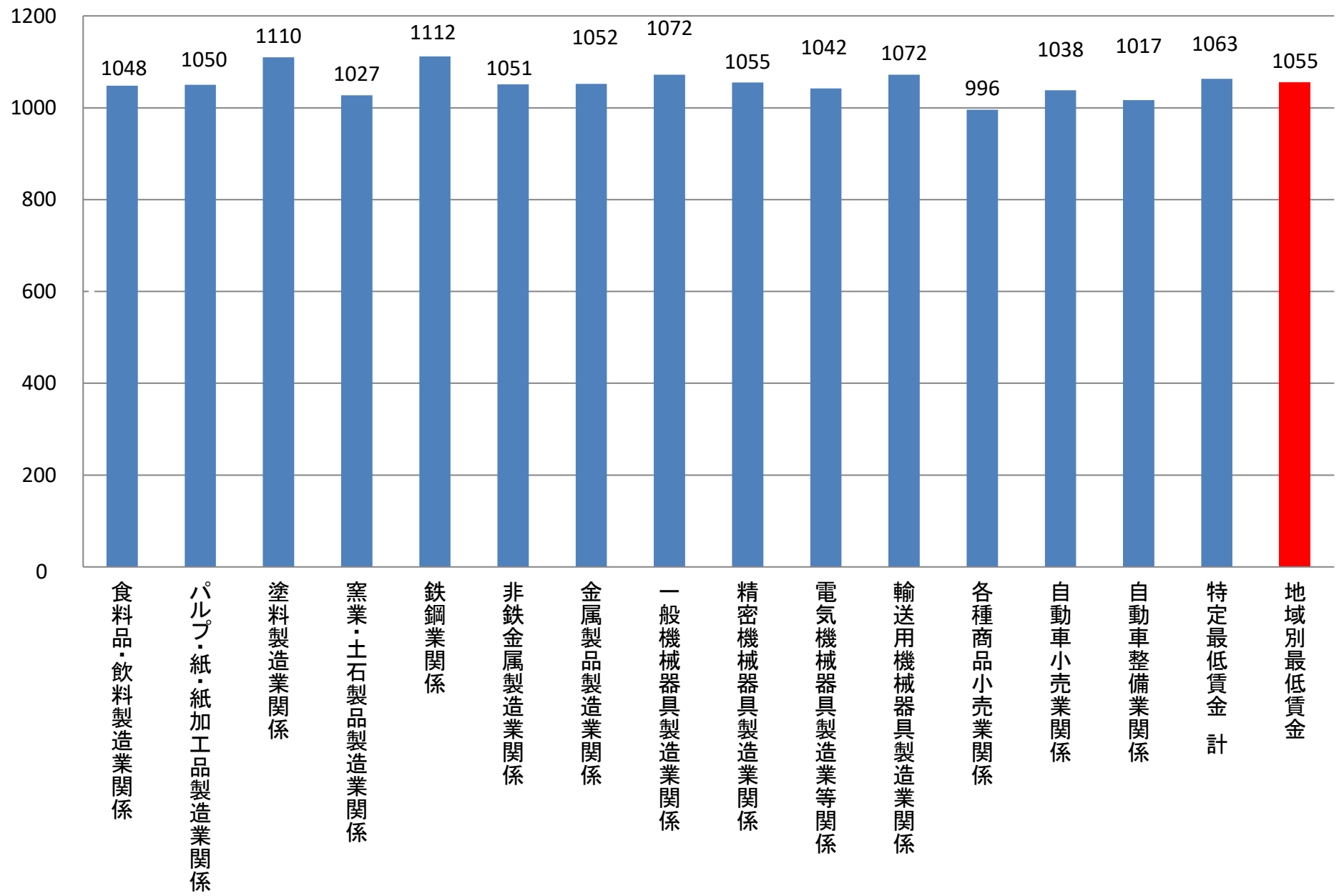
(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用死傷者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計した数値である。
- 3 適用使用者数・適用労働者数は100人未満の数値を四捨五入した人数、ただし、合計が50人未満の場合は1(百人)としている。

◆ 特定最低賃金の全国加重平均額(令和7年3月末現在)
(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む)



◆ 特定最低賃金の全国加重平均額(令和7年3月末現在)
(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を除く)



◆ 総括表(特定最低賃金が設定されている業種の例(徳島県・はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業))

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	2,129	339	542	1,248		10	1,595	325	199	
円	70	28	18	23			57	6	6	
- 1019	(3.27)	(8.28)	(3.36)	(1.87)			(3.56)	(1.98)	(3.25)	
1020 - 1020	133 (6.27)	30 (8.92)	29 (5.32)	74 (5.96)			101 (6.34)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1021 - 1021	133 (6.27)	30 (8.92)	29 (5.32)	74 (5.96)			101 (6.34)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1022 - 1022	135 (6.34)	30 (8.92)	30 (5.60)	74 (5.96)			103 (6.43)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1023 - 1023	139 (6.51)	30 (8.92)	32 (5.88)	77 (6.13)		4 (36.36)	103 (6.43)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1024 - 1024	139 (6.51)	30 (8.92)	32 (5.88)	77 (6.13)		4 (36.36)	103 (6.43)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1025 - 1025	142 (6.68)	30 (8.92)	33 (6.16)	79 (6.30)		4 (36.36)	106 (6.66)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1026 - 1026	142 (6.68)	30 (8.92)	33 (6.16)	79 (6.30)		4 (36.36)	106 (6.66)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1027 - 1027	147 (6.88)	32 (9.55)	33 (6.16)	81 (6.47)		4 (36.36)	111 (6.93)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1028 - 1028	147 (6.88)	32 (9.55)	33 (6.16)	81 (6.47)		4 (36.36)	111 (6.93)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1029 - 1029	151 (7.10)	32 (9.55)	38 (7.00)	81 (6.47)		4 (36.36)	114 (7.12)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1030 - 1030	153 (7.17)	32 (9.55)	39 (7.28)	81 (6.47)		4 (36.36)	115 (7.21)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1031 - 1031	153 (7.17)	32 (9.55)	39 (7.28)	81 (6.47)		4 (36.36)	115 (7.21)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1032 - 1032	153 (7.17)	32 (9.55)	39 (7.28)	81 (6.47)		4 (36.36)	115 (7.21)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1033 - 1033	155 (7.27)	32 (9.55)	39 (7.28)	83 (6.64)		4 (36.36)	117 (7.35)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1034 - 1034	155 (7.27)	32 (9.55)	39 (7.28)	83 (6.64)		4 (36.36)	117 (7.35)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1035 - 1035	158 (7.44)	32 (9.55)	41 (7.56)	85 (6.81)		4 (36.36)	119 (7.44)	18 (5.54)	18 (9.07)	

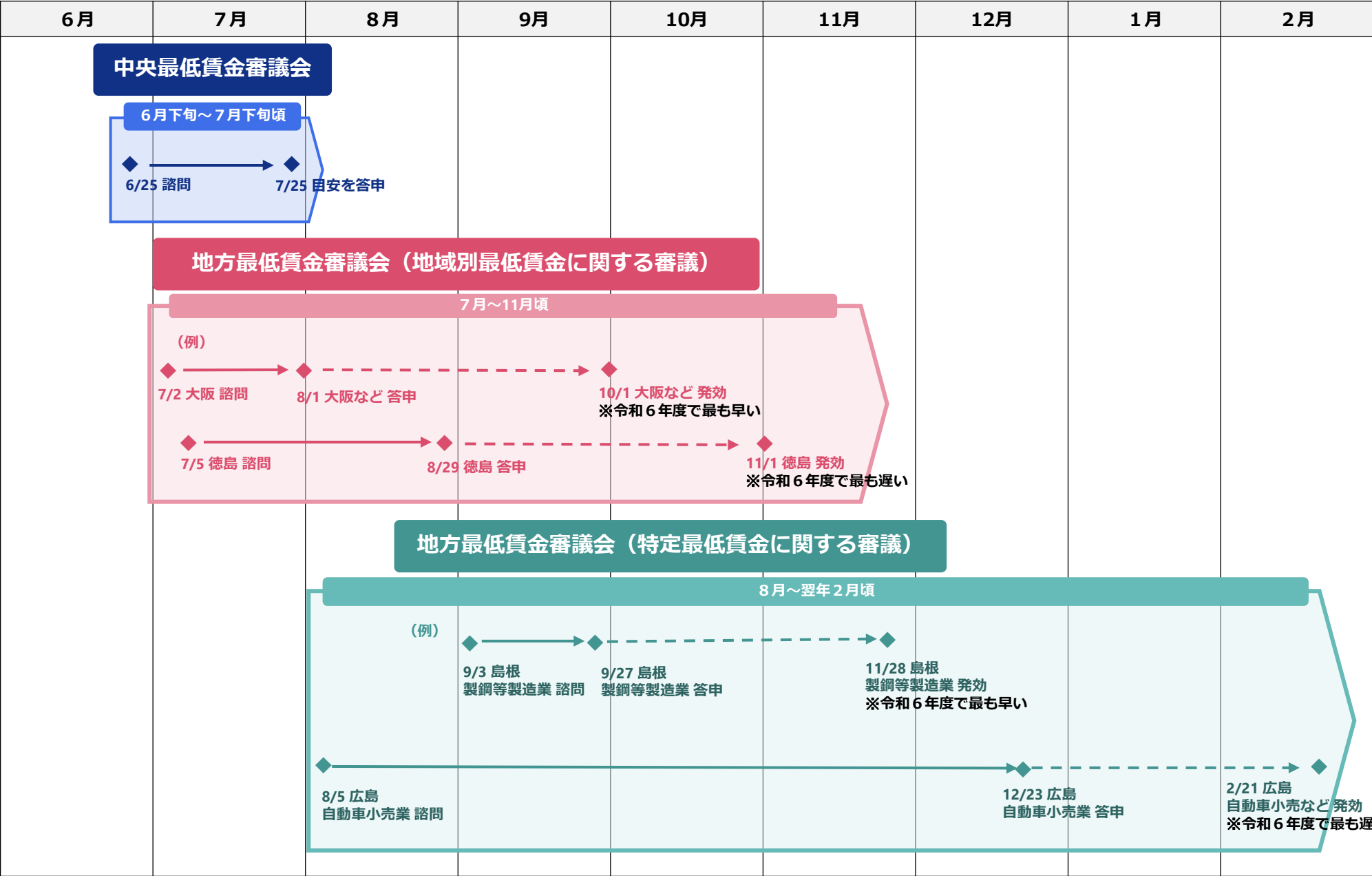


目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ（令和6年度の例）



令和 6 年度 地域別最低賃金額一覽

ランク	都道府県名	最低賃金額 (円) ※時間額		引上額	答申日	発効日
		R6	R5			
A	埼玉	1078	(1028)	50	R6.8.5	R6.10.1
	千葉	1076	(1026)	50	R6.8.5	R6.10.1
	東京	1163	(1113)	50	R6.8.5	R6.10.1
	神奈川	1162	(1112)	50	R6.8.5	R6.10.1
	愛知	1077	(1027)	50	R6.8.5	R6.10.1
	大阪	1114	(1064)	50	R6.8.1	R6.10.1
B	北海道	1010	(960)	50	R6.8.5	R6.10.1
	宮城	973	(923)	50	R6.8.5	R6.10.1
	福島	955	(900)	55	R6.8.9	R6.10.5
	茨城	1005	(953)	52	R6.8.5	R6.10.1
	栃木	1004	(954)	50	R6.8.5	R6.10.1
	群馬	985	(935)	50	R6.8.8	R6.10.4
	新潟	985	(931)	54	R6.8.5	R6.10.1
	富山	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1
	石川	984	(933)	51	R6.8.9	R6.10.5
	福井	984	(931)	53	R6.8.9	R6.10.5
	山梨	988	(938)	50	R6.8.5	R6.10.1
	長野	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1
	岐阜	1001	(950)	51	R6.8.5	R6.10.1
	静岡	1034	(984)	50	R6.8.5	R6.10.1
	三重	1023	(973)	50	R6.8.5	R6.10.1
	滋賀	1017	(967)	50	R6.8.5	R6.10.1
	京都	1058	(1008)	50	R6.8.5	R6.10.1
	兵庫	1052	(1001)	51	R6.8.5	R6.10.1
	奈良	986	(936)	50	R6.8.5	R6.10.1

ランク	都道府県名	最低賃金額 (円) ※時間額		引上額	答申日	発効日
		R6	R5			
B	和歌山	980	(929)	51	R6.8.5	R6.10.1
	島根	962	(904)	58	R6.8.16	R6.10.12
	岡山	982	(932)	50	R6.8.6	R6.10.2
	広島	1020	(970)	50	R6.8.5	R6.10.1
	山口	979	(928)	51	R6.8.5	R6.10.1
	徳島	980	(896)	84	R6.8.29	R6.11.1
	香川	970	(918)	52	R6.8.6	R6.10.2
	愛媛	956	(897)	59	R6.8.19	R6.10.13
C	福岡	992	(941)	51	R6.8.9	R6.10.5
	青森	953	(898)	55	R6.8.9	R6.10.5
	岩手	952	(893)	59	R6.8.28	R6.10.27
	秋田	951	(897)	54	R6.8.5	R6.10.1
	山形	955	(900)	55	R6.8.21	R6.10.1
	鳥取	957	(900)	57	R6.8.9	R6.10.5
	高知	952	(897)	55	R6.8.13	R6.10.9
	佐賀	956	(900)	56	R6.8.20	R6.10.17
	長崎	953	(898)	55	R6.8.16	R6.10.12
	熊本	952	(898)	54	R6.8.9	R6.10.5
	大分	954	(899)	55	R6.8.9	R6.10.5
	宮崎	952	(897)	55	R6.8.9	R6.10.5
	鹿児島	953	(897)	56	R6.8.9	R6.10.5
	沖縄	952	(896)	56	R6.8.13	R6.10.9
全国加重平均		1055	(1004)	51		

特定最低賃金とは

特定最低賃金（最低賃金法第15条から第19条）

- 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- 産業又は職業ごとに適用
適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
 - ※ 全国で、224件設定されている
 - ※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域（都道府県）の労使の意向により定められる
- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならぬ（法第16条）

<特定最低賃金の規定例>

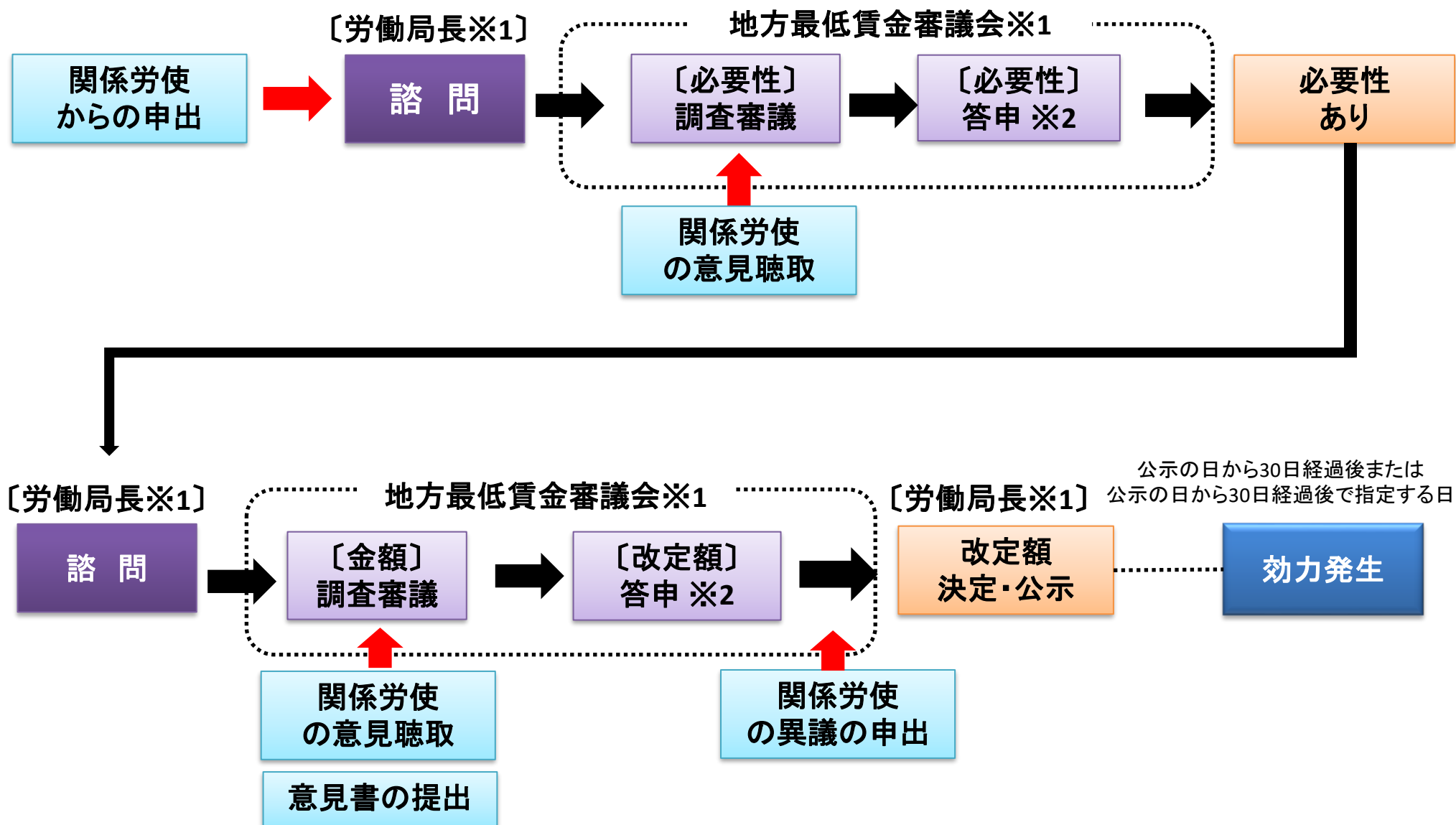
名称：宮城県自動車小売業最低賃金（抄）

適用する使用者：宮城県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（中略）を営む使用者

適用する労働者：上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3カ月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額：1時間1,036円（※宮城県地域別最低賃金額973円 令和6年10月1日改定）

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



※1 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会に読替える。

※2 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている。

特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ <u>企業内の賃金水準を設定する際の<u>労使の取組を補完するもの</u></u>	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する <u>セーフティネット</u>
適用対象	○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小／細分類ごと ○ <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> ※ 基幹的労働者：当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者（基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。）	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ <u>関係労使の申出により新設、改正又は廃止</u> ○ <u>新設、改廃は労使のイニシアティブによる</u>	○ 行政機関に決定を義務付け （全国各地域について、必ず決定されなければならない。）
効力	○ <u>刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。</u> ※労働基準法第24条違反（30万円以下の罰金） ○ <u>民事的な効力</u> （ <u>最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効</u> ）	○ 刑事的な効力（50万円以下の罰金） ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 ○ 民事的な効力（同左）

特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

○関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

○申出の要件は、中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース： 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
① <u>基幹的労働者の2分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること ② <u>労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意</u> により行われる申出であること	① <u>基幹的労働者の概ね3分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること ② <u>労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意</u> により行われる申出であること

公正競争ケース： 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)	○ 適用される労働者又は使用者の概ね <u>3分の1以上</u> の合意による申出等



(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

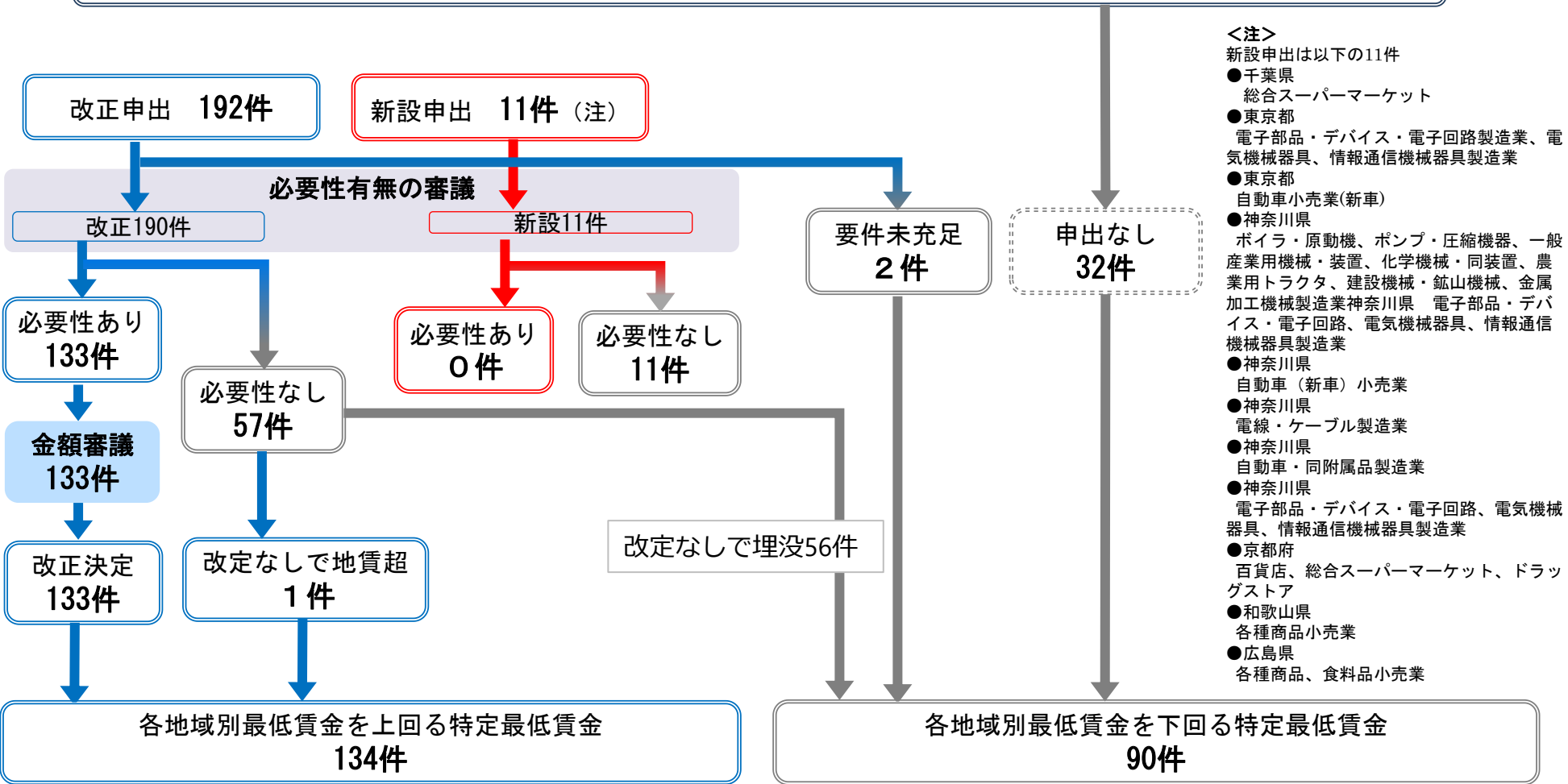
なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1／3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

令和6年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和6年4月時点の特定最低賃金

224件（うち旧産業別最低賃金2件） ※全国に適用される特定最低賃金1件を含む



令和7年3月時点の特定最低賃金
224件（うち旧産業別最低賃金2件※）

※全国に適用される特定最低賃金1件を含む

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等（決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。

実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使（当該産業を含めた関係労使）が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定することとされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定

(1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

□ 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。

(イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう関係労使の意見を必ず聴取すること。

また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。

(ロ) 及び (ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承）

2 運用面の改善について具体的な対応

(2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善

① 中小企業関係労使の意見の反映

産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」（平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承）

2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、データに基づく根拠（厳しい経営環境におかれる中小企業の負担感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等）を示し、「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。
使用者側参考人の意見陳述を聴いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表からの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。
審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。
- 第1回専門部会開催前に勉強会を実施し、特定最低賃金について理解を深めている。また、運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている。

双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員の「必要性あり」との主張に対し、地域別最低賃金がかここ数年急激に上昇していることを理由に「改正の必要性なし」と主張。
- 使用者側委員から、経営環境やこういった状況であれば「改正の必要性あり」となり得るのかといった具体的な説明がなく、審議が終了している。

特定（産業別）最低賃金の決定について

【最低賃金法関係条文】

第15条（特定最低賃金の決定等）

労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

（以下省略）

1 概説

特定（産業別）最低賃金については、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組の補完や、公正な賃金決定といった役割を果たしてきた。

地域別最低賃金が、すべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして行政機関に決定を義務付けるのに対して、特定（産業別）最低賃金は、労使のイニシアティブにより決定されるものであることに留意し、関係労使の申出を受けた行政機関が最低賃金審議会の意見を聴いて決定できるものである。

さらに、特定（産業別）最低賃金は、すべての労働者のセーフティネットである地域別最低賃金において定める最低賃金を上回らなければならないこととされている。

最低賃金法では、最低賃金の決定を「最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金」と定めているが、このことは、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の産業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときに、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定されるものである。

2 決定等の要件

特定（産業別）最低賃金を決定、改正又は廃止（以下、「決定等」という。）するためには、次の３要件のすべてを充足する必要がある。

- ① 特定（産業別）最低賃金については、法第１５条第１項による決定等の申出があり、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求め（諮問）、「必要がある」との意見の提出（答申）があること。
- ② 最低賃金審議会に調査審議を求め（諮問）、最低賃金審議会から意見が提出（答申）されること。
- ③ 最低賃金審議会からの意見（答申）について、法第１５条第３項に基づく異議申出がないか、又は異議申出があった場合には、当該申出について最低賃金審議会の意見を求め（諮問）、最低賃金審議会から意見が提出（答申）されること。

以上の３要件を充足した場合に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、

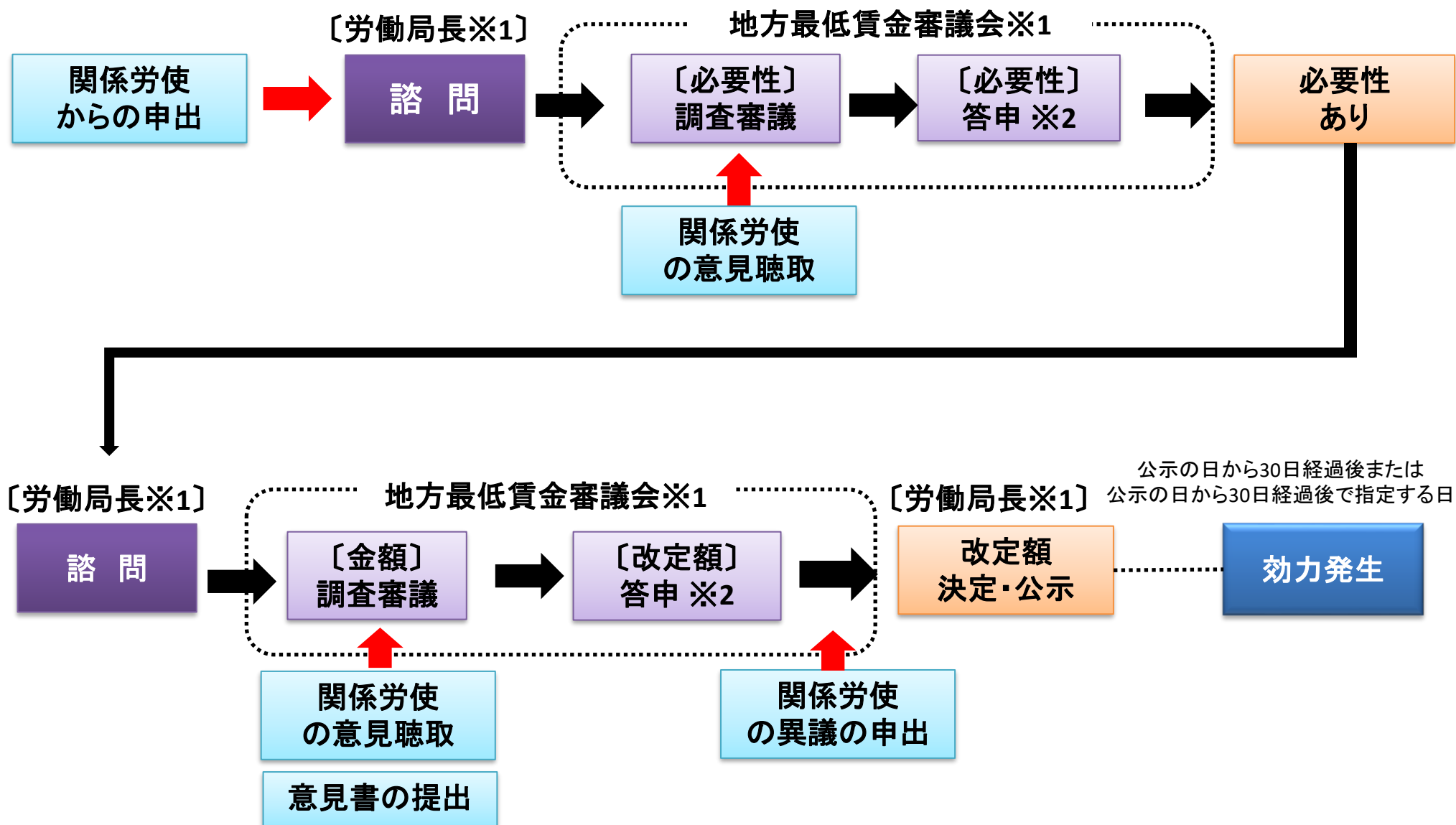
- ②又は③の意見についての答申を踏まえ、最低賃金を決定することになる。

なお、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、②又は③の意見について最低賃金審議会の意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求める必要がある。ただし、現在までに再審議を求めた例はない。

３ 最低賃金決定の手続き

図示すると、別紙のとおりである。

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



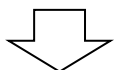
※1 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会に読替える。

※2 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている。

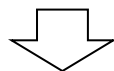
令和7年度における特定最低賃金審議フロー図

7月 第1回本審 (7/14)

- ・ 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び特定最低賃金の改正決定について併せて諮問
- ・ 法25条1項に基づく専門部会 業種ごとに設置
- ・ 全会一致の場合、令6条5項適用
- ・ 必要性の有無及び改正審議にかかる専門部会委員の推薦公示
(公示期間2～3週間程度：7/14～7/28)



必要性の有無及び改正審議にかかる専門部会委員の任命

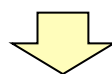


8月下旬 必要性の有無についての専門部会

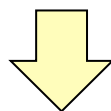
各部会において必要性の有無について調査審議



- 全会一致で必要性ありの場合
- ・ 令6条5項適用
 - 引き続き金額審議
 - ・ 則11条による意見聴取公示
(議決をした日から3週間)



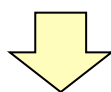
- 全会一致とならなかった場合
- 「全会一致に至らず」の結論を本審に報告
 - 全会一致で必要性なしの場合➢ 答申



全会一致とならなかった場合

9月4日 第447回本審

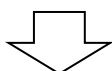
- 本審において必要性の有無について審議
- 必要性なし・全会一致に至らず➢ 答申
 - 必要性あり➢ 答申 (金額審議へ)



「必要性あり」の場合

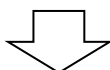
10月上旬～10月中旬 改正決定の専門部会

- 複数回の審議を経て結審
- 全会一致の場合➢ 令6条5項適用



●月○日 第○○○回本審

全会一致とならなかった場合、本審において金額審議



●月○日 第○○○回本審 (異議申し出があった場合)

例年どおり12/15発効とする場合、10/15答申→異議申出締切は10/30

2025年6月24日

山口労働局長 殿

山口県光市大字島田 3434
基幹労連山口県本部
委員長 徳野 啓範



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

—記—

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者に使用される労働者 ~~342~~ 名

2. 金額改正を申し出る最低賃金の件名

山口県鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	4,713 人	= 56.0% > 概ね3分の1以上
-----------------------	---------	--------------------

山口県における、鉄鋼業および非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者に使用される労働者数	8,421 人
---	---------

(最も低い) 労働協約の金額 = 195,800 円/月額 (時間額 1,223 円)
現在適用されている法定最低金額 = 1,116 円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申し出合意書および委任状、③山口県における鉄鋼業および非鉄金属製造業の事業所数と労働者数の概況およびこのうち賃金の当該労働協約の適用を受ける労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数 (賃金の最低額が月額のみで表示されている場合)



以上

1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における鉄鋼業および非鉄金属製造業の事業所数と労働者数の概況

産 業 分 類		事業所数	労働者数〔名〕
E 22	鉄 鋼 業	72	6,404
E 23	非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	17	2,017
合 計		89	8,421

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

No.	事 業 所 名	組 合 名	適用労働者数〔名〕
1	日 本 製 鉄 (株) 山 口 製 鉄 所	日 本 製 鉄 山 口 労 働 組 合	1,780
2	(株) 神 戸 製 鋼 所 長 府 製 造 所	神 戸 製 鋼 所 労 働 組 合 長 府 支 部	802
3	東 洋 鋼 鉄 (株) 下 松 事 業 所	東 洋 鋼 鉄 労 働 組 合	1,017
4	丸 一 ス テ ン レ ス 鋼 管 (株)	丸 一 ス テ ン レ ス 鋼 管 労 働 組 合	298
5	共 英 製 鋼 (株) 山 口 事 業 所	共 英 製 鋼 労 働 組 合	291
6	(株) 宇 部 ス チ ー ル	宇 部 ス チ ー ル 労 働 組 合	120
7	吉 川 工 業 (株)	吉 川 工 業 労 働 組 合 光 支 部	127
8	彦 島 製 錬 (株)	彦 島 製 錬 労 働 組 合	278
合 計			4,713

56.0%

2. 所定労働時間および所定労働日数

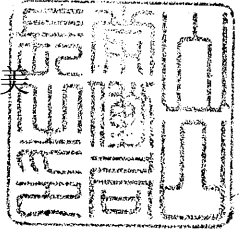
事業所名	組合名	月間金額	月間所定 労働日数	月間所定 労働時間
日本製鉄(株) 山口製鉄所	日本製鉄山口労働組合	215,000 円	20.40 日 10,540 円/日	161.87 h 1,329 円/h
(株)神戸製鋼所 長府製造所	神戸製鋼所労働組合 長府支部	224,560 円	20.40 日 11,008 円/日	157.50 h 1,426 円/h
東洋鋼板(株)下松事業所	東洋鋼板労働組合	215,000 円	21.10 日 10,190 円/日	158.02 h 1,361 円/h
丸ーステンレス鋼管(株)	丸ーステンレス鋼管 労働組合	198,500 円	20.40 日 9,731 円/日	158.20 h 1,255 円/h
共英製鋼(株)山口事業所	共英製鋼労働組合	228,000 円	21.92 日 10,401 円/日	158.90 h 1,435 円/h
(株)宇部スチール	宇部スチール労働組合	206,600 円	20.00 日 10,330 円/日	160.00 h 1,292 円/h
吉川工業(株)光支店	吉川工業労働組合光支部	195,800 円	22.08 日 8,867 円/日	160.08 h 1,223 円/h
彦島製錬(株)	彦島製錬労働組合	215,000 円	20.20 日 10,644 円/日	160.67 h 1,339 円/h

※賃金の最低額が月額のみで表示されている場合は、
月あたりの所定労働時間および所定労働日数で算出

山口労発基0714第9号
令和7年7月14日

山口地方最低賃金審議会
会長 小林 友則 殿

山口労働局長
鈴木 輝美



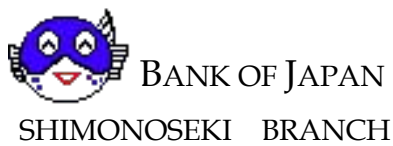
特定最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めると結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金



日本銀行

2025年8月5日
日本銀行下関支店
〒750-8601
下関市岬之町 7-1
TEL : 083-233-3113
FAX : 083-228-1021

山口県金融経済情勢 (2025年8月)

(概況)

県内景気は、緩やかに回復している。

需要項目別にみると、公共投資は、横ばい圏内で推移している。輸出は、前年を下回った。個人消費は、着実に持ち直している。住宅投資は、弱めの動きとなっている。設備投資は、増加している。

こうした中、生産は、持ち直しの動きがみられる。雇用・所得情勢をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。消費者物価の前年比は、2%台後半となった。

企業倒産は、横ばい圏内で推移している。金融面をみると、預金・貸出は、ともに前年を上回って推移している。貸出金利は、前月を上回って推移している。

【実体経済】

各統計の時期、計数については、後掲の山口県主要金融経済指標を参照。

公共投資	<u>公共投資</u> は、横ばい圏内で推移している。 <u>公共工事請負金額</u> は、前年を下回った。
輸出入	<u>輸出</u> は、前年を下回った。 <u>輸出・輸入</u> は、ともに前年を下回った。
個人消費	<u>個人消費</u> は、着実に持ち直している。 個人消費関連の販売統計をみると、 <u>百貨店・スーパー販売額</u> 、 <u>コンビニエンスストア販売額</u> 、 <u>ホームセンター販売額</u> 、 <u>ドラッグストア販売額</u> は、前年を上回った。また、耐久消費財では、 <u>家電大型専門店販売額</u> 、 <u>乗用車新車登録台数</u> は、前年を上回った。
住宅投資	<u>住宅投資</u> は、弱めの動きとなっている。 <u>新設住宅着工戸数</u> は、前年を下回った。
設備投資	<u>設備投資</u> は、増加している。 <u>山口県短観</u> （2025 年 6 月調査）における企業の設備投資をみると、2024 年度実績は増加したほか、2025 年度も増加計画となっている。 <u>建築物着工床面積</u> （非居住用）は、前年を上回った。
生産	<u>生産</u> は、持ち直しの動きがみられる。 <u>鉱工業生産指数</u> （5 月）は、前月比上昇した。業種別にみると、輸送機械は低下した一方、化学、汎用・生産用・業務用機械は上昇した。
雇用・所得	<u>雇用・所得情勢</u> をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。 <u>有効求人倍率</u> は、前月を下回った。 <u>常用労働者数</u> は、前年を下回った一方、 <u>現金給与総額</u> は、前年を上回ったことから、 <u>雇用者所得</u> は、前年を上回った。
物価	<u>消費者物価</u> の前年比は、2 %台後半となった。 <u>消費者物価指数</u> （除く生鮮食品）は、前年を上回った。

【企業倒産】

企業倒産	<u>企業倒産</u> は、横ばい圏内で推移している。 件数（4 件）は前年（9 件）を下回ったほか、負債総額（285 百万円）も前年（319 百万円）を下回った。
------	---

【金融】

預金 貸出	<u>預金・貸出</u> は、ともに前年を上回って推移している。
貸出約定 平均金利	<u>貸出金利</u> は、前月を上回って推移している。

以 上

山口県主要金融経済指標（１）

—— p：速報値、r：訂正または改定値
—— 特に記載のない限り、全て山口県に関する計数

1. 需要コンポーネント

（前年比％）

	公共投資 公共工事 請負金額	輸出入		個人消費					
		輸出	輸入	百貨店・スーパー販売額		コンビニエンス ストア 販売額	ホームセンター 販売額	ドラッグストア 販売額	家電 大型専門店 販売額
				（全店）	（既存店）				
24/ 7-9 月	-29.1	11.1	-28.6	1.6	0.4	0.1	-1.7	4.3	-2.2
10-12	0.3	4.9	-36.0	1.5	0.3	1.3	-3.7	7.0	-1.1
25/ 1-3	18.9	20.4	-17.0	6.5	1.9	0.4	0.5	5.3	3.2
4-6	-37.0	-25.6	p -19.9	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.
25/ 3	121.6	12.5	-4.5	9.0	4.3	1.8	-0.1	7.3	2.6
4	-37.0	-29.1	-11.4	8.3	3.3	1.5	1.5	5.1	-3.4
5	-60.3	-29.2	-30.8	6.7	1.8	1.0	-0.1	r 3.2	0.7
6	-7.9	-18.7	p -17.8	p 7.5	p 2.3	p 2.6	p 2.1	p 5.0	p 1.8
資料出所	西日本 建設業保証	財務省		経済産業省					

（前年比％）

	個人消費				住宅投資	設備投資
	乗用車新車 登録台数			新設住宅 着工戸数	建築物着工 床面積 (非居住用)	
		うち 登録車	うち 軽自動車			
24/ 7-9 月	-0.6	-1.0	-0.2	-5.6	-43.5	
10-12	-4.8	0.0	-11.4	28.9	3.1	
25/ 1-3	17.9	14.9	22.4	-25.3	-81.2	
4-6	3.0	0.8	6.3	-4.6	95.9	
25/ 3	13.7	15.4	11.1	-35.4	-83.0	
4	8.8	5.6	14.4	48.4	37.5	
5	-0.1	0.0	-0.1	-42.2	178.8	
6	0.7	-2.7	5.7	-13.0	75.9	
資料出所	中国運輸局			国土交通省		

（前年比％、25年6月調査）

設備投資		
山口県企業短期経済観測調査		
設備投資額 （含む土地投資額）	2024年度実績	2025年度計画
全産業	23.0	10.4
製造業	15.8	11.6
非製造業	46.7	7.1
資料出所	日本銀行下関支店	

（注）公共工事請負金額、輸出入、新設住宅着工戸数、建築物着工床面積の四半期計数、乗用車新車登録台数の月次、四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。

2. 生産関連

（季節調整済・前期比％）

	鉱工業指数		
	生産	出荷	在庫
24/ 7-9 月	8.8	2.7	4.7
10-12	-6.9	-4.1	-2.1
25/ 1-3	-0.5	-1.5	-1.6
4-6	n. a.	n. a.	n. a.
25/ 3	-1.7	-6.9	3.1
4	r -12.2	r -3.0	r 1.4
5	p 30.7	p 15.8	p -3.6
6	n. a.	n. a.	n. a.
資料出所	山口県		

（注）20年基準。

3. 雇用・所得

（前年比％）

	雇用・所得			
	有効求人倍率 （季調済） （倍）	常用労働者数	現金給与総額 （名目）	雇用者所得
24/ 7-9 月	1.48	2.3	1.6	3.9
10-12	1.42	1.4	5.0	6.3
25/ 1-3	1.44	0.8	3.5	4.3
4-6	1.44	n. a.	n. a.	n. a.
25/ 3	1.47	1.3	2.9	4.3
4	1.46	-0.3	3.5	3.2
5	1.45	-1.1	6.4	5.3
6	1.42	n. a.	n. a.	n. a.
資料出所	厚生労働省	山口県		

（注）1. 常用労働者数、現金給与総額は、事業所規模5人以上。指数ベース、20年基準。
2. 有効求人倍率、常用労働者数、現金給与総額の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
3. 雇用者所得は、次式に基づき、日本銀行下関支店で算出。雇用者所得＝常用労働者数×現金給与総額。

山 口 県 主 要 金 融 経 済 指 標 (2)

4. 物価

(前年比%)

		消費者物価指数 (除く生鮮食品)
		山口市
24/ 7-9 月		2.7
10-12		2.7
25/ 1-3		3.6
4-6		3.3
25/ 3		3.9
4		3.6
5		3.5
6		2.8
資料出所		総務省

(注) 消費者物価指数(除く生鮮食品)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。20年基準。

5. 企業倒産、金融

(前年比%)

	企業倒産		金融				
	件数 (件)	負債総額 (百万円)	預金 (末残)	貸出 (末残)	貸出約定平均金利(ストックベース)		
					総合 (%)	短期 (%)	長期 (%)
24/ 7-9 月	17	2,741	1.1	1.2	1.145	1.729	1.132
10-12	13	1,812	1.6	1.1	1.188	1.756	1.175
25/ 1-3	15	1,962	2.0	-0.1	1.220	1.821	1.206
4-6	16	1,785	2.5	0.2	1.340	1.860	1.330
25/ 3	6	370	2.0	-0.1	1.220	1.821	1.206
4	5	303	2.1	0.4	1.229	1.830	1.217
5	7	1,197	2.5	0.3	1.258	1.873	1.246
6	4	285	2.5	0.2	1.340	1.860	1.330
資料出所	東京商工リサーチ		日本銀行下関支店				

- (注) 1. 企業倒産(件数、負債総額)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
 2. 預金(末残)および貸出(同)は、以下の定義による。
 ・国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の山口県内店舗分および同県内に本店を置く信用金庫。
 ・銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、オフショア勘定を除く。
 3. 貸出約定平均金利は、以下の定義による。
 ・山口県内に本店を置く国内銀行(県内店舗ベース)および信用金庫(全店ベース)の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
 ・貸出金利・貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、当座貸越を除く。
 4. 預金、貸出、貸出約定平均金利の四半期計数は、各四半期末月の月次計数。



Bank of Japan Shimonoseki Branch

2025 年 7 月 1 日

日本銀行下関支店



企業短期経済観測調査結果（2025年6月）

—山口県—

【調査対象企業数および回答状況】

	調査対象企業数	回答社数	回答率
全産業	173 社	173 社	100.0 %
製造業	84 社	84 社	100.0 %
非製造業	89 社	89 社	100.0 %

【回答期間】 5月28日 ～ 6月30日

【回答率】 業況判断の有効回答社数/調査対象企業数×100

【判断項目の集計方法】

判断項目については、調査対象企業からの回答（「1、2、3」）を、以下のように算出される「DI」（ディフュージョン・インデックス＜Diffusion Index＞）という指標に加工・集計。

DI（%ポイント）

= 「第1選択肢の回答社数構成比（%）」－「第3選択肢の回答社数構成比（%）」

—— 例えば「業況判断DI」は、「1. 良い」「2. さほど良くない」「3. 悪い」のうち、「1. 良い」の回答社数構成比から「3. 悪い」の回答社数構成比を引いて算出。

【本件に関するお問い合わせ先】

日本銀行下関支店総務課（TEL：083-233-3113）

当資料は当店ホームページ（<https://www3.boj.or.jp/shimonoseki/>）に掲載しています。

1. 業況判断

業況判断DI (「良い」－「悪い」・%ポイント)

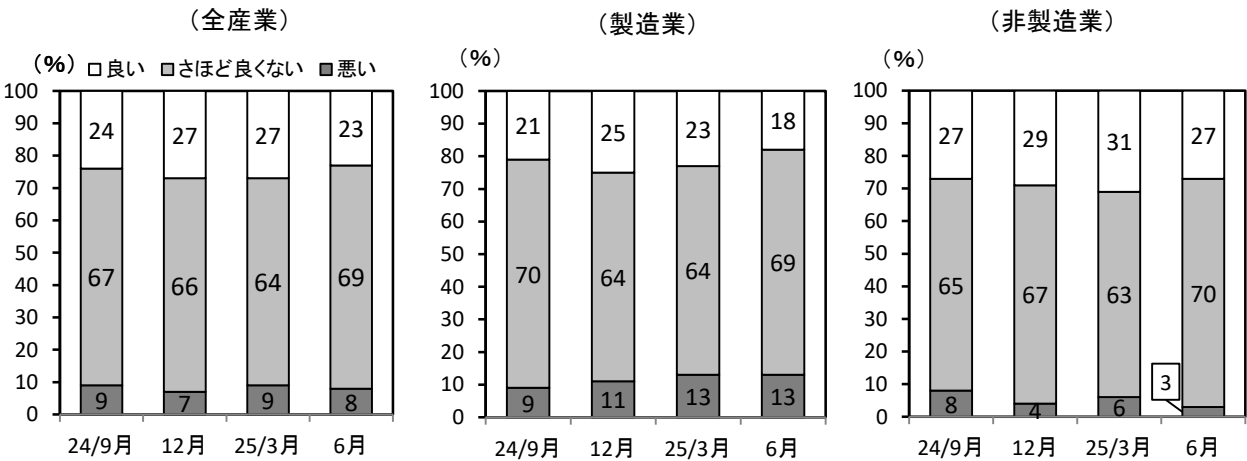
	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全産業	15	20	18	9	15	▲ 3	8	▲ 7
製造業	12	14	10	3	5	▲ 5	3	▲ 2
非製造業	19	25	25	14	24	▲ 1	13	▲ 11

(注) 判断項目において、「最近」は回答時点を、「先行き」は3か月後を示す。「最近」の変化幅は、前回調査の「最近」との対比。「先行き」の変化幅は、今回調査の「最近」との対比（以下、同じ）。

主要業種別業況判断DI (「良い」－「悪い」・%ポイント)

		2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
				最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
製造業	化学	5	5	▲ 5	▲ 5	0	5	▲ 5	▲ 5
	窯業・土石製品	50	50	50	50	50	0	50	0
	鉄鋼	0	0	▲ 9	▲ 18	▲ 18	▲ 9	▲ 18	0
	食料品	11	0	12	12	0	▲ 12	12	12
	はん用・生産用・業務用機械	43	43	57	15	43	▲ 14	57	14
	電気機械	0	33	33	16	▲ 16	▲ 49	0	16
	輸送用機械	33	33	33	33	33	0	33	0
非製造業	建設	25	29	33	21	42	9	34	▲ 8
	不動産・物品賃貸	20	20	25	0	25	0	▲ 25	▲ 50
	卸売	11	33	38	13	13	▲ 25	0	▲ 13
	小売	0	▲ 7	15	22	7	▲ 8	15	8
	運輸・郵便	20	30	30	10	10	▲ 20	0	▲ 10
	対事業所サービス	45	45	45	33	44	▲ 1	33	▲ 11
	宿泊・飲食サービス	43	43	0	▲ 14	14	14	▲ 14	▲ 28
全国（全規模・全産業）		14	15	15	10	15	0	9	▲ 6

▽業況判断DIの選択肢別社数構成比



2. 売上・収益計画

売上高

(前年度比・%)

	2023年度	2024年度		2025年度	
	実績	実績	修正率	計画	修正率
全産業	▲ 2.9	▲ 34.1	2.0	0.3	0.9
製造業	2.4	0.4	1.6	2.2	1.9
非製造業	▲ 4.7	▲ 46.8	2.3	▲ 0.9	0.2
全国（全規模・全産業）	3.0	3.8	0.5	1.4	1.0

(注) 修正率は、前回調査との対比（以下同じ）。

経常利益

(前年度比・%)

	2023年度	2024年度		2025年度	
	実績	実績	修正率	計画	修正率
全産業	25.1	▲ 5.6	15.0	▲ 16.9	2.4
製造業	58.7	17.9	15.3	▲ 9.1	1.3
非製造業	9.0	▲ 22.2	14.7	▲ 25.3	3.9
全国（全規模・全産業）	12.4	5.6	3.9	▲ 5.7	▲ 0.6

3. 設備投資計画等

設備投資額（含む土地投資額）

(前年度比・%)

	2023年度	2024年度		2025年度	
	実績	実績	修正率	計画	修正率
全産業	4.9	23.0	2.2	10.4	13.3
製造業	3.1	15.8	▲ 6.4	11.6	2.9
非製造業	11.1	46.7	34.1	7.1	55.8
全国（全規模・全産業）	10.6	7.5	▲ 0.6	6.7	6.0

(注) ソフトウェア投資額、研究開発投資額は含まない。

生産・営業用設備判断DI

(「過剰」－「不足」・%ポイント)

	2024年		2025年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	▲ 3	▲ 4	▲ 4	▲ 5	▲ 2	2	▲ 3	▲ 1
製造業	▲ 2	▲ 4	▲ 4	0	2	6	0	▲ 2
非製造業	▲ 3	▲ 3	▲ 3	▲ 8	▲ 5	▲ 2	▲ 5	0

4. 需給、在庫、価格判断

国内での製商品・サービス需給判断DI

(「需要超過」－「供給超過」・%ポイント)

	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	▲ 9	▲ 9	▲ 10	▲ 11	▲ 12	▲ 2	▲ 13	▲ 1
製造業	▲ 13	▲ 14	▲ 18	▲ 18	▲ 18	0	▲ 18	0
非製造業	▲ 7	▲ 6	▲ 5	▲ 6	▲ 8	▲ 3	▲ 9	▲ 1

製商品在庫水準判断DI

(「過大」－「不足」・%ポイント)

	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
製造業	15	26	16		18	2		

販売価格判断DI

(「上昇」－「下落」・%ポイント)

	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	25	31	31	42	27	▲ 4	38	11
製造業	36	43	28	50	22	▲ 6	30	8
非製造業	18	24	33	37	31	▲ 2	43	12

仕入価格判断DI

(「上昇」－「下落」・%ポイント)

	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	44	41	42	48	41	▲ 1	48	7
製造業	45	41	34	52	37	3	48	11
非製造業	45	42	48	44	44	▲ 4	49	5

5. 雇用

雇用人員判断DI

(「過剰」－「不足」・%ポイント)

	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	▲ 43	▲ 48	▲ 49	▲ 49	▲ 42	7	▲ 48	▲ 6
製造業	▲ 30	▲ 41	▲ 42	▲ 39	▲ 33	9	▲ 39	▲ 6
非製造業	▲ 51	▲ 52	▲ 56	▲ 57	▲ 50	6	▲ 54	▲ 4

新卒採用計画（6月・12月調査のみ）

(前年度比・%)

	2024年度 実績	2025年度 計画	2026年度 計画
全産業	▲ 13.3	0.8	17.3
製造業	▲ 15.6	7.4	16.1
非製造業	▲ 11.6	▲ 4.1	18.3

6. 企業金融

資金繰り判断DI

(「楽である」－「苦しい」・%ポイント)

	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	14	11	14		17	3		

金融機関の貸出態度判断DI

(「緩い」－「厳しい」・%ポイント)

	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	20	22	20		26	6		

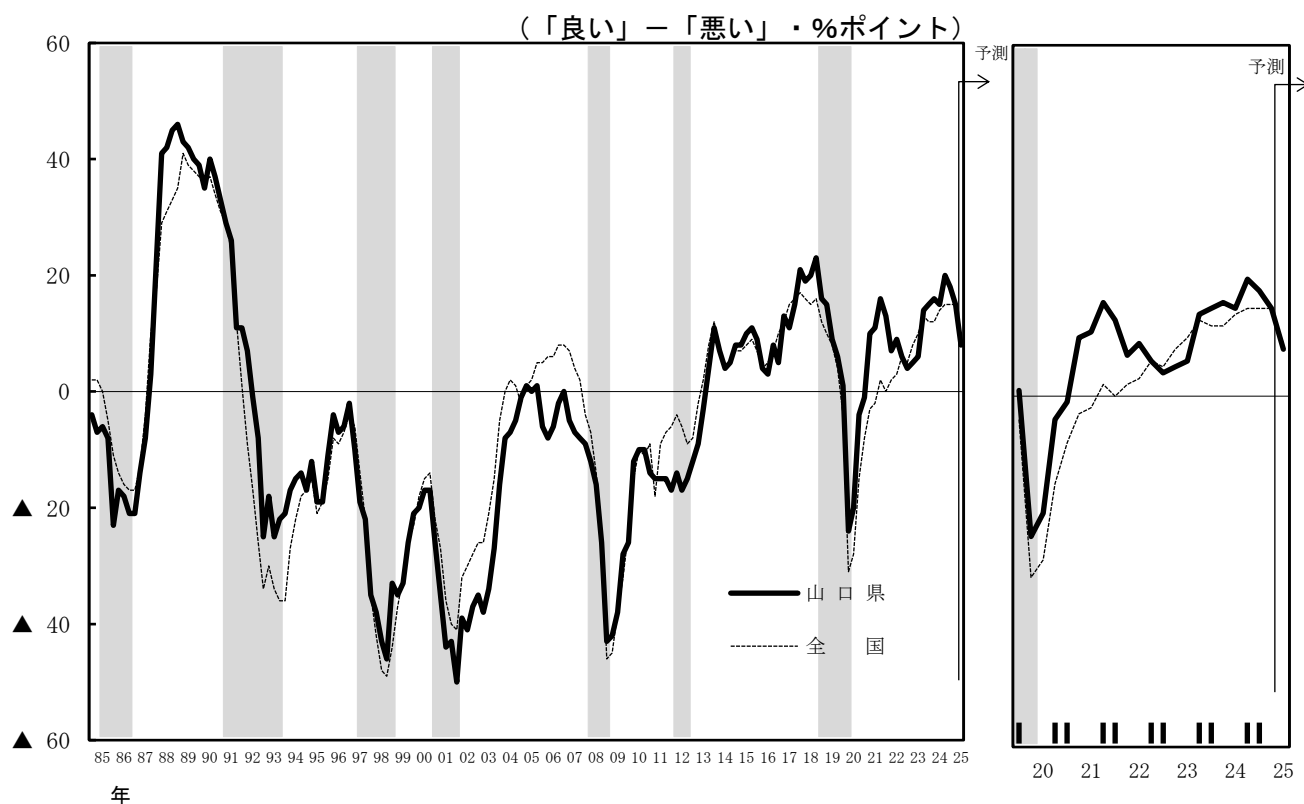
借入金利水準判断DI

(「上昇」－「低下」・%ポイント)

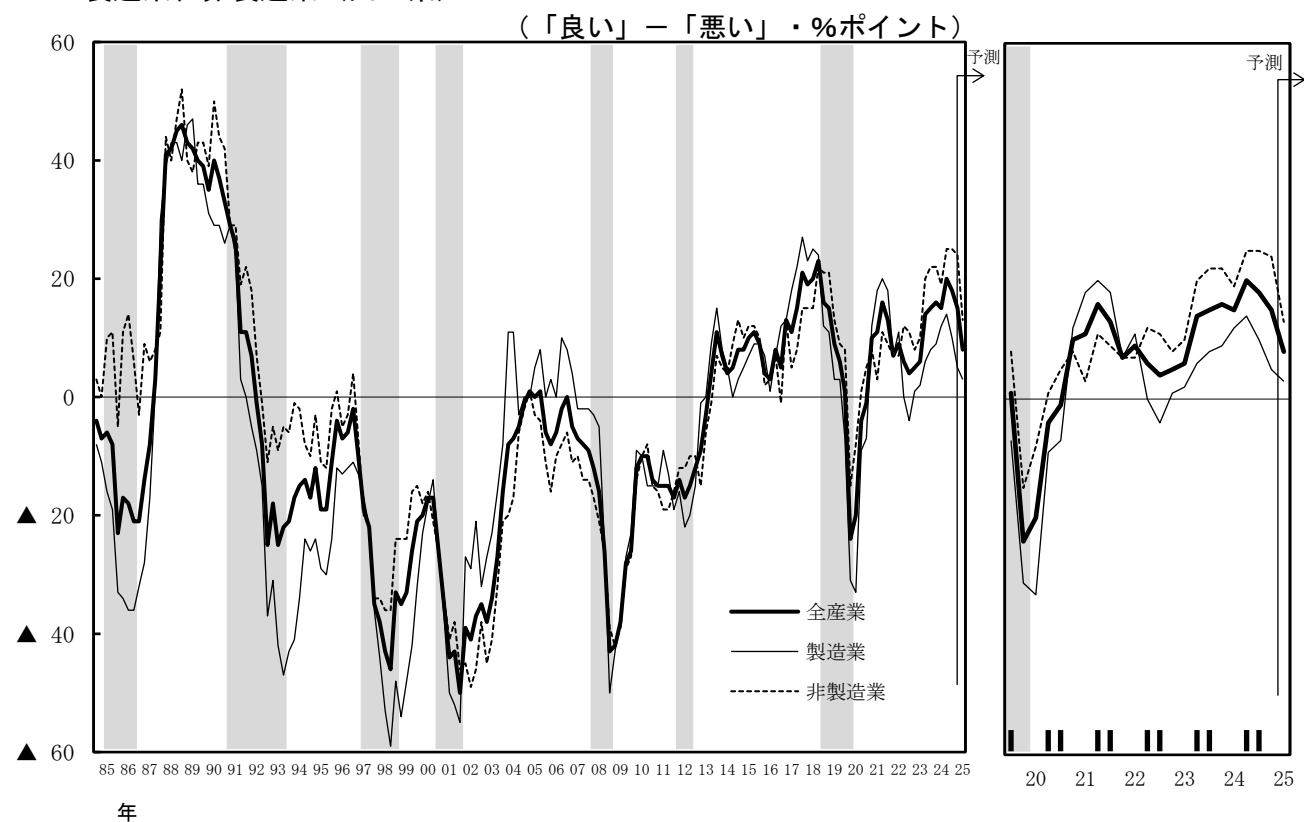
	2024年 9月	12月	2025年3月		6月			
			最近	先行き	最近		先行き	
						変化幅		変化幅
全産業	37	47	54	58	53	▲ 1	48	▲ 5

(参考) 業況判断DIの推移

▽全産業（山口県、全国）



▽製造業、非製造業（山口県）



(注) シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。

年月	日本銀行下関支店の景気表現
15/1月	県内景気は、一部に弱さがみられるが、全体としては緩やかに回復している。
2月	県内景気は、一部に弱さがみられるが、全体としては緩やかに回復している。
3月	県内景気は、一部に弱さがみられるが、全体としては緩やかに回復している。
4月	県内景気は、一部に弱さがみられるが、全体としては緩やかに回復している。
5月	県内景気は、緩やかに回復している。
6月	県内景気は、緩やかに回復している。
7月	県内景気は、緩やかに回復している。
8月	県内景気は、緩やかに回復している。
9月	県内景気は、緩やかに回復している。
10月	県内景気は、緩やかに回復している。
11月	県内景気は、緩やかに回復している。
12月	県内景気は、緩やかに回復している。
16/1月	県内景気は、天候要因等により個人消費に幾分弱さがみられるものの、基調としては緩やかに回復している。
2月	県内景気は、天候要因等により個人消費に幾分弱さがみられるものの、基調としては緩やかに回復している。
3月	県内景気は、緩やかに回復している。
4月	県内景気は、緩やかに回復している。
5月	県内景気は、個人消費の弱まりから回復の動きが足踏みしている。
6月	県内景気は、個人消費の弱まりから回復の動きが足踏みしている。
7月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
8月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
9月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
10月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
11月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
12月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
17/1月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
2月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
3月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
4月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
5月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
6月	県内景気は、基調としては緩やかに回復している。
7月	県内景気は、緩やかに回復している。
8月	県内景気は、緩やかに回復している。
9月	県内景気は、緩やかに回復している。
10月	県内景気は、緩やかに回復している。
11月	県内景気は、緩やかに回復している。
12月	県内景気は、緩やかに回復している。

	18/1月	県内景気は、緩やかに回復している。
	2月	県内景気は、緩やかに回復している。
	3月	県内景気は、緩やかに回復している。
	4月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	5月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	6月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	7月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	8月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。この間、7月に発生した豪雨等については、個人消費、生産面などで影響がみられている。
	9月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。この間、7月に発生した豪雨等については、個人消費、生産面などで影響がみられている。
	10月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。この間に発生した豪雨等については、個人消費、生産面などで影響がみられた。
	11月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	12月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	19/1月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	2月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	3月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	4月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	5月	県内景気は、緩やかながらも順調に回復している。
	6月	県内景気は、基調としては回復している。
	7月	県内景気は、基調としては回復している。
	8月	県内景気は、基調としては回復している。
	9月	県内景気は、基調としては回復している。
	10月	県内景気は、基調としては回復している。
	11月	県内景気は、基調としては回復している。
	12月	県内景気は、基調としては回復している。
	20/1月	県内景気は、基調としては回復している。
	2月	県内景気は、基調としては回復している。
	3月	県内景気は、基調としては回復している。ただし、足もとでは新型コロナウイルス感染症の影響がみられ始めている。
	4月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症などの影響から、このところ弱めの動きとなっている。
	5月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きとなっている。
	6月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一段と弱い動きとなっている。
	7月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きが続いている。
	8月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きが続いている。
	9月	県内景気は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い状況が続いている。
	10月	県内景気は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い状況が続いている。
	11月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により弱い状況が続いているものの、持ち直しの動きがみられている。
	12月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き弱い状況ながら、全体として持ち直しつつある。

	21/1月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き弱い状況ながら、全体として持ち直しつつある。
	2月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き弱い状況ながら、全体として持ち直しつつある。
	3月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き弱い状況ながら、全体として持ち直しつつある。
	4月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりなお弱い状況ながら、全体として持ち直している。
	5月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりなお弱い状況ながら、全体として持ち直している。
	6月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりなお弱い状況ながら、全体として持ち直している。
	7月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりなお弱い状況が一部にみられるものの、全体として持ち直している。
	8月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりなお弱い状況が一部にみられるものの、全体として持ち直している。
	9月	県内景気は、持ち直しの動きが一服している。
	10月	県内景気は、持ち直しの動きが一服している。
	11月	県内景気は、持ち直しの動きが一服している。
	12月	県内景気は、持ち直している。
	22/1月	県内景気は、持ち直している。
	2月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により一部に弱さがみられるものの、全体として持ち直している。
	3月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより一部に下押し圧力が強まっていることから、持ち直しのベースが鈍化している。
	4月	県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより一部に下押し圧力が強い状態が続く中、持ち直しのベースが鈍化している。
	5月	県内景気は、持ち直しのベースが鈍化している。
	6月	県内景気は、持ち直しのベースが鈍化している。
	7月	県内景気は、持ち直しのベースが鈍化している。
	8月	県内景気は、緩やかに持ち直している。
	9月	県内景気は、緩やかに持ち直している。
	10月	県内景気は、持ち直している。
	11月	県内景気は、持ち直している。
	12月	県内景気は、持ち直している。
	23/1月	県内景気は、持ち直している。
	2月	県内景気は、持ち直している。
	3月	県内景気は、持ち直している。
	4月	県内景気は、持ち直している。
	5月	県内景気は、持ち直している。
	6月	県内景気は、持ち直している。
	7月	県内景気は、持ち直している。
	8月	県内景気は、持ち直している。
	9月	県内景気は、持ち直している。
	10月	県内景気は、持ち直している。
	11月	県内景気は、持ち直している。
	12月	県内景気は、持ち直している。
	24/1月	県内景気は、緩やかに回復している。
	2月	県内景気は、緩やかに回復している。
	3月	県内景気は、緩やかに回復している。
	4月	県内景気は、緩やかに回復している。
	5月	県内景気は、緩やかに回復している。
	6月	県内景気は、緩やかに回復している。
	7月	県内景気は、緩やかに回復している。
	8月	県内景気は、緩やかに回復している。
	9月	県内景気は、緩やかに回復している。
	10月	県内景気は、緩やかに回復している。
	11月	県内景気は、緩やかに回復している。
	12月	県内景気は、緩やかに回復している。
	25/2月	県内景気は、緩やかに回復している。
	3月	県内景気は、緩やかに回復している。
	4月	県内景気は、緩やかに回復している。
	5月	県内景気は、緩やかに回復している。

	6月	県内景気は、緩やかに回復している。
	7月	県内景気は、緩やかに回復している。
	8月	県内景気は、緩やかに回復している。
(注) 年月は、公表日基準。		

法人企業景気予測調査結果

(令和7年4～6月期調査)

【山口県の概要】

目次	ページ
調査要領	1
1. 景況判断	2
2. 企業収益	4
3. 設備投資	6
4. 雇用	7
参考資料	8

令和7年6月12日
財務省中国財務局
山口財務事務所



ざいちゅう

本調査についての問い合わせ先：
財務省中国財務局山口財務事務所
財務課長 石田
TEL: (083) 922 - 2190 (代)
HP: <https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/chousatoukei/keiki/keikiyosokutop.htm>



調査結果は、こちらからも
確認できます。

[調査要領]

1. 調査の目的と根拠

企業活動の現状と見通しに対する企業経営者の判断を調査し、地域経済情勢を的確に把握するとともに、財政・経済政策運営上の基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として実施。

2. 調査実施時点

令和 7 年 5 月 15 日

3. 調査対象企業

資本金、出資金または基金（以下、「資本金」という。）1 千万円以上（電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は 1 億円以上）の県内所在法人

4. 調査対象期間（時点）

- (1) 判断調査 …… 令和 7 年 4 月から 6 月（または 6 月末）の現状（見込み）
令和 7 年 7 月から 9 月（または 9 月末）の見通し
令和 7 年 10 月から 12 月（または 12 月末）の見通し
- (2) 計数調査 …… 令和 6 年度の実績、令和 7 年度の実績見込み

5. 調査対象企業数及び回答状況

区 分	業 種 別		規 模 別			合 計
	製 造 業	非 製 造 業	大 企 業	中 堅 企 業	中 小 企 業	
対 象 企 業 数	45 社	69 社	25 社	29 社	60 社	114 社
回 答 企 業 数	42 社	64 社	24 社	28 社	54 社	106 社
回 答 率	93.3%	92.8%	96.0%	96.6%	90.0%	93.0%

- (注)・大 企 業 : 資本金 10 億円以上
・中堅企業 : 資本金 1 億円以上 10 億円未満
・中小企業 : 資本金 1 千万円以上 1 億円未満

6. 集計方法

判断調査項目、計数調査項目とも単純集計。

7. グラフの見方

- (1) 棒グラフは、回答企業数の構成比または金額の増減率を表す。
(2) 折れ線グラフは、BSI(ビジネス・サーベイ・インデックス)を表す。

(参考)

BSI は、前期と比較した「上昇」または「下降」等の変化方向別の回答社数の構成比から、先行きの経済動向を予測する方法。

- (例) 前期と比べて 「上昇」と回答した企業の構成比・・・40.0%
「不変」と回答した企業の構成比・・・25.0%
「下降」と回答した企業の構成比・・・30.0%
「不明」と回答した企業の構成比・・・ 5.0%

景況判断 BSI=(「上昇」40.0%)－(「下降」30.0%)=10.0%ポイント(「上昇」超)

- (3) 点線の折れ線グラフは、前回調査時(令和 7 年 1 月から 3 月期)の予測を指す。

1.景況判断

○ 現状判断

- ・ 現状(令和 7 年 4 月から 6 月期)の景況判断 BSI は▲10.4%ポイントと「下降」超幅が縮小している。
- ・ 業種別にみると、製造業は▲9.5%ポイントと「下降」超幅が縮小し、非製造業は▲10.9%ポイントと「下降」超幅が拡大している。規模別にみると、大企業は 0.0%ポイントと「上昇」と「下降」が拮抗し、中堅企業は▲7.1%ポイント、中小企業は▲16.7%ポイントと「下降」超幅が拡大している。

○ 先行き見通し

- ・ 翌期(令和 7 年 7 月から 9 月期)は「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。
- ・ 業種別にみると、製造業は「下降」超幅が縮小し、非製造業は「上昇」と「下降」が拮抗する見通しとなっている。規模別にみると、大企業は「上昇」超となり、中堅企業は「上昇」と「下降」が拮抗し、中小企業は「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。
- ・ 翌々期(令和 7 年 10 月から 12 月期)は「下降」超が続く見通しとなっている。

景況判断 BSI の推移 (原数値)

(BSI : 前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)

(%ポイント)

区 分		前回(7/1-3)調査時予測		今 回 調 査			
				7/4-6		7-9 見通し	10-12 見通し
		現状判断	7/4-6見通し	現状判断	変化幅		
全 産 業		▲ 11.0	0.9	▲ 10.4	+ 0.6	▲ 0.9	▲ 0.9
業 種	製 造 業	▲ 16.3	0.0	▲ 9.5	+ 6.8	▲ 2.4	▲ 2.4
	非 製 造 業	▲ 7.6	1.5	▲ 10.9	▲ 3.3	0.0	0.0
規 模	大 企 業	▲ 11.1	7.4	0.0	+ 11.1	4.2	0.0
	中 堅 企 業	▲ 3.3	10.0	▲ 7.1	▲ 3.8	0.0	▲ 3.6
	中 小 企 業	▲ 15.4	▲ 7.7	▲ 16.7	▲ 1.3	▲ 3.7	0.0

(参考)寄与の大きい業種

		業種名
製造業	上昇	金属製品
		化学
	下降	窯業・土石
		その他製造
非製造業	上昇	宿泊・飲食サービス
		職業紹介・労働者派遣
	下降	建設
		情報通信

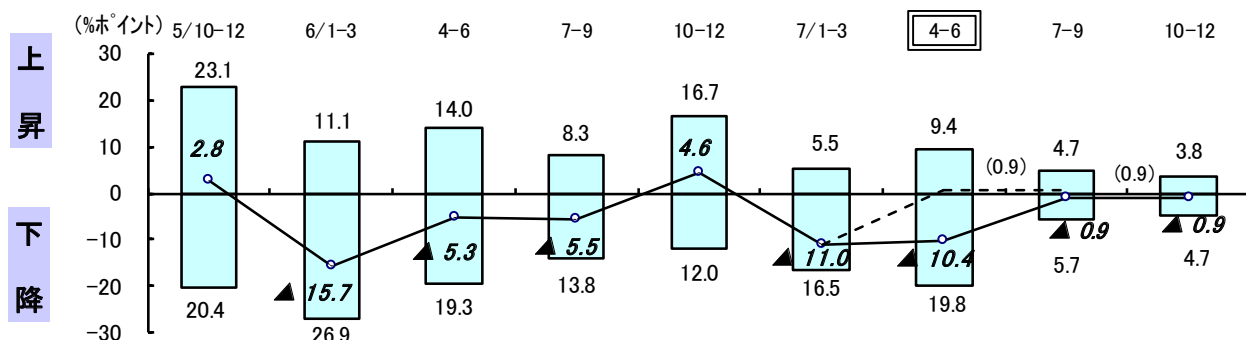
景況判断 BSI の推移（原数値）

（BSI：前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比）

【全産業】

点線及び()は前回〔令和 7 年 1 月から 3 月期〕調査時予測

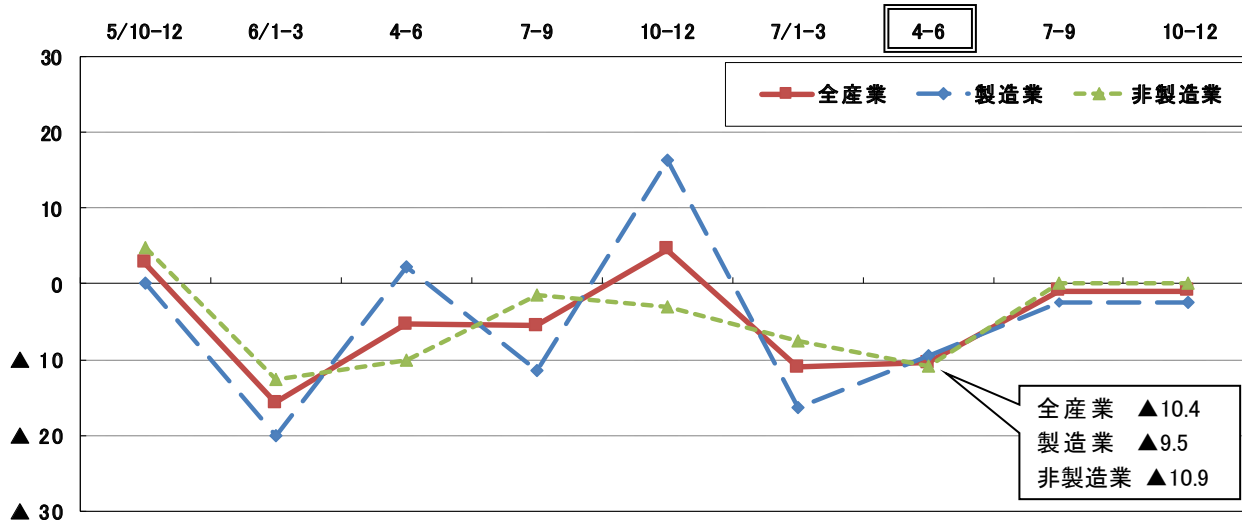
現状判断←| |→見通し



（注）計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイント表記した計数の差と一致しない場合がある。

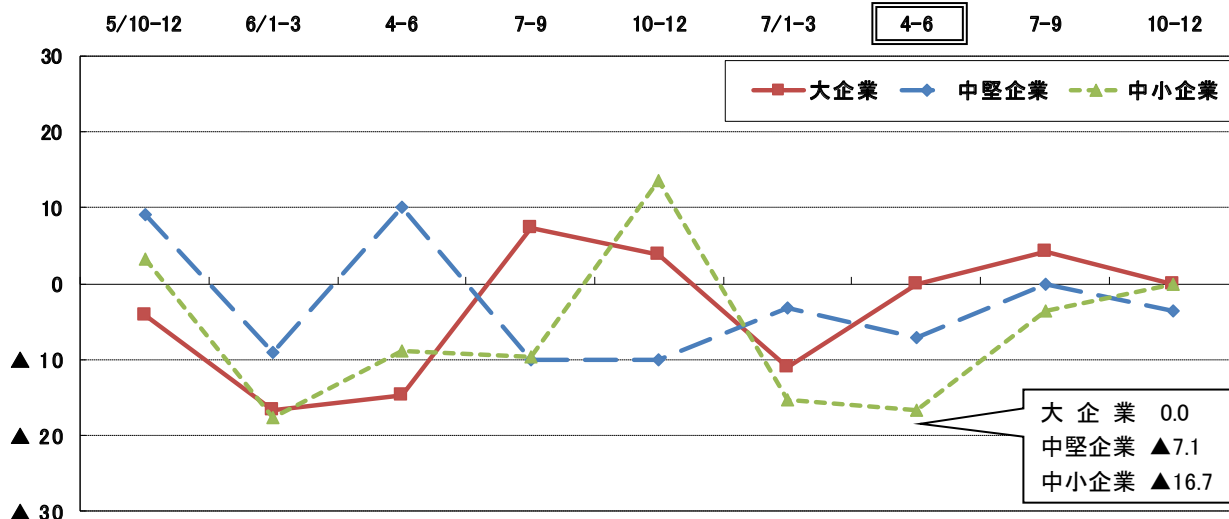
【業種別】

現状判断←| |→見通し



【規模別】

現状判断←| |→見通し



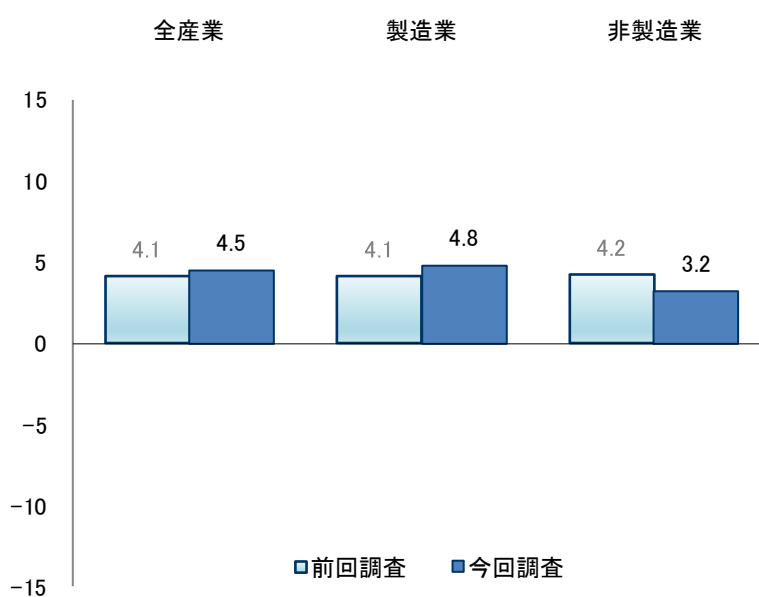
2. 企業収益

(1) 売上高（回答企業数 76 社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

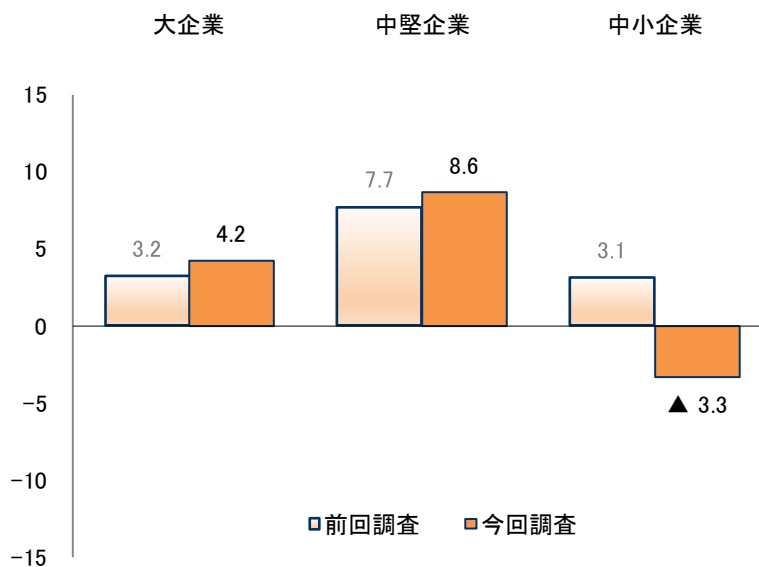
○ 令和 7 年度の売上高は、前年度比 4.5%の増収見込みとなっている。

- 業種別にみると、製造業は、自動車・同附属品などで減収となるものの、化学、パルプ・紙等などで増収となることから、全体としては 4.8%の増収見込みとなっている。非製造業は、建設などで減収となるものの、小売、運輸・郵便などで増収となることから、全体としては 3.2%の増収見込みとなっている。

【全産業・業種別】（前年度比増減率）



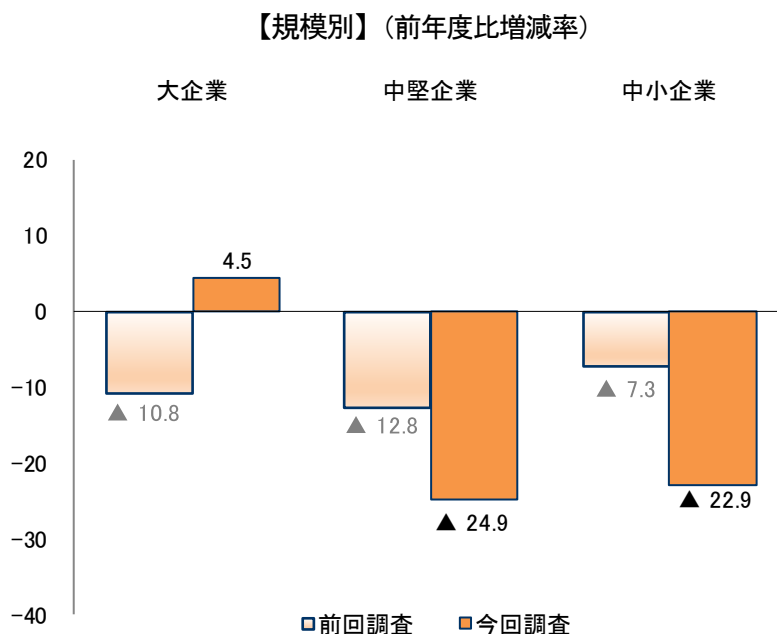
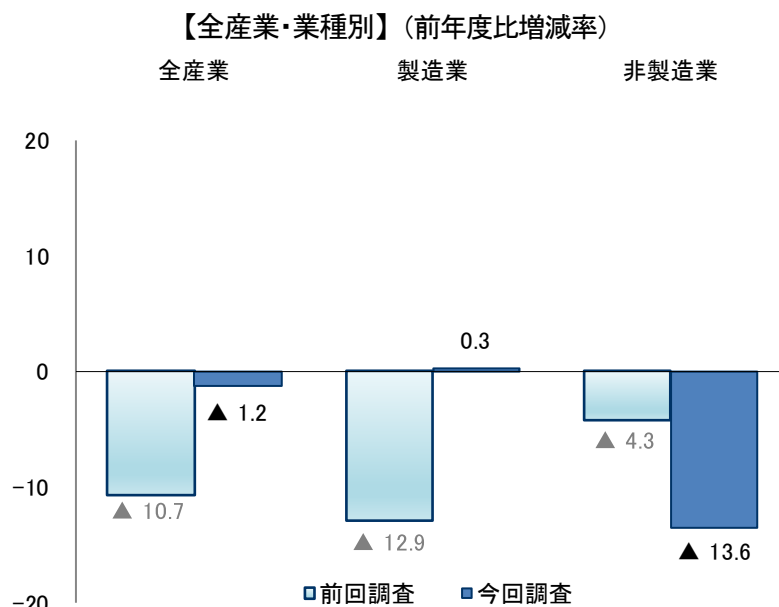
【規模別】（前年度比増減率）



(2) 経常利益（回答企業数 75 社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

○ 令和 7 年度の経常利益は、前年度比▲1.2%の減益見込みとなっている。

- 業種別にみると、製造業は、生産用機械などで減益となるものの、化学、金属製品などで増益となることから、全体としては 0.3%の増益見込みとなっている。非製造業は、情報通信などで増益となるものの、運輸・郵便、リースなどで減益となることから、全体としては▲13.6%の減益見込みとなっている。

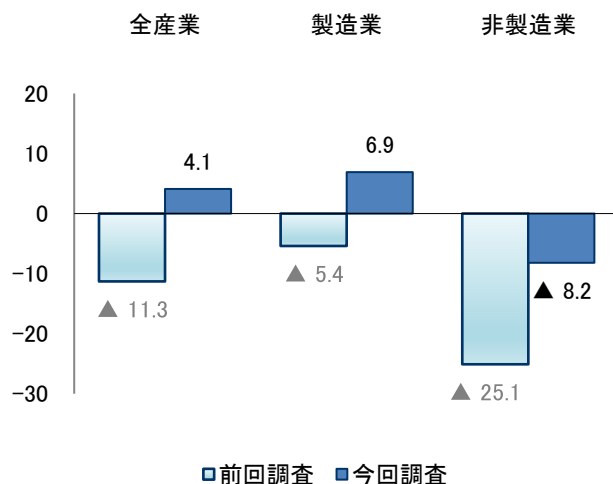


3.設備投資（回答企業数83社：土地購入額を除く、ソフトウェア投資額を含む）

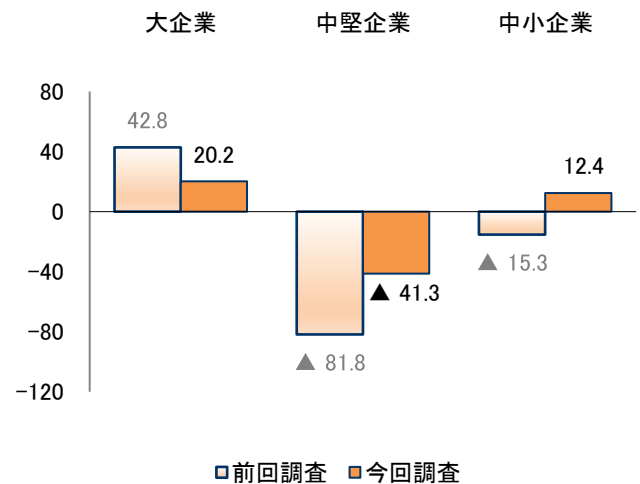
○ 令和7年度の設備投資計画は、前年度比4.1%の増加見込みとなっている。

・ 業種別にみると、製造業は、電気機械などで減少するものの、化学、生産用機械などで増加することから、全体としては6.9%の増加見込みとなっている。非製造業は、金融・保険などで増加するものの、運輸・郵便、鉱業・採石等などで減少することから、全体としては▲8.2%の減少見込みとなっている。規模別にみると、大企業(20.2%)、中小企業(12.4%)は増加見込みとなっており、中堅企業(▲41.3%)は減少見込みとなっている。

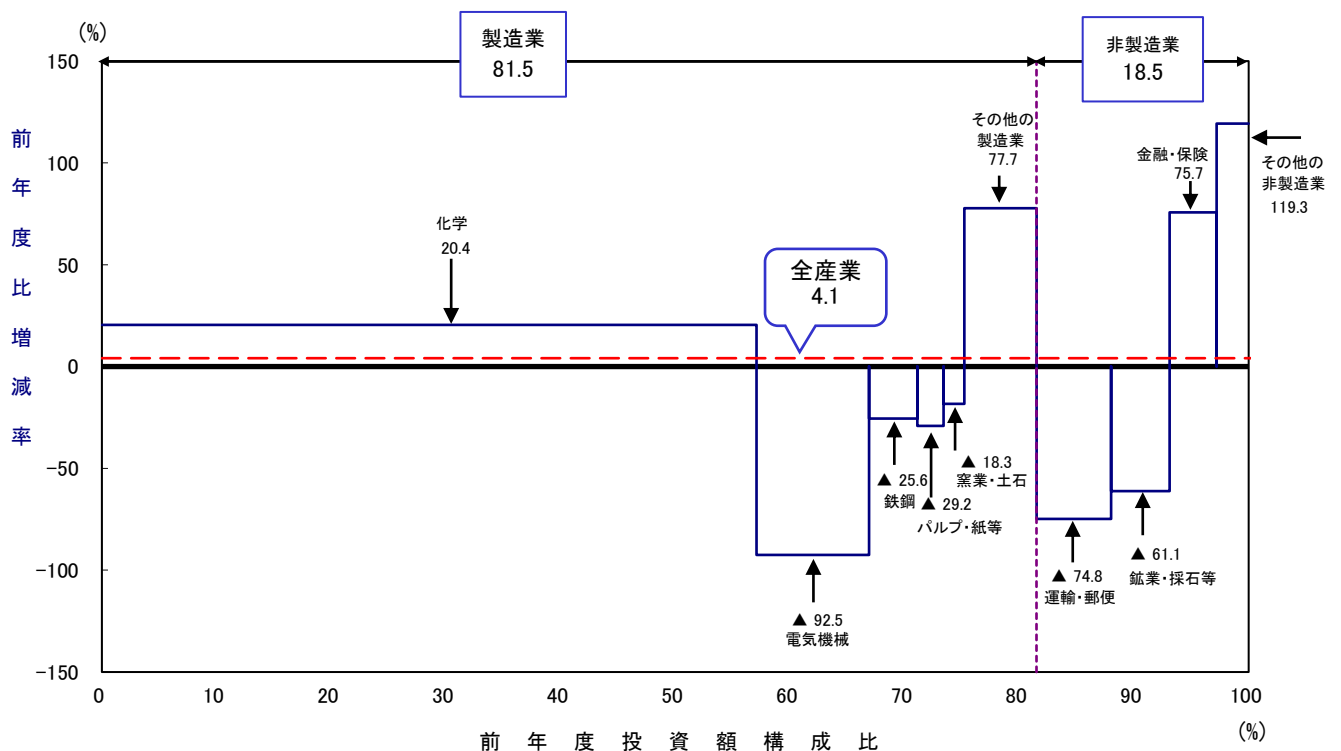
【全産業・業種別】(前年度比増減率)



【規模別】(前年度比増減率)



【主要業種別 設備投資状況(令和7年度)】



4.雇用

○ 現状判断

- ・現状(令和7年6月末)の従業員数判断BSI(回答企業数105社)は28.6%ポイントと「不足気味」超となっており、前期(令和7年3月末)に比べ、「不足気味」超幅が縮小している。
- ・業種別にみると、製造業は11.9%ポイントと「不足気味」超幅が拡大しており、非製造業は39.7%ポイントと「不足気味」超幅が縮小している。

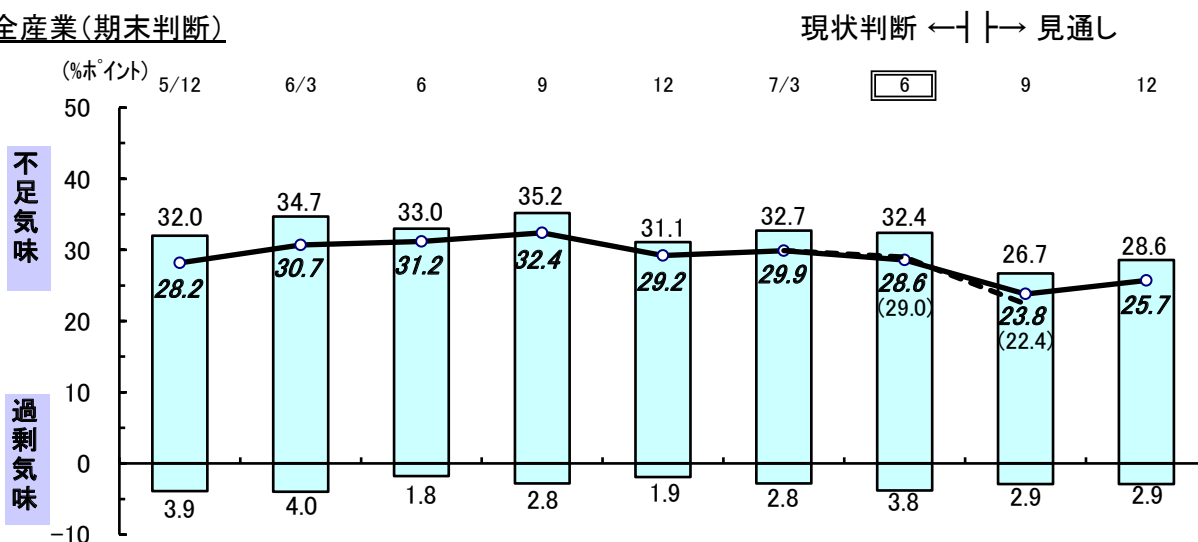
○ 先行き見通し

- ・翌期、翌々期は、ともに「不足気味」超の見通しとなっている。

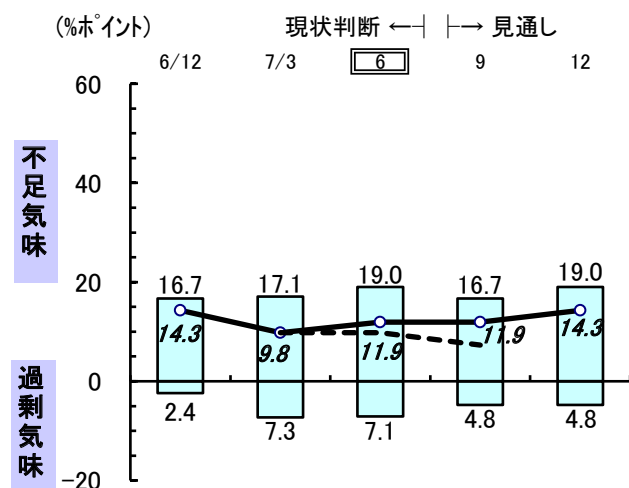
従業員数判断BSIの推移(臨時・パート含む)(原数値)

(BSI：期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比)
点線及び()は前回〔令和7年1月から3月期〕調査時予測

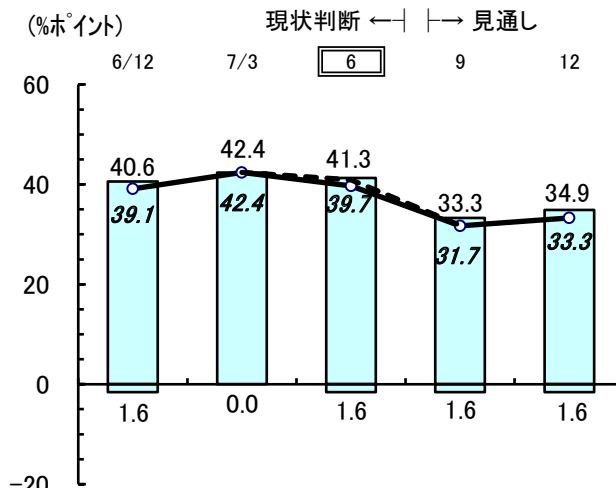
・ 全産業(期末判断)



・ 製造業(期末判断)



・ 非製造業(期末判断)



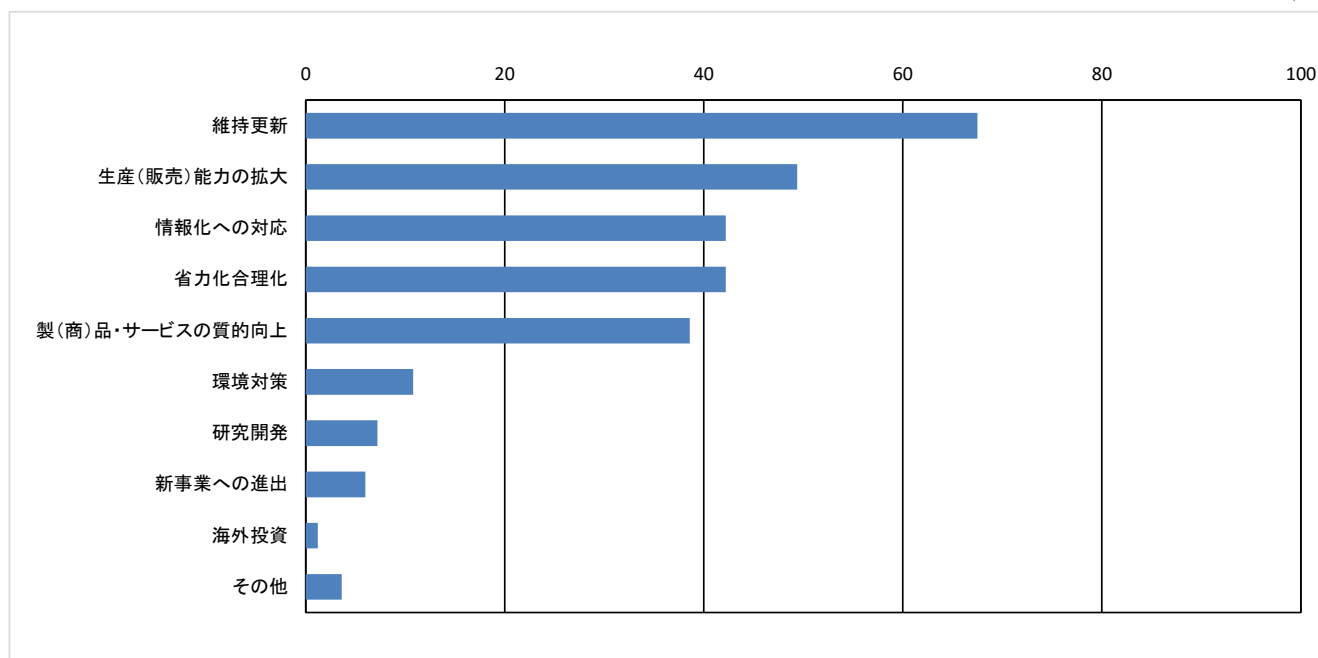
(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイントは表記した計数の差と一致しない場合がある。

〔 参 考 資 料 〕

1. 今年度における設備投資スタンス

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答社数の構成比

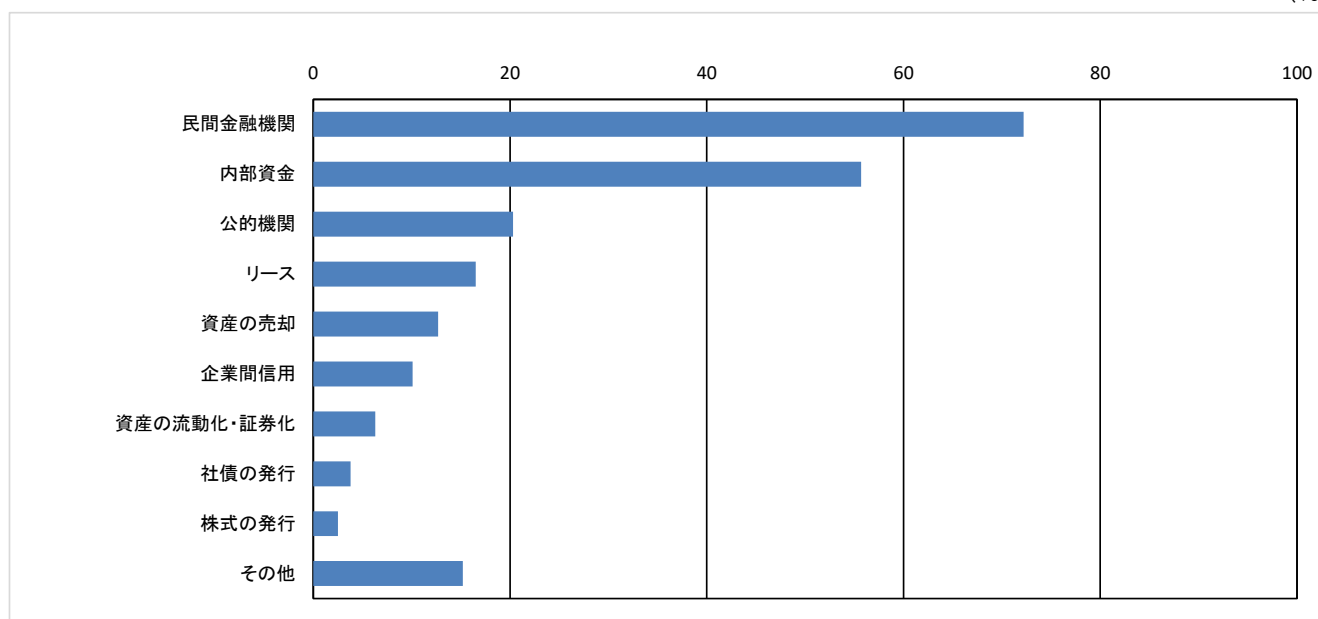
(%)



2. 今年度における資金調達方法

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答社数の構成比

(%)





山口県内の経済情勢

令和 7 年 7 月 29 日

財務省中国財務局
山口財務事務所



ざいちゅう

本調査についてのお問い合わせ先：

財務省中国財務局山口財務事務所

財務課長 吉田

TEL：(083) 922-2190(代)

HP 掲載先：

[https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/
chousatoukei/jouseitop.htm](https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/chousatoukei/jouseitop.htm)



調査結果は、こちらからも
確認できます。

1. 総論

【総括判断】

「県内経済は、緩やかに回復しつつある」

項 目	前回（7 年 4 月判断）	今回（7 年 7 月判断）	前回 比較
総括判断	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	

（注）7 年 7 月判断は、前回 7 年 4 月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

（判断の要点）

個人消費は、回復しつつある。生産活動は、持ち直しつつある。雇用情勢は、緩やかに改善しつつある。

【各項目の判断】

項 目	前回（7 年 4 月判断）	今回（7 年 7 月判断）	前回 比較
-----	---------------	---------------	----------

個人消費	緩やかに回復しつつある	回復しつつある	
生産活動	持ち直しつつある	持ち直しつつある	
雇用情勢	緩やかに改善しつつある	緩やかに改善しつつある	

設備投資	6 年度は前年度を上回る見込み	7 年度は前年度を上回る見込み	
企業収益	6 年度は減益見込み	7 年度は減益見込み	
企業の 景況感	「下降」超に転じる	「下降」超幅は縮小	
住宅建設	前年を上回る	前年を下回る	
輸出	前年を上回る	前年を下回る	

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。

2. 各論

■ 個人消費 「回復しつつある」

百貨店・スーパー販売、ドラッグストア販売は飲食料品などが好調であることから、前年を上回っている。コンビニエンスストア販売は総菜、ホームセンター販売は園芸・エクステリア、家電大型専門店販売は携帯電話などが堅調であることから、前年を上回っている。

また、乗用車販売は軽乗用車などが堅調であることから、前年を上回っている。

(主なヒアリング結果)

- 米の価格は依然として高値で推移しているが、買い控えもなくよく売れている。6月中旬から気温が上昇したことで、冷たい飲料や麺類などの夏物商材の売上が伸びている。(スーパー)
- 価格は高いものの、インターネットで評価の高い化粧品が売れている。一方で、節約志向の高まりからまとめ買いやポイントデーの活用などより安く食料品を求める人が増えており、普段は節約するが必要と判断した時にはしっかりお金を使うメリハリ消費の傾向が強まっていると感じる。(ドラッグストア)
- チルド弁当や総菜など商品の品揃えを増やしたことで消費者の購買意欲が高まり、売れ行きがよい。(コンビニエンスストア)
- 近辺で新築住宅が増えており、ガーデニングやアウトドア用品などを収納する物置の販売が伸びている。(ホームセンター)
- スマートフォンは携帯電話各社の乗り換えキャンペーンの効果により、価格は高くても売れている。(家電大型専門店)
- 新型車が発売されたことで軽乗用車の販売台数が増加している。(自動車販売店)
- 4月から開催されている大阪・関西万博を訪れるツアーが個人、団体ともに好調であるなど、旺盛な旅行需要が続いている。(旅行代理店)

■ 生産活動 「持ち直しつつある」

輸送機械は海外での価格競争が激しく販売量が落ち込んでいる影響など、化学はインフラ向けの需要低迷などから、減少している。

鉄鋼は業務用厨房向けなど、汎用・生産用・業務用機械は船用機械の需要が堅調なことから、増加している。

- 北米で価格競争が激しい中、一部車種の販売が落ち込み、生産量が減少している。(輸送機械)
- 公共事業の案件の減少や中国の不動産市場が回復していない影響を受け、国内外のインフラ向けで需要が低迷している。(化学)
- インバウンドが増加するなど観光需要の高まりにより、レストランなどの外食産業向け業務用厨房の受注が堅調。(鉄鋼)
- 脱炭素の流れを受け、環境規制に対応した船舶の更新需要が高まっており、船用機械の受注が堅調。(汎用機械)

■ 雇用情勢 「緩やかに改善しつつある」

有効求人倍率は、引き続き高めに推移している。

新規求人数は、卸売・小売業などで減少しており、前年を下回っている。

- 店舗では従業員不足が常態化しており、アルバイトやパートを募集しても応募がないため、単発、短時間で働くスポットワーカーを活用している。(小売)
- 人手不足に対応するために、セルフレジや発注用タブレットなどの導入によって省人化に取り組む事業所が増えている。(公的機関)

■ 設備投資 「7年度は前年度を上回る見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」7年4-6月期

- 製造業は、電気機械などで減少するものの、化学、生産用機械などで増加することから、全体では前年度を上回る見込みとなっている。
- 非製造業は、金融・保険などで増加するものの、運輸・郵便、鉱業・採石等などで減少することから、全体では前年度を下回る見込みとなっている。

- カーボンニュートラルの実現に向けて関連設備を新設するなどの設備投資を進めている。(化学)
- 前年度は大型の新設設備の投資を行ったが、今年度は設備の維持更新のみ。(運輸・郵便)

■ 企業収益 「7年度は減益見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」7年4-6月期

- 製造業は、生産用機械などで減益となるものの、化学、金属製品などで増益となることから、全体では増益見込みとなっている。
- 非製造業は、情報通信などで増益となるものの、運輸・郵便、リースなどで減益となることから、全体では減益見込みとなっている。

■ 企業の景況感 「『下降』超幅は縮小」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」7年4-6月期

- 企業の景況判断BSIは、「下降」超幅が縮小している。なお、先行きは「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。

■ 住宅建設 「前年を下回る」

- 新設住宅着工戸数は、貸家、分譲住宅などが減少していることから、前年を下回っている。

■ 輸出 「前年を下回る」

- 輸出(円ベース)は、自動車、一般機械などが減少していることから、前年を下回っている。地域別では、アジア、北米などで減少している。
なお、輸入(円ベース)は、石油製品、石炭などが減少していることから、前年を下回っている。地域別では、中東、大洋州などで減少している。

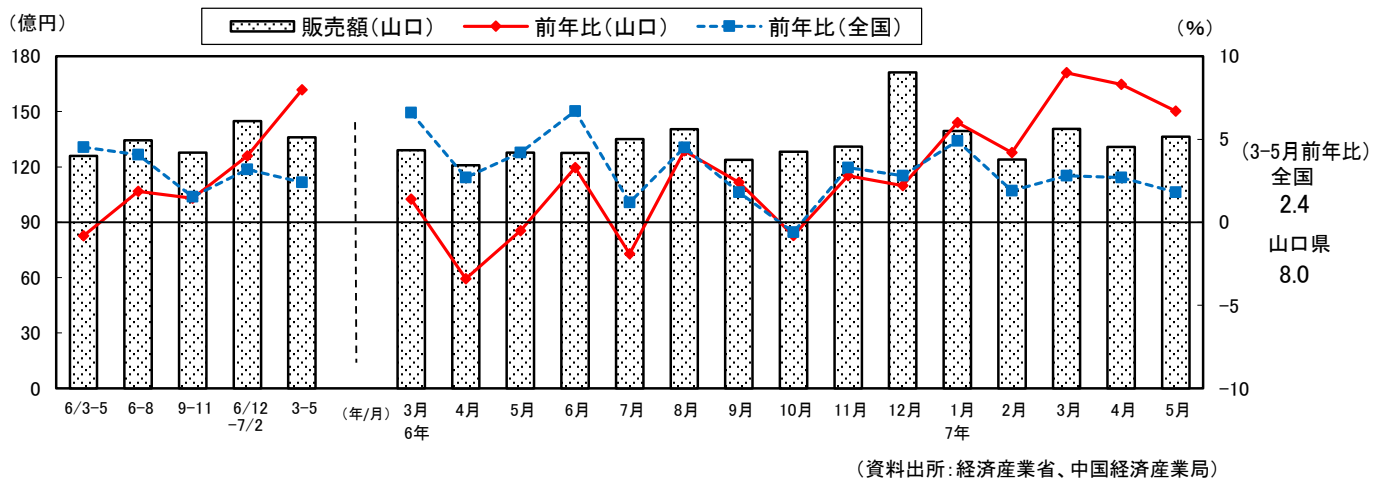
資 料 編

目 次	ページ
1. 個 人 消 費	1
2. 生 産 活 動	3
3. 雇 用 情 勢	4
4. 設 備 投 資	5
5. 企 業 収 益	6
6. 企業の景況感	6
7. 住 宅 建 設	6
8. 輸 出	7

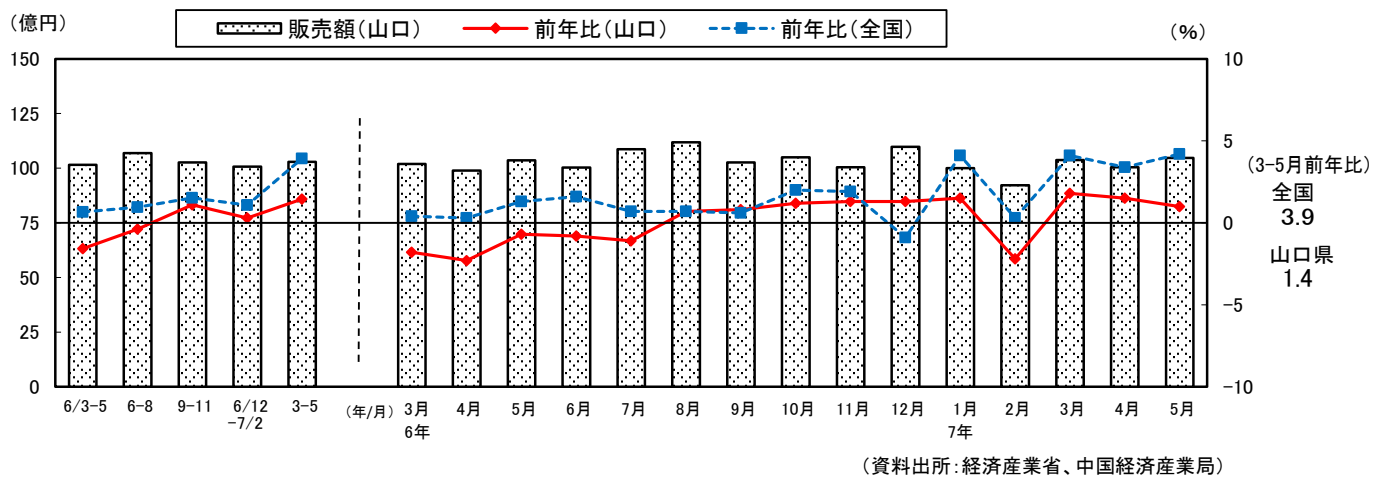
1. 個人消費 回復しつつある

(1) 百貨店・スーパー販売額(全店舗)

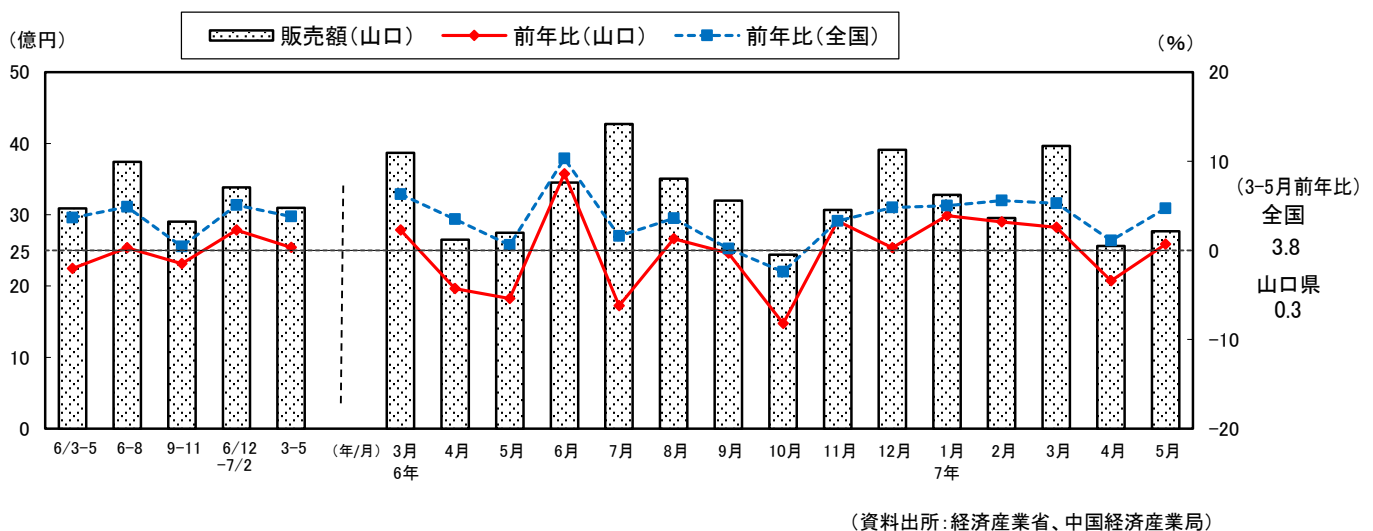
(注) (1)～(5)の各グラフの3か月毎の販売額は、1月あたりの平均を表示。



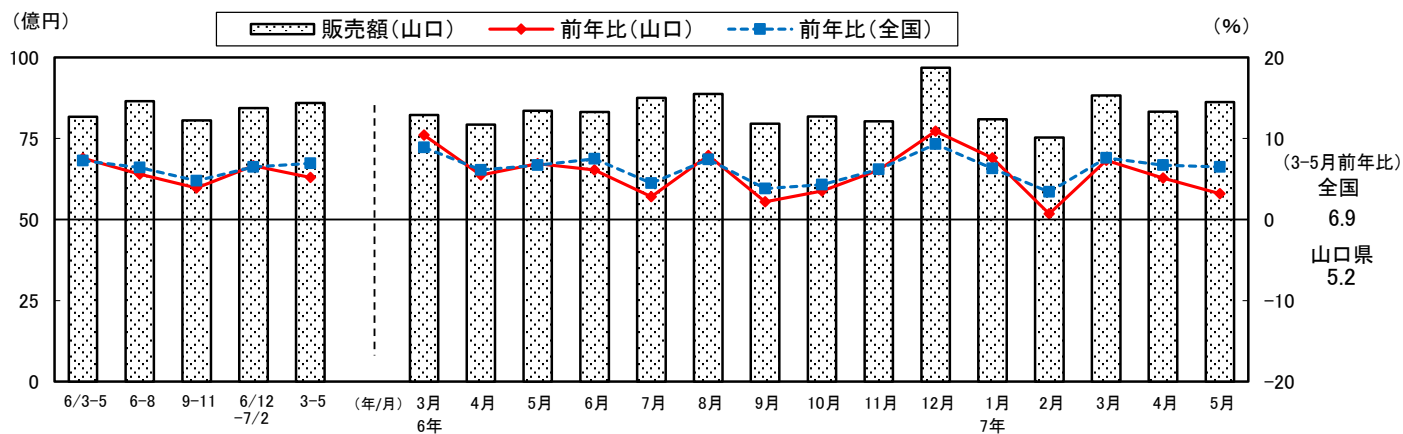
(2) コンビニエンスストア販売額(全店舗)



(3) 家電大型専門店販売額(全店舗)

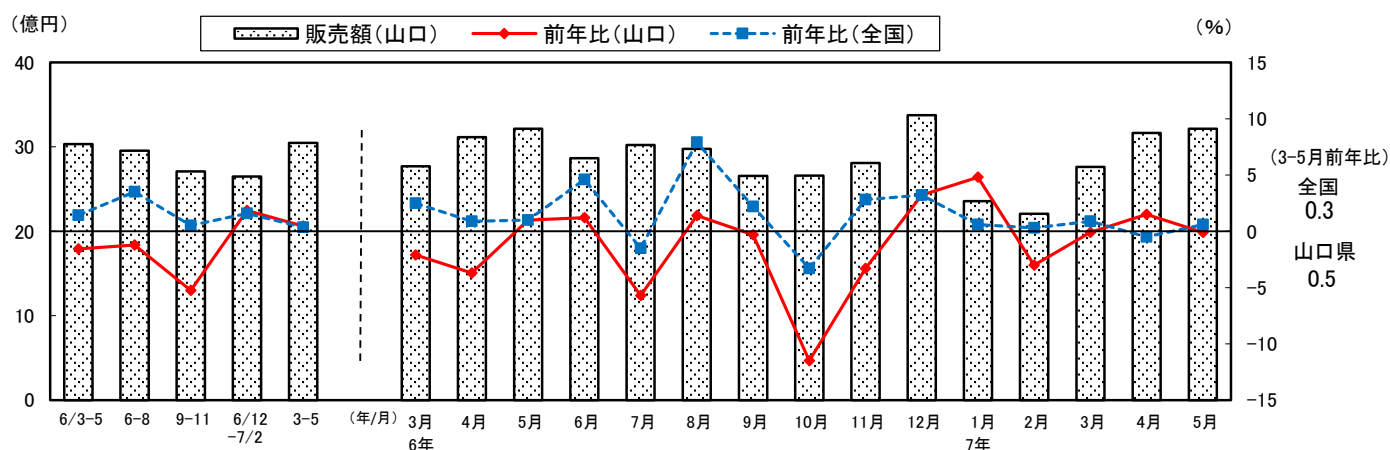


(4) ドラッグストア販売額(全店舗)



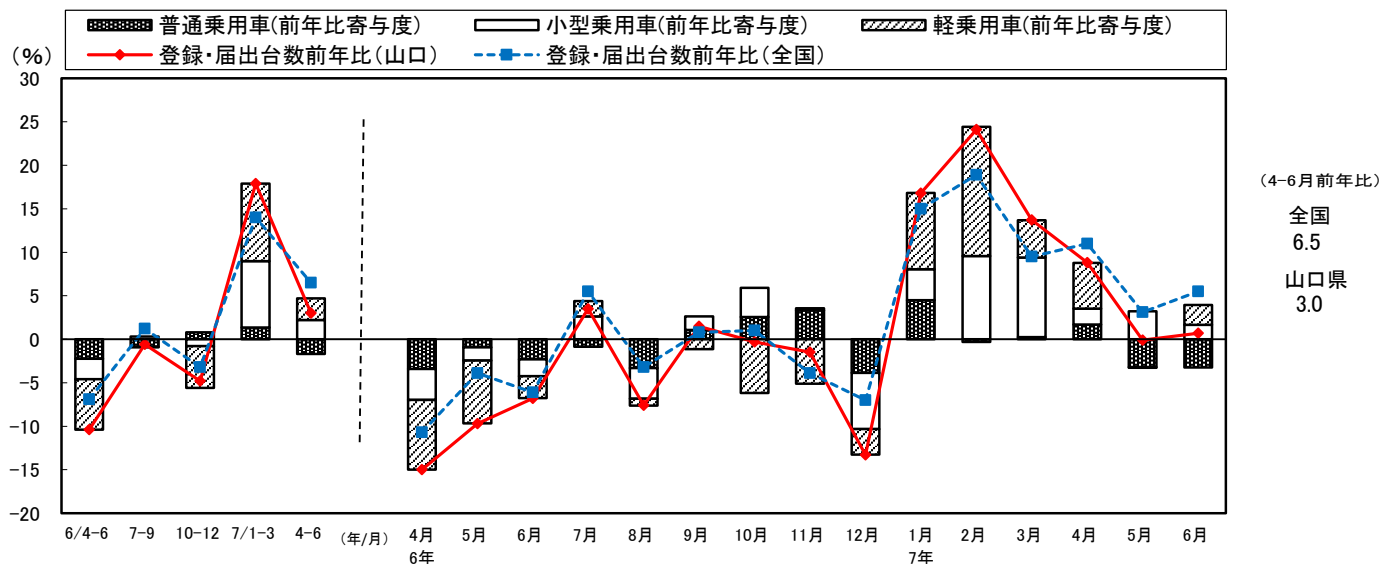
(資料出所: 経済産業省、中国経済産業局)

(5) ホームセンター販売額(全店舗)



(資料出所: 経済産業省、中国経済産業局)

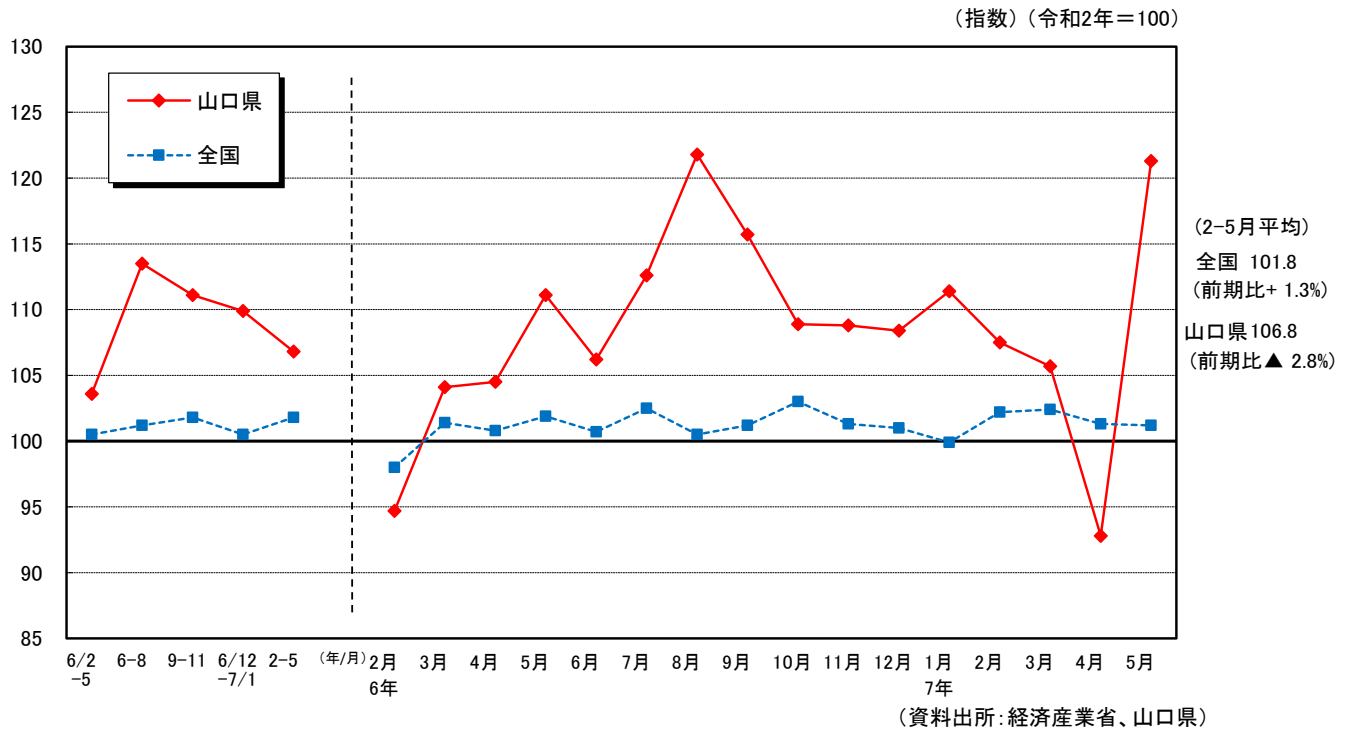
(6) 乗用車販売(新車登録・届出台数)



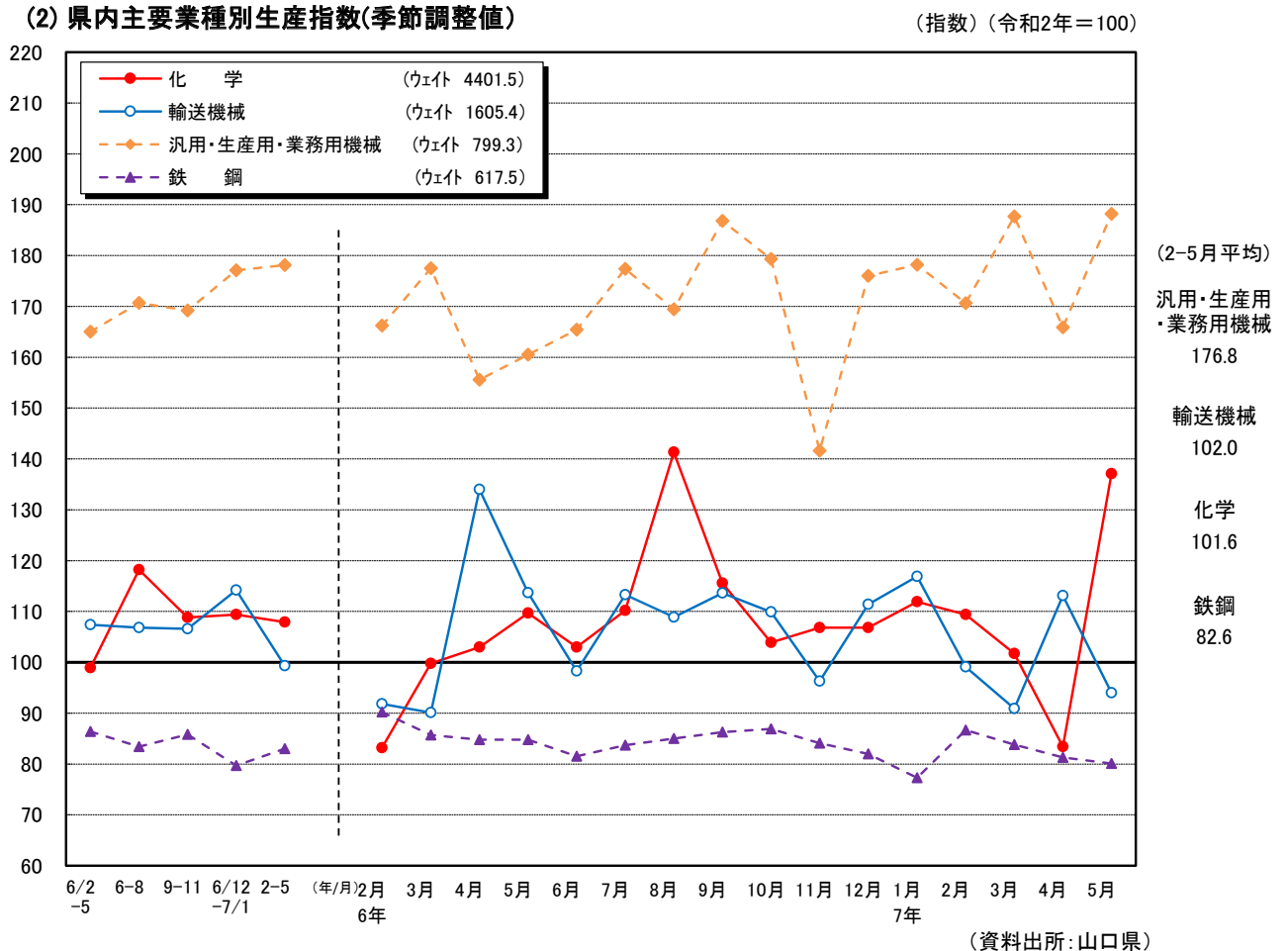
(資料出所: 中国運輸局、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会)

2. 生産活動 持ち直しつつある

(1) 鉱工業生産指数(季節調整値)



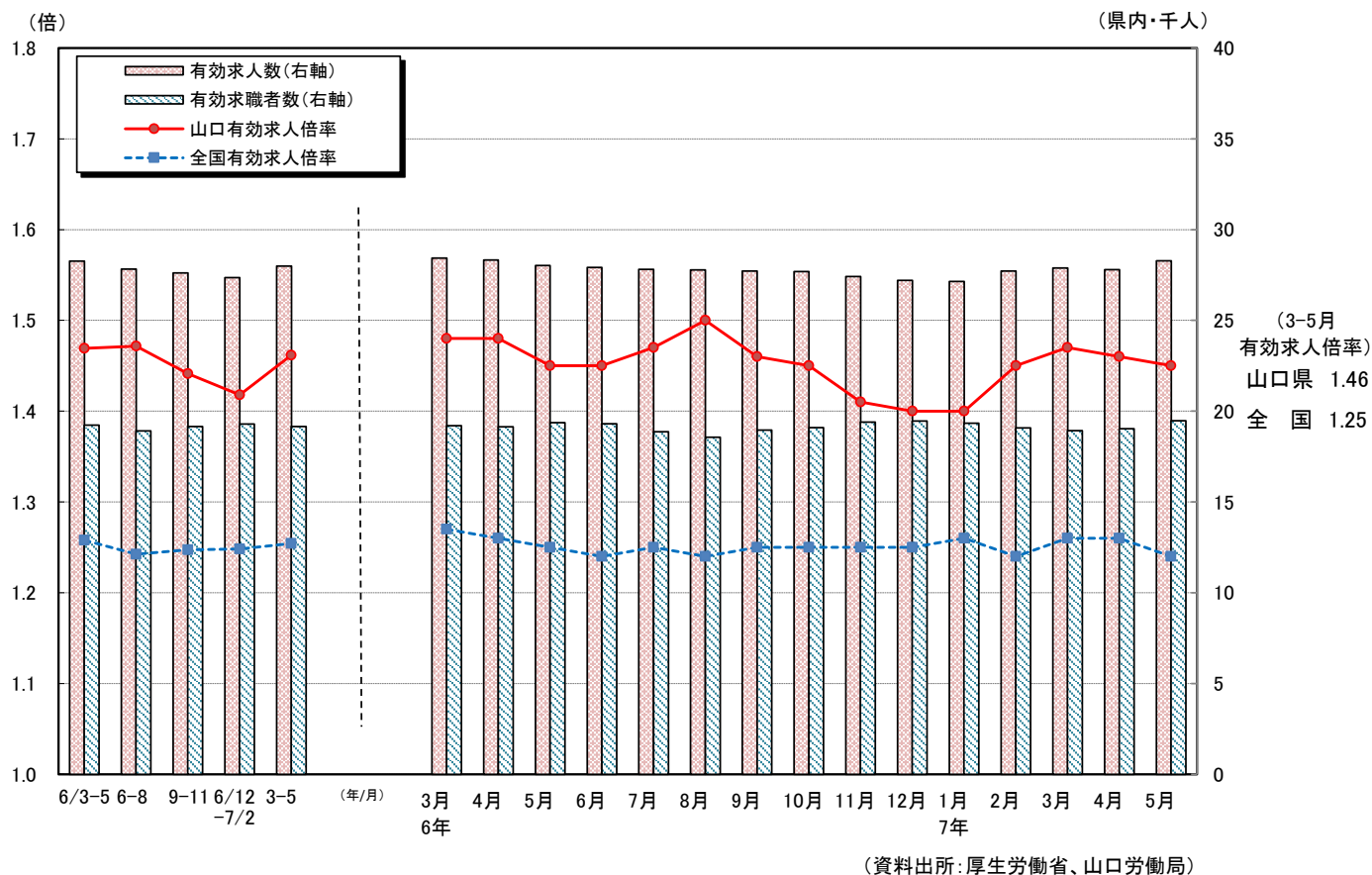
(2) 県内主要業種別生産指数(季節調整値)



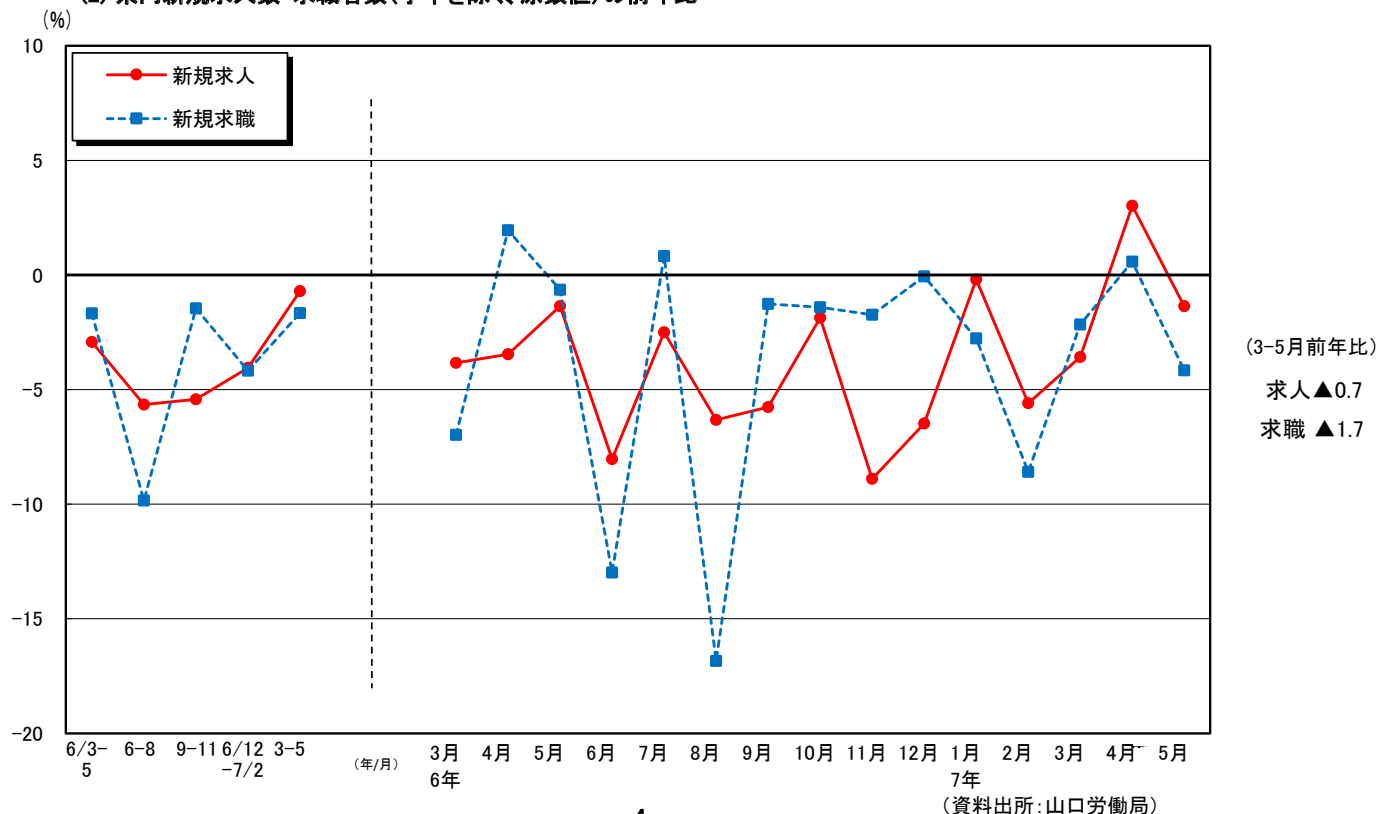
3. 雇用情勢 緩やかに改善しつつある

(注) (1)のグラフの3か月毎の有効求人数と有効求職者数は、1月あたりの平均を表示。

(1) 有効求人倍率、有効求人数・求職者数(学卒を除く、季節調整値)

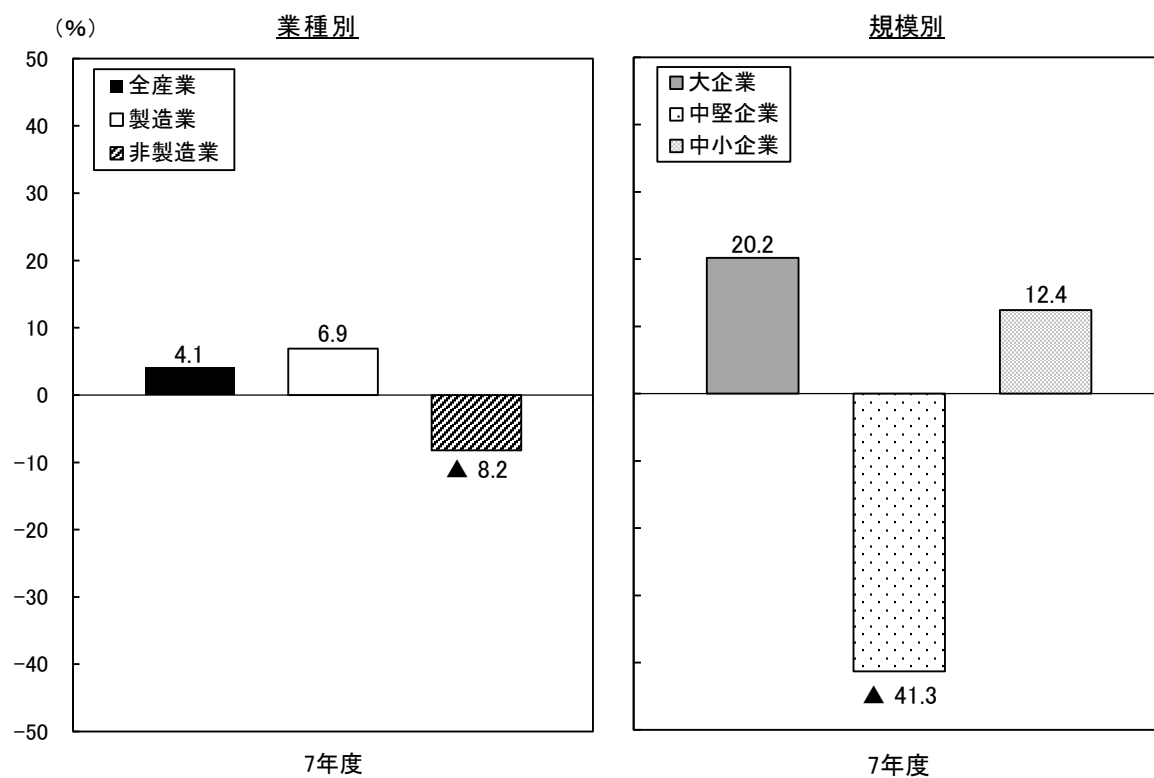


(2) 県内新規求人数・求職者数(学卒を除く、原数値)の前年比

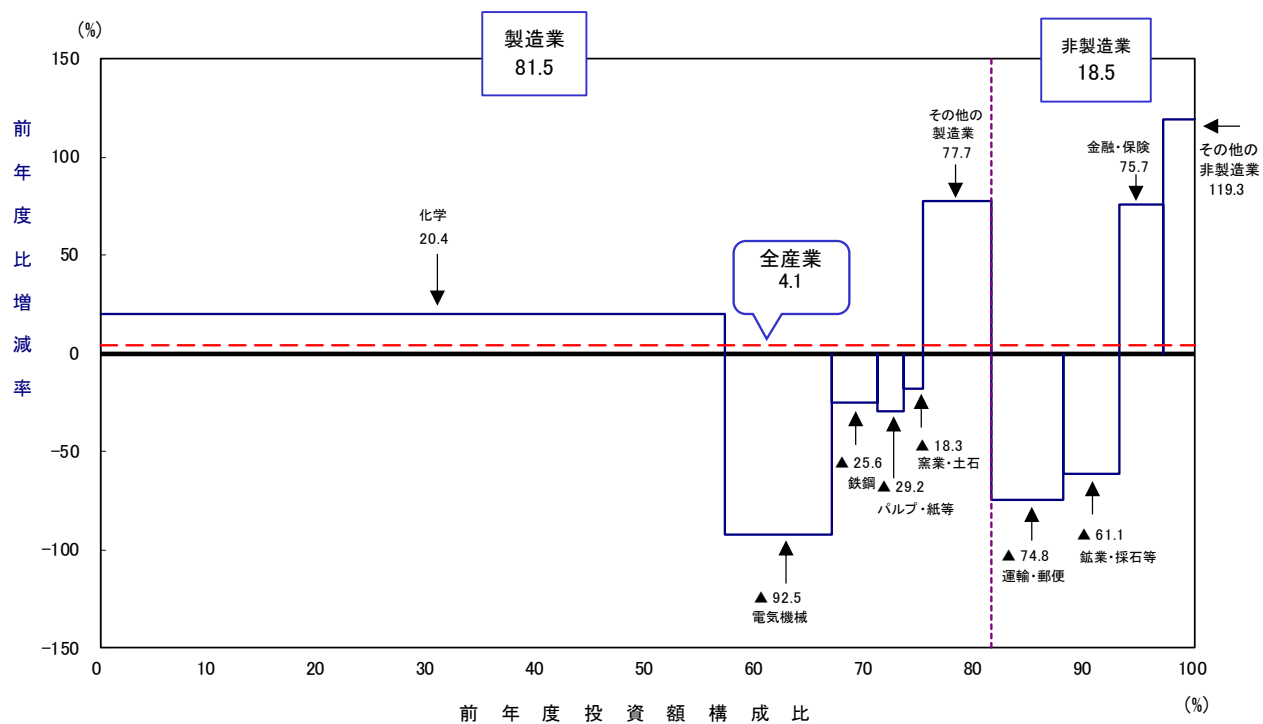


4. 設備投資 7年度は前年度を上回る見込み

(1) 設備投資額(前年度比)



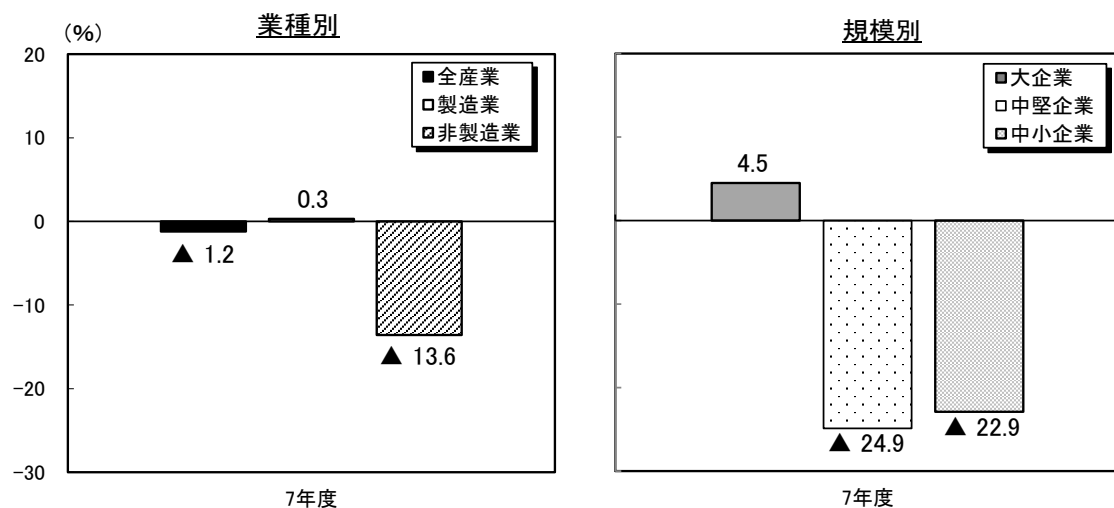
(2) 主要業種別(7年度)



(資料出所: 山口財務事務所)

5. 企業収益 7年度は減益見込み

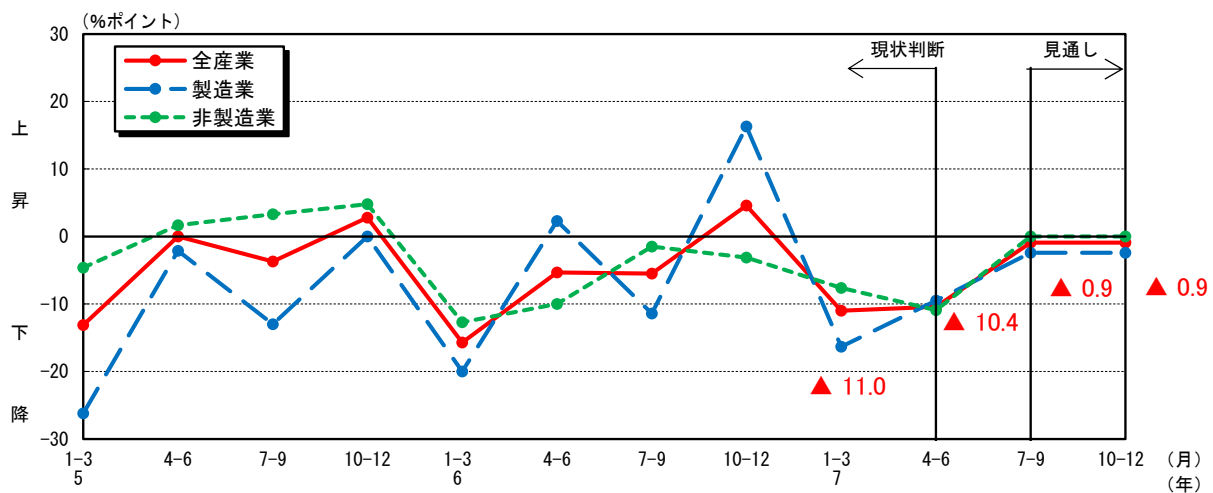
経常利益(電気・ガス・水道業、金融業、保険業を除く：前年度比)



(資料出所: 山口財務事務所)

6. 企業の景況感 「下降」超幅は縮小

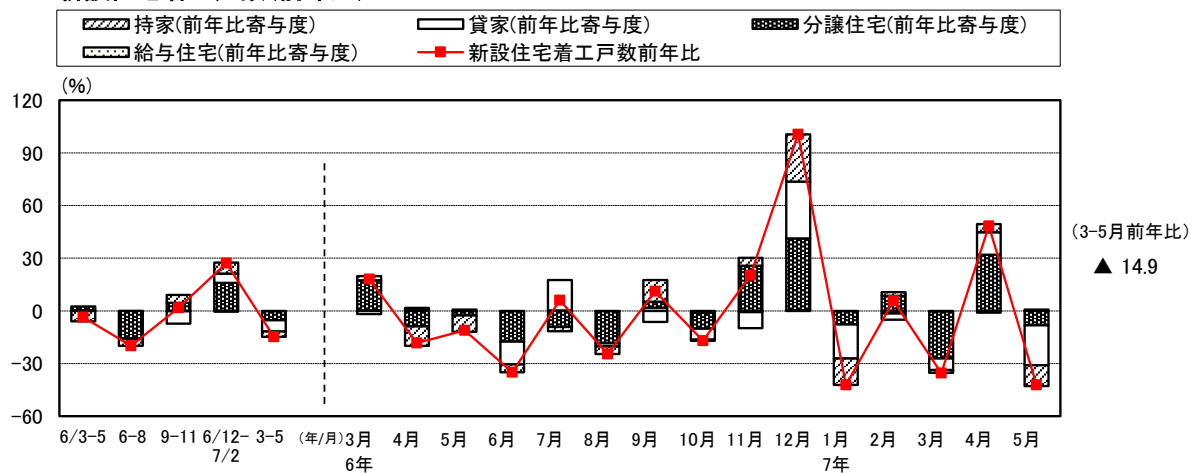
景況判断BSIの推移(原数値) (BSI: 前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)



(資料出所: 山口財務事務所)

7. 住宅建設 前年を下回る

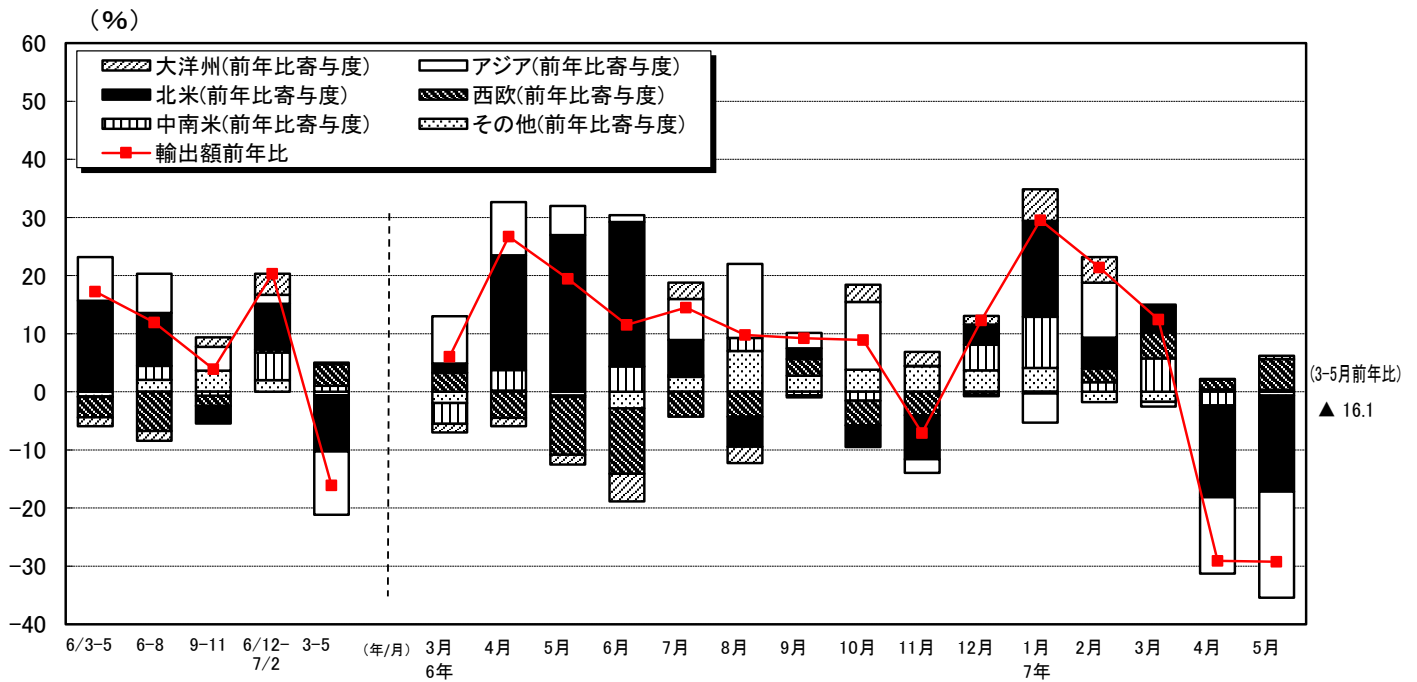
新設住宅着工戸数(前年比)



(資料出所: 国土交通省)

8. 輸 出 前年を下回る

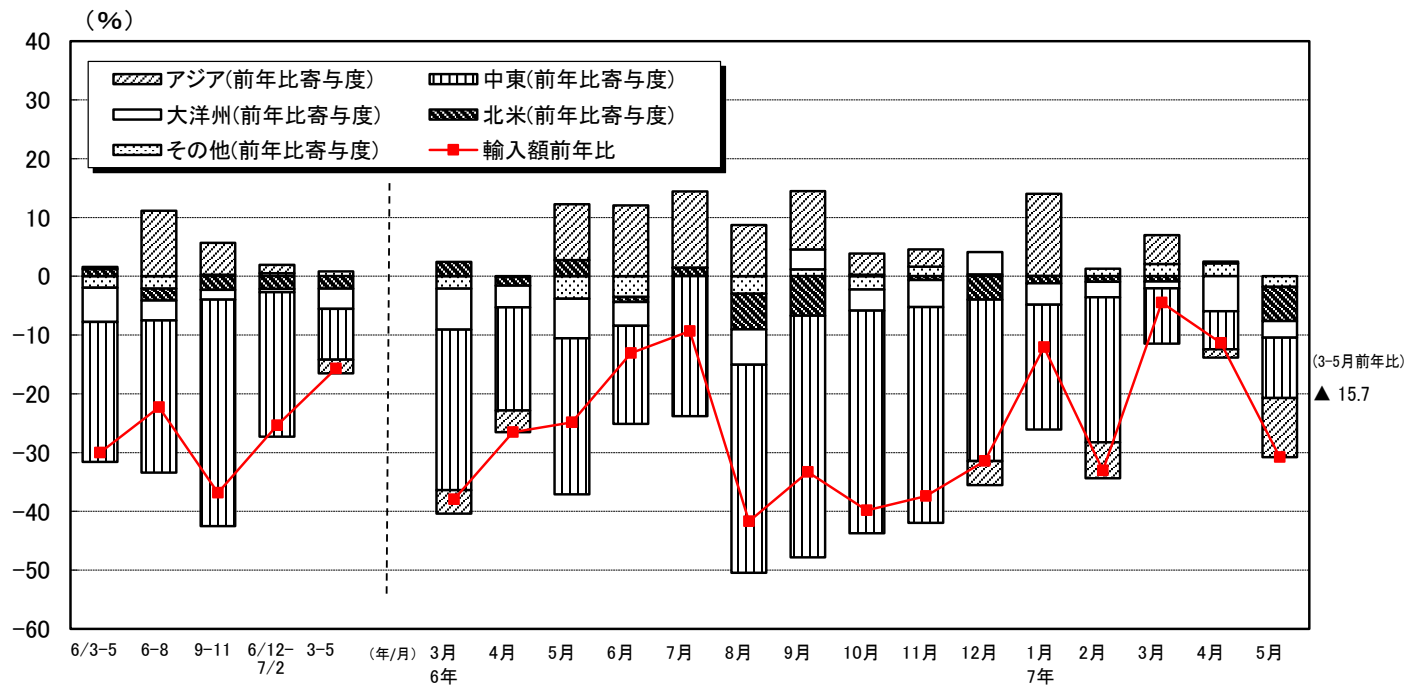
輸出(円ベース)



(資料出所: 神戸税関、門司税関)

<参考>

輸入(円ベース)

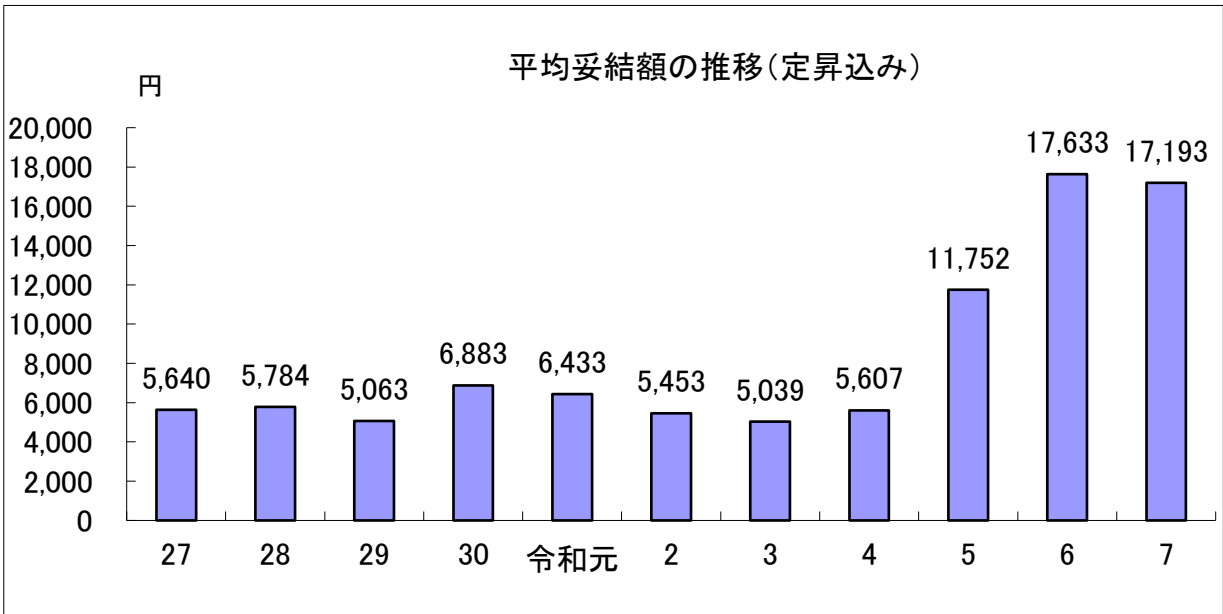


(資料出所: 神戸税関、門司税関)

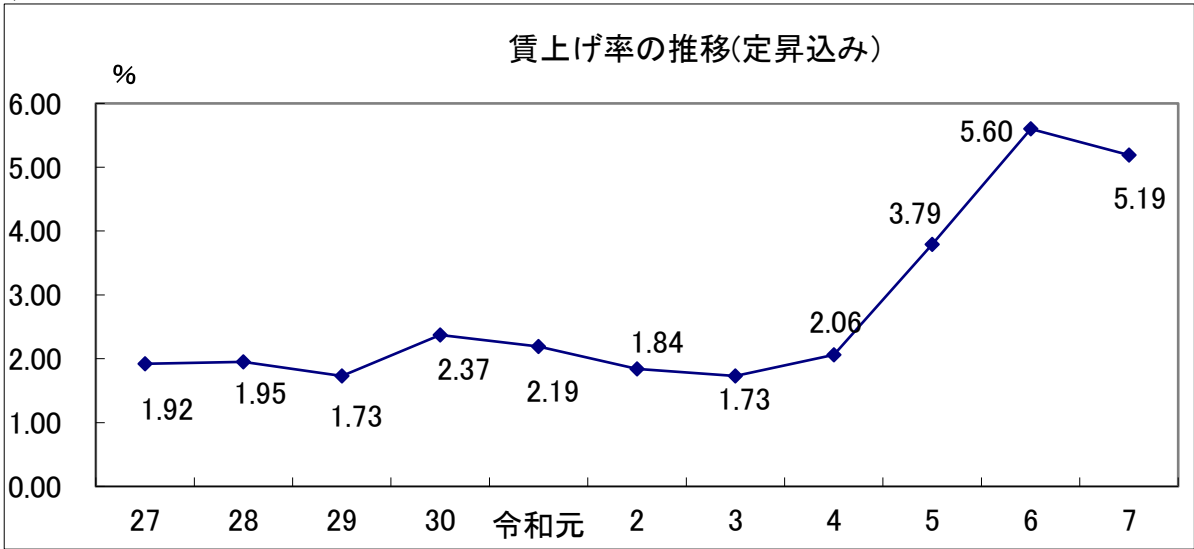
令和7年春季賃上げ要求・妥結状況(最終集計結果)

令和7年6月末現在
産業労働部労働政策課

図表1



図表2



図表3 要求額・妥結額の前年との比較(定昇込み)

※比較表(定昇込みで妥結した組合のみ)

区 分	要 求			妥 結			
	組合数	金額(円)	対前年(%)	組合数	金額(円)	対前年(%)	賃上げ率(%)
令和7年6月末妥結状況	61	18,788	104.6	61	17,193	104.5	5.19
同組合令和6年妥結状況	61	17,957	—	61	16,448	—	—
令和6年調査最終結果	72	18,273	153.5	72	17,633	164.8	5.6

- (注) 1. 要求金額、妥結金額は組合員数による加重平均
 2. 同組合令和6年妥結状況は、今回集計した組合の前年の状況
 3. 令和6年調査最終結果は、昨年6月末時点で集計した最終結果
 4. 対前年は、該当年の集計対象組合の前年の金額との比較

図表4 企業規模別

(単位:円、%)

企 業 規 模		平均賃金	要 求		妥 結				
			組合数	要求額	組合数	令和7年妥結額	対前年(%)	賃上げ率	令和6年妥結額
計		331,337 (283,565)	61	18,788 (15,351)	61	17,193 (12,535)	104.5 (106.5)	5.19 (4.42)	16,448 (11,769)
	29人以下	243,098	2	18,670	2	15,691	124.4	6.45	12,616
	30 ～ 99人	253,807	12	12,303	12	9,124	109.8	3.59	8,310
	100 ～ 299人	274,310	14	13,789	14	12,503	123.5	4.56	10,124
	300人未満計	265,821 (261,317)	28	14,233 (13,559)	28	12,340 (10,513)	121.6 (116.1)	4.64 (4.02)	10,152 (9,053)
	300 ～ 499人	255,086	9	17,299	9	11,535	135.5	4.52	8,516
	500 ～ 999人	306,302	6	14,817	6	14,961	96.9	4.88	15,435
	300 ～ 999人	276,891	15	16,242	15	12,994	113.4	4.69	11,462
	1,000人以上	349,246	18	19,836	18	18,546	102.3	5.31	18,130
	300人以上計	339,297 (302,443)	33	19,342 (16,870)	33	17,782 (14,250)	103.3 (101.3)	5.24 (4.71)	17,213 (14,074)

- (注) 1. 定昇込みで妥結している組合のみを集計。()内は組合数による単純平均。
2. 令和6年妥結額は、令和7年妥結額を集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。

図表5 産業別

(単位:円、%)

区 分		平均賃金	要 求		妥 結				
			組合数	要求額	組合数	令和7年妥結額	対前年(%)	賃上げ率	令和6年妥結額
産 業 計		331,337	61	18,788	61	17,193	104.5	5.19	16,448
製 造 業 計		349,607	37	19,815	37	18,627	102.0	5.33	18,267
製 造 業	食 料 品 ・ た ば こ	×	1	×	1	×	×	×	×
	織 維 工 業	-	0	-	0	-	-	-	-
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具	X	1	X	1	X	X	X	X
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	×	1	×	1	×	×	×	×
	化 学 工 業	376,286	5	21,379	5	19,423	104.9	5.16	18,509
	石 油 ・ 石 炭 製 品 等	296,241	2	11,015	2	18,166	173.9	6.13	10,446
	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	X	1	X	1	X	X	X	X
	窯 業 ・ 土 石 製 品	251,812	3	13,571	3	8,199	101.3	3.26	8,093
	鉄 鋼 業	316,402	9	22,594	9	20,770	98.1	6.56	21,173
	非 鉄 金 属	X	1	X	1	X	X	X	X
	金 属 製 品	251,477	3	18,588	3	14,512	134.9	5.77	10,755
	一 般 機 械 器 具	261,498	3	18,020	3	13,245	93.4	5.07	14,175
	電 気 機 器 ・ 電 子 部 品 等	288,989	2	12,439	2	9,296	103.7	3.22	8,966
	輸 送 用 機 械 器 具	342,585	5	18,286	5	18,034	110.6	5.26	16,307
	そ の 他	-	0	-	0	-	-	-	-
建 設 業		309,004	2	11,457	2	16,604	151.5	5.37	10,962
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		-	0	-	0	-	-	-	-
情 報 通 信 業		-	0	-	0	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業		259,010	11	13,007	11	9,235	123.9	3.57	7,452
卸 売 業 ・ 小 売 業		261,510	9	17,044	9	13,297	117.7	5.08	11,300
金 融 業 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業		-	0	-	0	-	-	-	-
学 術 研 究 ・ 専 門 技 術 サ ー ビ ス 業		-	0	-	0	-	-	-	-
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業		X	1	X	1	X	X	X	X
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業		-	0	-	0	-	-	-	-
教 育 ・ 学 術 研 究 ・ 医 療 ・ 福 祉		X	1	X	1	X	X	X	X
複 合 サ ー ビ ス 事 業 ・ サ ー ビ ス 業		-	0	-	0	-	-	-	-

- (注) 1. 定昇込みで妥結している組合のみを集計。
2. 令和6年妥結額は、令和7年妥結額を集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。
3. 電気機器・電子部品等は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイスの各製造業の合算。

図表6 金額階層別

金 額 階 級	300人未満	300人以上	計	分布率 (%)	令和6年 組合数	分布率 (%)
計	28	33	61	100.0	72	100.0
1,000 円未満	2	0	2	3.3	2	2.8
1,000 ～ 1,999 円	0	0	0	0.0	0	0.0
2,000 ～ 2,999 円	1	1	2	3.3	2	2.8
3,000 ～ 3,999 円	0	2	2	3.3	1	1.4
4,000 ～ 4,999 円	1	0	1	1.6	3	4.2
5,000 ～ 5,999 円	0	0	0	0.0	1	1.4
6,000 ～ 6,999 円	3	2	5	8.2	4	5.6
7,000 ～ 7,999 円	2	1	3	4.9	1	1.4
8,000 ～ 8,999 円	2	0	2	3.3	4	5.6
9,000 ～ 9,999 円	2	2	4	6.6	6	8.3
10,000 円以上	15	25	40	65.6	48	66.7
そ の 他	0	0	0	0.0	0	0.0

(注) 1. 定昇込みで妥結している組合のみを集計
2. その他は具体的な妥結額が不明の組合

図表7 妥結時期

妥 結 時 期	300人未満	300人以上	計	累計	分布率 (%)
計	28	33	61	61	100.2
2 月 末 ま で	0	0	0	0	0.0
3 月 1 ～ 10 日	2	3	5	5	8.2
11 ～ 20 日	5	10	15	20	24.6
21 ～ 31 日	7	7	14	34	23.0
4 月 1 ～ 10 日	3	6	9	43	14.8
11 ～ 20 日	0	2	2	45	3.3
21 ～ 30 日	3	1	4	49	6.6
5 月 1 ～ 10 日	1	0	1	50	1.6
11 ～ 20 日	3	2	5	55	8.2
21 ～ 31 日	1	1	2	57	3.3
6 月 1 ～ 10 日	2	0	2	59	3.3
11 ～ 20 日	1	1	2	61	3.3
21 ～ 30 日	0	0	0	61	0.0
7 月 1 ～ 10 日	0	0	0	61	0.0

(注) 1. 定昇込みで妥結している組合のみを集計

図表8 地域別

区 分		要 求				妥 結						調査対象 組合
		組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	組合数	今年額	前年額	平均賃金	対前年 (%)	賃上げ率	
計	(定昇込み)	61	18,788	17,957	104.6	61	17,193	16,448	331,337	104.5	5.19	188
	(ペアのみ)	21	15,407	12,654	121.8	21	13,030	11,064	331,977	117.8	3.92	
岩 国	(定昇込み)	8	9,350	8,360	111.8	8	7,365	7,261	274,813	101.4	2.68	19
	(ペアのみ)	5	15,004	13,000	115.4	5	13,326	12,367	337,095	107.8	3.95	
柳 井	(定昇込み)	3	14,467	13,326	108.6	3	12,158	8,636	267,708	140.8	4.54	7
	(ペアのみ)	2	19,569	16,569	118.1	2	7,542	10,480	299,306	72.0	2.52	
周 南	(定昇込み)	22	20,815	18,639	111.7	22	19,043	17,575	353,423	108.4	5.39	37
	(ペアのみ)	5	15,250	11,656	130.8	5	13,608	12,048	334,298	112.9	4.07	
山口・ 防府	(定昇込み)	9	17,245	15,789	109.2	9	16,322	14,361	315,975	113.7	5.17	42
	(ペアのみ)	2	17,000	14,368	118.3	2	10,395	11,861	284,969	87.6	3.65	
宇部・ 小野田	(定昇込み)	7	17,466	16,883	103.5	7	16,323	16,953	309,611	96.3	5.27	40
	(ペアのみ)	5	15,392	12,843	119.8	5	14,570	11,783	350,292	123.7	4.16	
下 関	(定昇込み)	12	19,176	22,641	84.7	12	16,719	19,282	329,235	86.7	5.08	42
	(ペアのみ)	2	14,739	10,261	143.6	2	12,304	5,478	334,348	224.6	3.68	
萩・ 長門	(定昇込み)	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	1
	(ペアのみ)	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	

(注) 1.組合員数による加重平均で集計

2.前年額は、今回集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果と一致しない

2025春季生活闘争 賃金改善回答集計

1. 企業規模別 (単位：円、%)

企業規模	基準賃金	回答			24年回答額
		組合数	25年回答額	賃上げ率	
計	313,097円 (284,629円)	136	15,891円 (13,775円)	5.08% (4.84%)	15,546円
300人未満	259,146円	43	12,396円	4.79%	10,839円
300～999人	272,956円	35	12,909円	4.73%	11,556円
1,000人以上	324,058円	58	16,659円	5.14%	16,539円

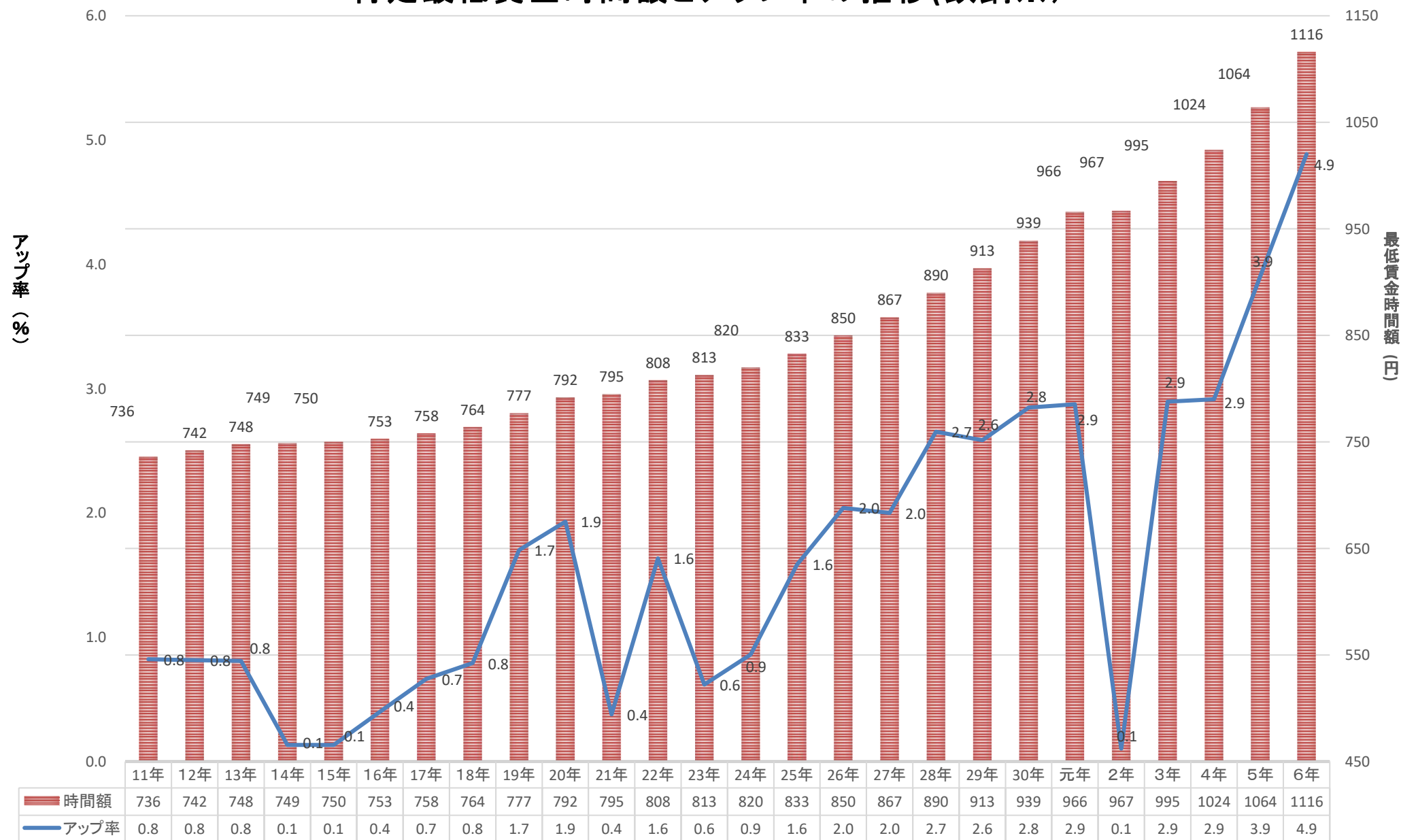
(注) 24年と25年の回答額を集計した組合は必ずしも一致しない。
要求・回答額は定昇込みで集計。()内は組合数による単純平均。

2. 産業別 (単位：円、%)

区分		基準賃金	回答			24年回答額
			組合数	25年回答額	賃上げ率	
産 業 計		313,097円	136	15,891円	5.08%	15,546円
製 造 業 計		323,609円	81	16,974円	5.25%	17,467円
製 造 業	食 料 品 ・ た ば こ	315,565円	1	8,819円	2.79%	***
	織 維 工 業	287,767円	2	18,929円	6.58%	17,797円
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具	251,716円	2	10,194円	4.05%	6,769円
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	309,675円	4	14,134円	4.56%	10,315円
	化 学 工 業	354,768円	15	16,474円	4.64%	17,752円
	石 油 ・ 石 炭 製 品 等	341,145円	5	17,595円	5.16%	14,887円
	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	266,816円	1	13,341円	5.00%	16,791円
	窯 業 ・ 土 石 製 品	297,938円	3	15,345円	5.15%	14,704円
	鉄 鋼 業	308,954円	15	19,034円	6.16%	29,884円
	非 鉄 金 属	335,790円	1	19,375円	5.77%	24,374円
	金 属 製 品	291,076円	3	7,736円	2.66%	13,000円
	一 般 機 械 器 具	264,560円	3	16,791円	6.35%	12,979円
	電 気 機 器 ・ 電 子 部 品 等	326,888円	5	12,011円	3.67%	9,624円
	輸 送 用 機 械 器 具	319,706円	18	17,427円	5.45%	15,487円
	そ の 他 の 製 造 業	249,356円	3	12,258円	4.92%	13,356円
建 設 業		265,074円	6	17,265円	6.51%	12,260円
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		283,067円	5	10,459円	3.70%	11,397円
情 報 通 信 業		421,890円	1	12,000円	2.84%	11,000円
運 輸 業 ・ 郵 便 業		275,555円	17	11,746円	4.26%	11,667円
卸 売 業 ・ 小 売 業		272,129円	10	13,361円	4.91%	13,308円
金 融 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業 等		316,892円	2	10,607円	3.35%	14,693円
サ ー ビ ス 業		301,000円	1	13,500円	4.49%	12,400円
そ の 他		316,603円	13	16,589円	5.24%	6,400円

(注) 24年と25年の回答額を集計した組合は必ずしも一致しない。
要求・回答額は定昇込みで集計。
電気機器・電子部品等は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイスの各製造業、
その他サービス業には、協同組合等の複合サービス業、教育、学習支援業などの合算

特定最低賃金時間額とアップ率の推移(鉄鋼※)



※鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業

最低賃金に関する基礎調査について(鉄鋼※)

山口県特定最低賃金

調査の目的	中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資すること
調査対象事業所	鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業について、常用労働者100人未満を雇用している事業所
調査対象労働者	調査実施年の6月1日現在、調査対象事業所に使用される労働者(臨時・パート等を含む)
調査方法	郵送調査及びオンライン調査
集計	山口労働局において集計し、母集団に復元した。 また、総括表の作成には、18歳未満又は65歳以上の者等の適用除外労働者を除いた基幹的労働者を対象とした。

※鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業

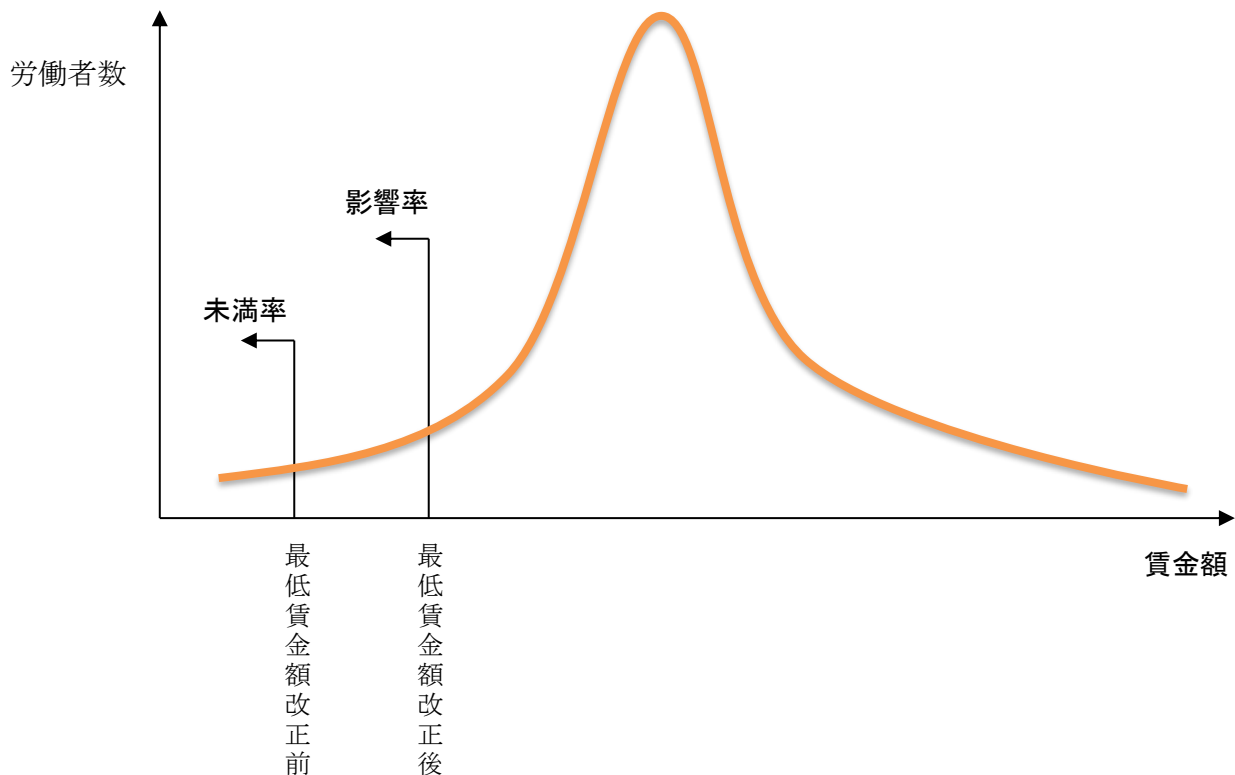
1 未満率及び影響率

未満率：現在設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合

影響率：最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金を下回る労働者の割合

イメージ図

* 曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。



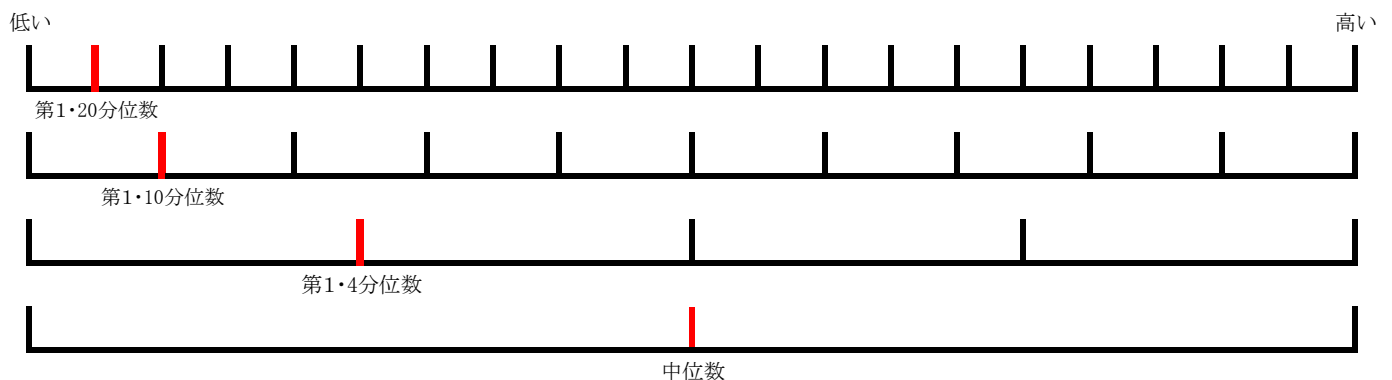
2 第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数

第1・20分位数：数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の20分の1の順位に当たる数値

第1・10分位数：同様に全体の10分の1の順位に当たる数値

第1・4分位数：4分の1の順位に当たる数値

中位数：2分の1の順位(すなわち中央)に当たる数値



令和7年度基礎調査における特定最低賃金（鉄鋼※）の未満率及び影響率

時間額(円)	全体	一般	パート	女
	未満率(%)			
1116	0.5	0.6	0.0	2.5
影響率(%)				
1117	1.1	0.8	18.7	5.6
1118	1.1	0.8	18.7	5.6
1119	2.2	1.8	18.7	5.6
1120	2.2	1.8	18.7	5.6
1121	2.3	1.8	26.7	6.8
1122	2.3	1.8	26.7	6.8
1123	2.4	1.9	26.7	7.7
1124	2.4	1.9	26.7	7.7
1125	2.4	1.9	26.7	7.7
1126	2.6	2.1	26.7	8.9
1127	2.6	2.1	26.7	8.9
1128	2.7	2.2	26.7	10.2
1129	2.7	2.2	26.7	10.2
1130	2.7	2.2	26.7	10.2
1131	2.7	2.2	26.7	10.2
1132	2.7	2.2	26.7	10.2
1133	2.7	2.2	26.7	10.2
1134	2.7	2.2	26.7	10.2
1135	2.7	2.2	26.7	10.2
1136	2.7	2.2	26.7	10.2
1137	2.7	2.2	26.7	10.2
1138	2.7	2.2	26.7	10.2
1139	2.7	2.2	26.7	10.2
1140	2.9	2.4	26.7	10.2
1141	2.9	2.4	26.7	10.2
1142	3.3	2.9	26.7	10.2
1143	3.3	2.9	26.7	10.2
1144	3.3	2.9	26.7	10.2
1145	3.3	2.9	26.7	10.2
1146	3.5	3.0	26.7	10.2
1147	3.5	3.0	26.7	10.2
1148	3.5	3.0	26.7	10.2
1149	3.5	3.0	26.7	10.2
1150	3.5	3.0	26.7	10.2
1151	3.6	3.0	34.6	11.4
1152	3.8	3.2	34.6	11.4
1153	3.8	3.2	34.6	11.4
1154	3.8	3.2	34.6	11.4

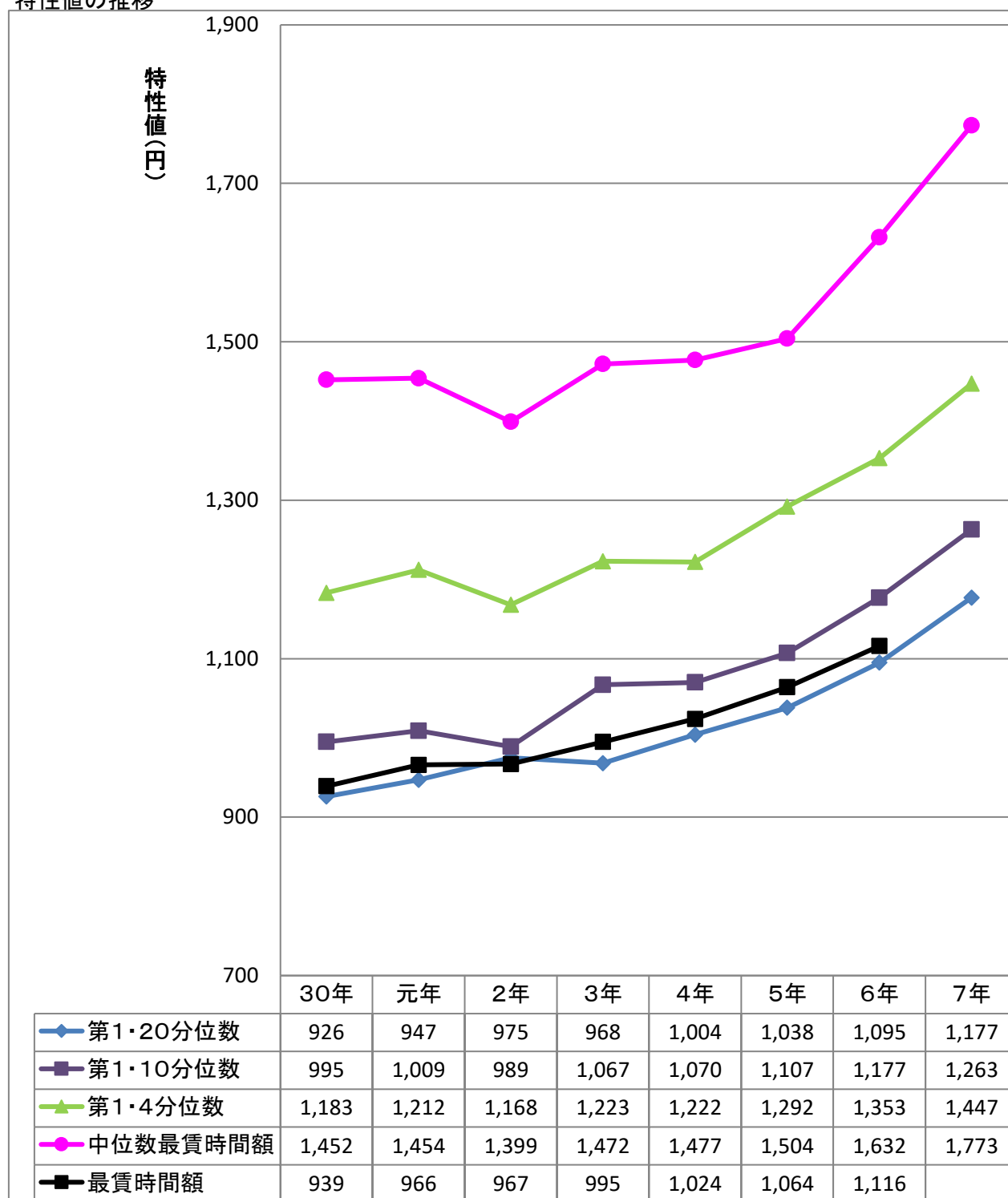
1155	3.8	3.2	34.6	11.4
1156	3.8	3.2	34.6	11.4
1157	4.0	3.4	34.6	12.9
1158	4.0	3.4	34.6	12.9
1159	4.0	3.4	34.6	12.9
1160	4.0	3.4	34.6	12.9
1161	4.1	3.5	34.6	12.9
1162	4.1	3.5	34.6	12.9
1163	4.1	3.5	34.6	12.9
1164	4.2	3.6	34.6	12.9
1165	4.2	3.6	34.6	12.9
1166	4.2	3.6	34.6	12.9
1167	4.2	3.6	34.6	12.9
1168	4.2	3.6	34.6	12.9
1169	4.2	3.6	34.6	12.9
1170	4.4	3.8	34.6	12.9
1171	4.4	3.8	34.6	12.9
1172	4.4	3.8	34.6	12.9
1173	4.4	3.8	34.6	12.9
1174	4.7	4.0	44.0	14.3
1175	4.7	4.0	44.0	14.3
1176	4.7	4.0	44.0	14.3
1177	4.7	4.0	44.0	14.3
1178	5.0	4.3	44.0	15.6
1179	5.0	4.3	44.0	15.6
1180	5.0	4.3	44.0	15.6
1181	5.0	4.3	44.0	15.6
1182	5.2	4.5	44.0	15.6
1183	5.2	4.5	44.0	15.6
1184	5.2	4.5	44.0	15.6
1185	5.5	4.7	44.0	15.6
1186	5.5	4.7	44.0	15.6
1187	5.5	4.7	44.0	15.6
1188	5.5	4.7	44.0	15.6
1189	5.5	4.7	44.0	15.6
1190	5.5	4.7	44.0	15.6
1191	5.6	4.9	44.0	16.8
1192	5.6	4.9	44.0	16.8
1193	5.6	4.9	44.0	16.8
1194	5.6	4.9	44.0	16.8
1195	5.6	4.9	44.0	16.8
1196	5.6	4.9	44.0	16.8
1197	5.8	5.0	44.0	16.8
1198	5.8	5.0	44.0	16.8

1199	5.8	5.0	44.0	16.8
1200	5.8	5.0	44.0	16.8
1201	5.9	5.0	53.4	18.3
1202	6.3	5.4	53.4	19.8
1203	6.5	5.6	53.4	19.8
1204	6.5	5.6	53.4	19.8
1205	6.5	5.6	53.4	19.8
1206	6.6	5.7	53.4	19.8
1207	6.6	5.7	53.4	19.8
1208	6.7	5.8	53.4	20.6
1209	6.7	5.8	53.4	20.6
1210	6.9	6.0	53.4	22.0
1211	6.9	6.0	53.4	22.0
1212	6.9	6.0	53.4	22.0
1213	6.9	6.0	53.4	22.0
1214	7.1	6.2	53.4	23.5
1215	7.1	6.2	53.4	23.5
1216	7.3	6.4	53.4	23.5
1217	7.3	6.4	53.4	23.5
1220	7.3	6.4	53.4	23.5
1230	7.8	6.9	53.4	23.5
1240	8.2	7.4	53.4	24.3
1250	8.5	7.6	53.4	25.2
1260	9.6	8.6	61.3	29.3

※鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果（鉄鋼※・全て）

(1) 特性値の推移



※鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業

(2) 未満率と影響率の推移

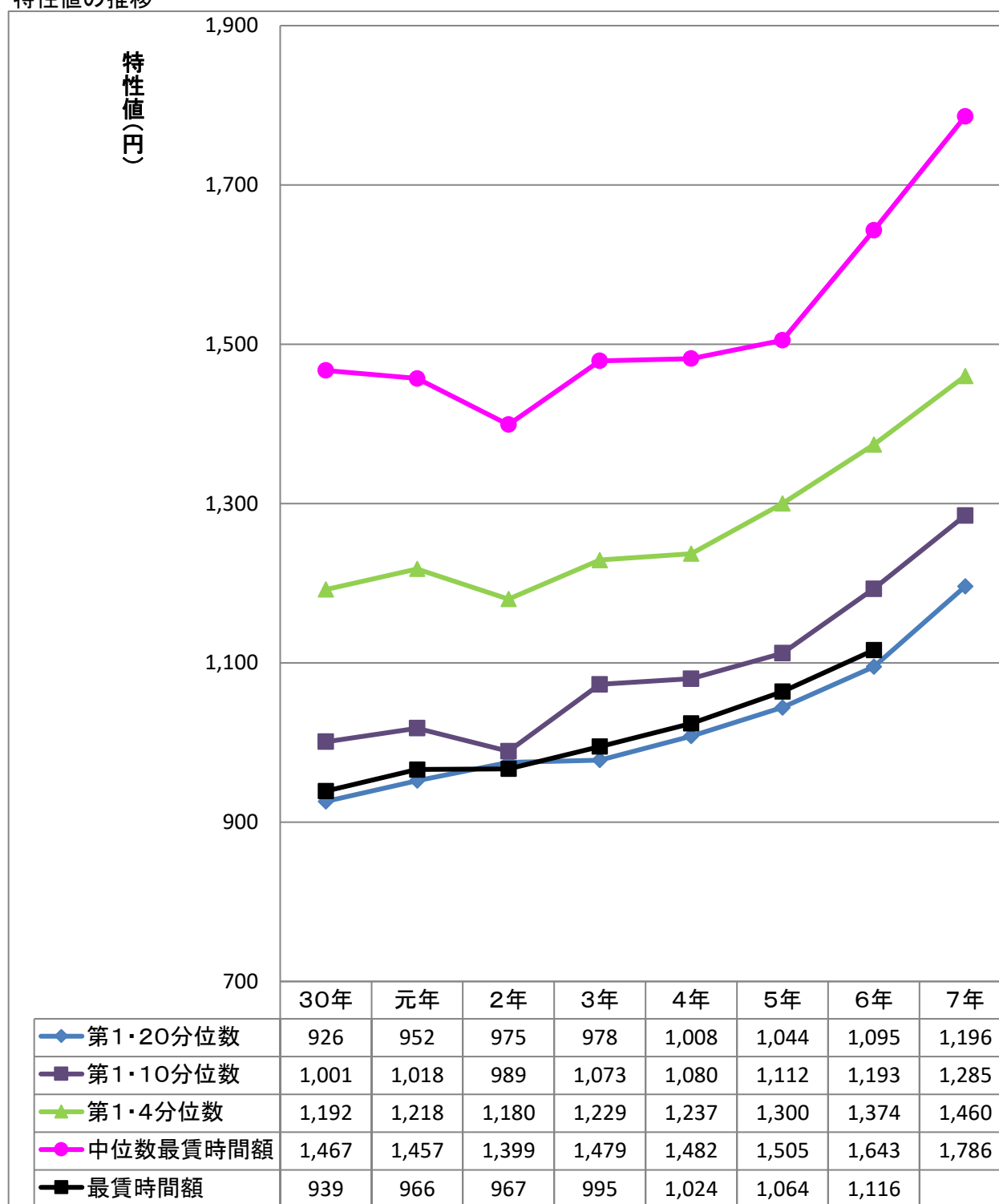
	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	2.6	2.5	4.6	4.4	2.5	2.3	2.5	0.5
影響率	6.2	6.3	4.6	7.1	6.6	6.7	7.2	

(3) 特定最低賃金地域別最低賃金の比較(時間額)

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	939	966	967	995	1024	1064	1116	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	117.1%	116.5%	116.6%	116.1%	115.3%	114.7%	114.0%	

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果（鉄鋼※・一般）

(1) 特性値の推移



※鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業

(2) 未満率と影響率の推移

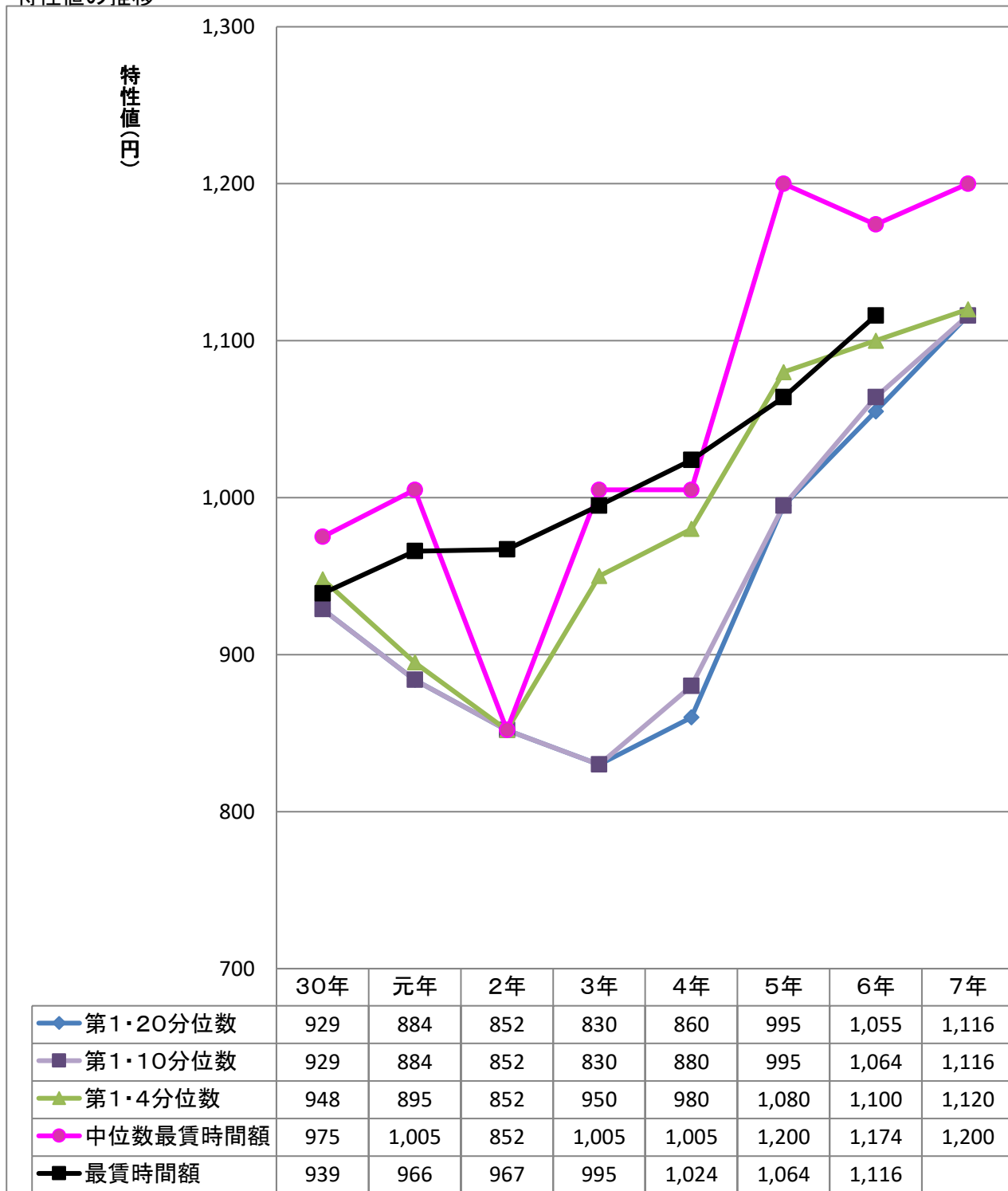
	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	2.7	2.1	4.5	3.9	2.0	2.0	2.3	0.6
影響率	6.1	5.8	4.5	6.6	5.8	6.4	6.4	

(3) 特定最低賃金地域別最低賃金の比較(時間額)

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	939	966	967	995	1024	1064	1116	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	117.1%	116.5%	116.6%	116.1%	115.3%	114.7%	114.0%	

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果（鉄鋼※・パート）

(1) 特性値の推移



※鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業

(2) 未満率と影響率の推移

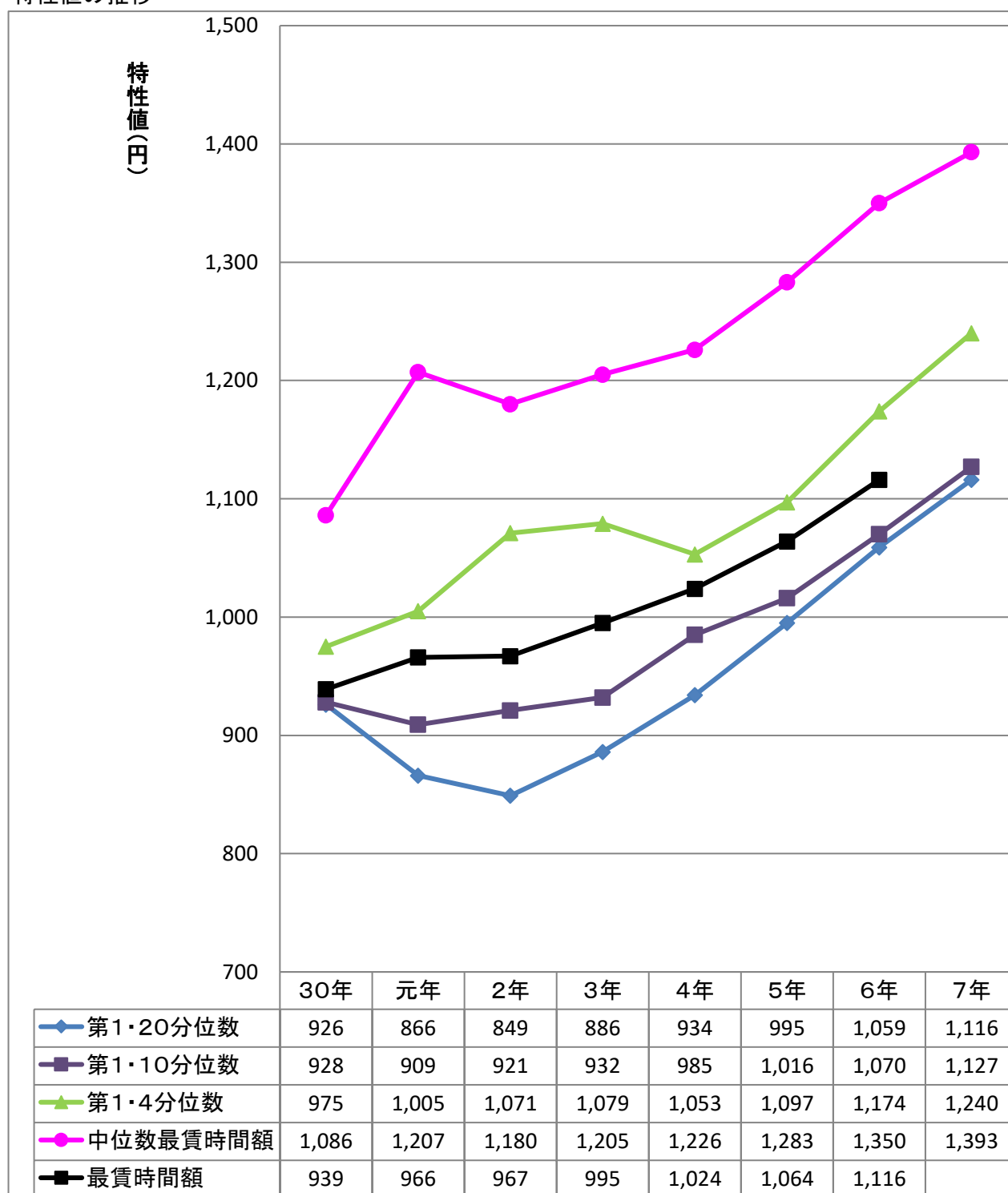
	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	0.0	29.7	58.4	33.2	29.4	18.4	8.4	0.0
影響率	10.1	42.2	58.4	41.8	50.3	24.5	34.7	

(3) 特定最低賃金地域別最低賃金の比較(時間額)

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	939	966	967	995	1024	1064	1116	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	117.1%	116.5%	116.6%	116.1%	115.3%	114.7%	114.0%	

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果（鉄鋼※・女）

(1) 特性値の推移



※鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業

(2) 未満率と影響率の推移

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
未満率	4.8	5.3	16.7	16.4	11.0	10.5	5.5	2.5
影響率	15.6	17.3	16.7	20.1	19.7	21.0	17.9	

(3) 特定最低賃金地域別最低賃金の比較(時間額)

	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
産別時間額	939	966	967	995	1024	1064	1116	
地賃時間額	802	829	829	857	888	928	979	
比率	117.1%	116.5%	116.6%	116.1%	115.3%	114.7%	114.0%	

令和 7 年度最低賃金に関する基礎調査結果（全産業との比較）

	全産業	鉄鋼
時間当平均賃金額	1420	1859
第 1 ・ 2 0 分位数	979	1177
第 1 ・ 1 0 分位数	980	1263
第 1 ・ 4 分位数	1003	1447
中位数	1203	1773
令和 6 年度最低賃金額（参考）	979	1116

第 1 ・ 2 0 分位数：数値の集まり（分布）があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて

全体の 2 0 分の 1 の順位に当たる数値

第 1 ・ 1 0 分位数：同様に全体の 1 0 分の 1 の順位に当たる数値

第 1 ・ 4 分位数 ：同様に全体の 4 分の 1 の順位に当たる数値

中位数 ： 2 分の 1 の順位（すなわち中央）に当たる数値

1300	1399	(20.0)	(29.7)	(26.2)	(16.8)	(20.0)					(100.0)	(19.9)	(7.5)	(16.3)	
		333	39	108	186	333						267	17	21	
1400	1499	(27.7)	(50.0)	(36.0)	(22.6)	(27.7)						(27.7)	(11.8)	(33.7)	
		421	44	135	242	421						344	24	25	
1500	1599	(35.1)	(56.3)	(45.1)	(29.4)	(35.1)						(35.7)	(16.6)	(40.6)	
		512	48	166	298	512						420	33	32	
1600	1699	(42.6)	(60.9)	(55.5)	(36.2)	(42.6)						(43.5)	(22.4)	(52.0)	
		615	51	188	376	615						513	39	36	
1700	1799	(51.2)	(65.6)	(62.8)	(45.7)	(51.2)						(53.2)	(26.6)	(58.4)	
		743	57	208	477	743						633	43	40	
1800	1899	(61.9)	(73.4)	(69.5)	(58.0)	(61.9)						(65.7)	(28.9)	(64.8)	
		824	60	216	549	824						705	52	40	
1900	1999	(68.6)	(76.6)	(72.0)	(66.7)	(68.6)						(73.1)	(35.3)	(64.8)	
		1,201	78	300	823	1,201						964	147	62	
2000		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)						(100.0)	(100.0)	(100.0)	
月 平 均 賃 金 額		307,506	294,976	299,175	311,730	307,506					203,687	297,039	392,958	312,481	
時 間 当 平 均 賃 金 額		1,870	1,732	1,793	1,912	1,870					1,236	1,805	2,401	1,908	
月一人当たり労働時間数		165	169	168	163	165					165	165	164	164	
第 1 ・ 2 0 分 位 数		1,196	1,122	1,141	1,227	1,196					1,141	1,201	1,389	1,181	
第 1 ・ 1 0 分 位 数		1,285	1,207	1,313	1,239	1,285					1,151	1,296	1,449	1,236	
第 1 ・ 4 分 位 数		1,460	1,365	1,392	1,542	1,460					1,169	1,463	1,737	1,436	
中 位 数		1,786	1,486	1,651	1,829	1,786					1,233	1,772	2,297	1,677	
四 分 位 差 係 数		0.1957	0.1817	0.2111	0.1730	0.1957					0.0491	0.1625	0.2505	0.2716	
【上段】		累積労働者数		【下段】		累積構成比									

1300	1399	(85.3)	(50.0)		(85.7)	(85.3)					(91.0)		(58.5)
		21	2		13	21					14		3
1400	1499	(90.6)	(100.0)		(85.7)	(90.6)					(100.0)		(58.5)
		23			15	23							5
1500	1599	(100.0)			(100.0)	(100.0)							(100.0)
1600	1699												
1700	1799												
1800	1899												
1900	1999												
2000													
月 平 均 賃 金 額		158,794	150,917	117,867	174,914	158,794					172,192	152,423	129,307
時 間 当 平 均 賃 金 額		1,258	1,385	1,173	1,268	1,258					1,272	1,145	1,313
月一人当たり労働時間数		127	110	101	139	127					136	133	100
第 1 ・ 2 0 分 位 数		1,116	1,272	1,120	1,116	1,116					1,116	1,116	1,120
第 1 ・ 1 0 分 位 数		1,116	1,272	1,120	1,116	1,116					1,116	1,116	1,120
第 1 ・ 4 分 位 数		1,120	1,272	1,120	1,116	1,120					1,150	1,116	1,120
中 位 数		1,200	1,273	1,150	1,200	1,200					1,250	1,117	1,272
四 分 位 偏 差 係 数		0.1083	0.0888	0.0565	0.1133	0.1083					0.0952	0.0255	0.1494
【上段】	累積労働者数			【下段】	累積構成比								

1,300	1,399	(21.2)	(17.3)		(100.0)	(16.7)	(5.2)	(17.7)		(50.1)		(53.3)	(38.0)	(30.2)
		354	264			209	11	19		90		72	11	5
1,400	1,499	(28.9)	(24.5)			(24.2)	(8.3)	(33.3)		(60.9)		(63.7)	(48.8)	(48.4)
		444	343			277	18	23		101		81	11	7
1,500	1,599	(36.3)	(31.9)			(32.0)	(13.7)	(40.9)		(68.6)		(71.9)	(48.8)	(69.8)
		535	422			344	23	30		113		89	15	7
1,600	1,699	(43.7)	(39.2)			(39.8)	(17.5)	(53.2)		(76.5)		(79.0)	(64.9)	(69.8)
		638	522			434	29	34		117		93	15	7
1,700	1,799	(52.2)	(48.5)			(50.1)	(22.3)	(60.2)		(79.2)		(82.5)	(64.9)	(69.8)
		766	640			547	32	37		126		100	15	9
1,800	1,899	(62.6)	(59.5)			(63.2)	(24.9)	(64.0)		(85.4)		(89.1)	(64.9)	(87.9)
		847	716			615	40	37		131		103	17	9
1,900	1,999	(69.2)	(66.5)			(71.0)	(30.9)	(64.0)		(89.0)		(92.1)	(72.9)	(87.9)
		1,224	1,077			865	129	57		147		112	23	10
2,000		(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)		(100.0)		(100.0)	(100.0)	(100.0)
月 平 均 賃 金 額		304,706	312,983		203,145	302,596	406,964	306,964		244,184	209,948	239,184	269,948	249,163
時 間 当 平 均 賃 金 額		1,859	1,905		1,232	1,838	2,484	1,910		1,518	1,290	1,482	1,689	1,589
月一人当たり労働時間数		164	165		165	165	164	160		160	163	161	158	154
第 1 ・ 2 0 分 位 数		1,177	1,215		1,141	1,227	1,393	1,181		1,116	1,290	1,116	1,116	1,120
第 1 ・ 1 0 分 位 数		1,263	1,308		1,151	1,322	1,547	1,272		1,127	1,290	1,150	1,173	1,120
第 1 ・ 4 分 位 数		1,447	1,504		1,169	1,511	1,904	1,436		1,240	1,290	1,213	1,255	1,236
中 位 数		1,773	1,817		1,233	1,795	2,454	1,619		1,393	1,290	1,388	1,685	1,500
四 分 位 偏 差 係 数		0.1997	0.1874		0.0564	0.1607	0.2341	0.2813		0.1597		0.1545	0.2718	0.2210
【上段】	累積労働者数			【下段】	累積構成比									

令和7年7月現在

都道府県別「鉄鋼」の特定最低賃金

都道府県	ランク	特定最低賃金					地域別最低賃金	
		令和5年度	令和6年度	令和6年度 引上げ額	発効日	令和5年度 引上げ額	令和6年度	引上げ額
北海道	B	1,030	1,100	70	R6.12.1	30	1,010	50
青森	C	992	1,045	53	R6.12.21	34	953	55
岩手	C	949	1,008	59	R7.1.22	41	952	59
宮城	B	1,003	1,059	56	R6.12.15	20	973	50
茨城	B	1,046	1,098	52	R6.12.31	42	1,005	52
群馬	B	1,017	1,067	50	R6.12.28	41	985	50
千葉	A	1,096	1,147	51	R6.12.25	42	1,076	50
東京	A	871	必要性なし	埋没	H26.3.23	-	1,163	50
神奈川	A	874	必要性なし	埋没	H26.3.15	-	1,162	50
愛知	A	1,059	1,111	52	R6.12.16	41	1,077	50
三重	B	739	申出なし	埋没	H10.12.15	-	1,023	50
大阪	A	1,066	1,120	54	R6.12.1	70	1,114	50
兵庫	B	1,065	1,116	51	R6.12.1	41	1,052	51
和歌山	B	1,050	1,103	53	R6.12.30	42	980	51
島根	B	1,034	1,092	58	R6.11.28	47	962	58
岡山	B	1,050	1,102	52	R6.12.8	40	982	50
広島	B	1,064	1,114	50	R6.12.31	40	1,020	50
山口	B	1,064	1,116	52	R6.12.15	40	979	51
福岡	B	1,053	1,106	53	R6.12.10	43	992	51
大分	C	1,053	1,106	53	R6.12.25	43	954	55

山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、山口地方最低賃金審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、山口労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により、山口労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山口労働局長に通知するものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。

(委員の欠席)

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第4条の2 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(テレビ会議システム)

- 第5条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 委員は病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

(議事録)

- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

- 第7条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、山口地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営規程に関し必要な事項は、協議のうえ部会長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年7月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年6月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年8月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年8月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規定は、令和5年8月7日から施行する。